

3. 麻島平^{ラバタケ} 茅峰の下貞任の叔母の墓所なりと。墓印させられた古杉近來枯死
4. 鎧掛の松
5. 鳥越の松 貞任の墓印なりと
6. 午後には飲まぬ泉 午後に来を磨ぐから人民は遠慮したともいひ、或は敵の來襲をおそれて午後には毒を入れたともいはれてゐる。
7. 神明様 御神体を貞任の胸金だと云つて、九寸に七寸五分位の橢圓形で真中に天照大神兩側に春日大神八幡大神の三体を彫りつけ、右上に七曜の星、左に年號月日等あるが文字不明である。
8. マヨビの弓及刀二振 六十余年前外の鳥の大庄屋に持つて行かれ、その後不明。
9. 萩の胴の鼓 貞任の持参したもので、胴は萩で造つた中鼓、明治廿六年の火災で焼け、今は輪ばかり残つてゐる。
10. たぶさ 貞任の髪長さ八寸、馬の尾の様に太く油紙に包んだものだが、之も焼失してない。
11. 村正の太刀 阿部多郎兵衛にあつたのを明治の初、羽黒神社に奉納し、今は寶物になつてゐる

二 母狩山の由來

(黄金村)

古記に曰く、前九年の役の時源義家貞任追討の勅を受けて奥州に下り、千辛萬苦九年にして

厨川の柵を攻め破り、貞任は翌日鳥の海の柵にて亡んだといふ。其の時弟宗任不幸にして生捕られたが、義家の寛仁大度なるに感服し、即ち降服して無二の忠臣となる。其の後、後三年の役に於て宗任は先陣の將として大功を著した。後宗任は母が深山に隠れて居る由を傳へ聞き、主君に暇を願ひ、近臣五六人を引具して分入り、母を慕ひ尋ねるに、此處にて巡り逢つたので、母狩山と稱するやうになつた。宗任は母を誘つて歸らうとしたが、母は義家に見えん事を恥ぢたので、麓に下り、尼になつて一の庵を結ぶ。宗任は止むなく、郎徒を具して峰傳ひに歸り行く時、茲に復靈山あり、一夜籠願して世の太平なるを祈り、鎧を奉納したと云ふ。此處を鎧の神(今の鎧峰)といつて、今も靈驗著しといふ。宗任數日にして歸館し、君に一々言上せるによつて、義家その孝道を感稱し、即ち當地の尼寺に使者を立て、多くの扶持料を附與し給ふ。尼公はこれにより安樂に暮すことが出来たが、而も宗任並に戰場に死んだ萬卒の菩提を弔はん、手づから十王十体を刻み、此の寺に安置したと傳ふ。今有る十王佛は即ちこれである由。

今此の村の民家に阿部の姓多いのは、安倍尼公に従つて來た一族の後裔だといふ。

(阿部久兵衛氏藏記録による)

三 袈裟掛の櫻 (泉村)

泉村名勝の地、玉川寺の境内にある裏山に、晝尙ほ暗い杉森の中に湧き出る清水がある。稱して櫻清水と云ひ、その側に座禪石とて大石あり、又櫻の大木がある。此の櫻こそ古來有名な袈裟掛の櫻である。

六百八十年前寶治年中玉川村の開祖了然法明弘性は百濟の僧であるが、我國永平寺の開祖道元禪師の徳風を慕つて渡來し、普ねく諸國を遍歴したが、後國見の山水明媚なるを愛し、遂に錫を止め一寺を創立した、之即ち今日の玉川寺である。

其の頃唐土の經山寺に火災起り大伽藍はまさに炎々として灰燼に歸せんとし、消止めるに法なく人々は唯騒ぎまはつた。其の時玉川寺に於ては座禪石より盛に焰が上つてゐた。法明は六通の法と稱して通力自在であつたから、之によつて唐土經山寺の火災を知り、而して之を消止めることを得た。經山寺に於ても之を知り、其のお禮として藕糸の袈裟を南海に抛ち法明に賜はつた。法明はこれを察して僧を遣はして由良の濱をさがしたるに、金糸の箱に納めて案の如く之を見出すことが出來た。使の僧が玉川寺より出發の際に、途中にて其の箱を見る事を禁じられたが、たまりかねて由良附近鳥塚と稱する處で開いて見るに、袈裟自ら飛び

出て了つた。使の僧大いにおそろき歸つて見るに裏の櫻の木に掛つてゐた。

藕糸之袈裟縫ひ目なしの袈裟は今尙ほ寶物としてある。

四 八幡塚と八幡太郎義家 (本郷村)

大字大針字仲畑にある。大針橋を渡り南に行くに一町余、東方路傍に數本の杉と共に年古した櫻の木がある。古安部貞任の一族が八幡太郎義家に追ひつめられて、遂に討ちこめられた所と云ひ傳へられてゐる。

五 弘法大師と梵字川の由來 (本郷村)

大字熊出字日鏡の南方に、俗に「ヘグリ」と云ふ絶壁中にある川の東岸より望み見る事が出来る。此處は大鳥川と梵字川とが落合ふ場所、昔弘法大師が此の洞穴にこもつて何れの川から梵字が流れて來るのかと凝視して居た、そして名川の方面から流れて來るのをみこめて、此の川を梵字川と稱したとの事である。

赤川沿岸には至るに弘法様に因んだ碑があるが、昔「梵字川には一日三回梵字が流れる」といふことだったので、弘法様は耳さきくもこれをお聞きになり、官の浦から此の川を

さかのぼるべく足を進められた。今の袖の浦は丁度その頃の渡場で、渡賃を所持してゐなかつた爲に、大師は袖を引かれて遂にちぎれて落ちたので、その名が出たのだと云ひ傳へられてゐる。それから大師は次第にさかのぼつて落合で梵字川の事を十分に探知した上、湯殿山まで上つた。そうして大網の注蓮寺の開山になつたことも傳へられてゐる。

附記 弘法大師穴赤川による傳記弘法様の事を一文にせり。

六 羽黒山古實舊記

(手向村)

羽黒山開祖能除太子は、人皇三十三代崇峻天皇第三の皇子にましくて、參佛の大臣に申し奉る。御性質常休ならぬ故、勝照四年末の春左遷の御身にならせられた。そして其の御舟由良の八乙女にお着きになり、御上陸あらせられて、今の山添八幡社の社地に暫らくお休みになつて山々を御覽になるに、羽黒山の峰々紫雲たなびき神々しかつたので、夫より羽黒山にお登りになり座禪して居られた所、大なる三足の鳥が飛んで来て導くにまかせ阿久谷と云ふ祕所にお着きになつた。

此處は今に祕密の場所にして峰入修業の山伏の外行く事のならぬ所である。此處に居て晝夜大般若の肝心般若心經を余念なく誦誦し給ふた。然るに近在に鐵見と云ふ狩人があつ

て犬を連れ山深く入り、彼の大臣の御座所に行き當り見れば怪しき体にて讀經し給ふ聲が虫の音の如く聞えて來る故、近寄つて「何者ぞ」と問へば大臣の曰く「我是佛道修業のもの。汝は何者ぞ」と問ひ給ふた。鐵見曰く「我は此の近在に居る狩人なり」と答へて立歸つた。此の頃に小野乗考と云ふ人下り、歌連の里助川村に居住して居つたが病氣にて腰なへ、何の藥を用ひても更に其の驗がない、是神佛の祟ではなからうかと苦痛してゐる折柄、狩人鐵見の申すには、是より東山に尊き僧が居られる、是に頼んで加持祈念せられよと。狩人羽黒山に登り大臣に頼めば大臣の曰く「病は忘心より起る。しかし我等病の治し方を知らず。唯は大般若の肝心三昧耶心經の要文によつて病を治すのである。早く生死を離れ菩提を求むるならば病も癒ゆべし」と仰せられた。「さらば彼の里に御下り御願ひしたし。」と申せし處、その願により助川村に御下り給ふた。未だ病家に入らぬ中大風吹き來り、彼家焼上る、病者驚き立ち上り走り出て見れば家は其儘焼けもせず、大臣内に入つて病人を見るにもその如く達者になつた。誠に神變不思議の般若の智大なりと覺えた。之により乗考謹んで申すに「寔に般若の智力によつて病者立所に平癒するこそ不思議なり。」と申上げた。

七 灰 塚 (横山村)

助川村に傳へいふ所によれば嵯峨天皇の大同年中羽黒大堂再建の際、その材木の中助川村で仕上げたものは神威を穢さんこを恐れ木片は清めて川原で灰燼に附した。字西谷地の灰塚は即ちこれである。傳へられてゐる。

又材木運搬には牛を使用した。が、遠路の爲疲勞のため斃死したものが多かつた。字北畑の牛塚は其の牛を葬つた所である。傳へられて居る。

八 加藤村開發 (横山村)

加藤村開發の祖は加藤與右衛門である。言はれてゐる。口碑によれば氏は肥後熊本之城主加藤清正の臣で、清正の愛妾某と共に熊本を去り諸國を流浪して越後路から庄内に入り、加藤村に止まつて新田を開墾し、村名もその姓に基いたのである。その住所は字高山二十七番地。今は畑になつてゐる。加藤鎮守八幡社は與右衛門崇敬の社。言はれてゐる。

寛永九年六月清正の嫡肥後守忠廣事を以つて庄内に謫せられ、丸岡村の館によつたが、當村の與右衛門は何代目であるか明らかでないが、其の一女は忠廣の妾である。

九 經 塚 (立谷澤村)

大字科澤に奥羽鎮守府將軍藤原秀衡の妹德尼公の隱屋敷跡がある。今より七百年前源頼朝弟義經と不和のあつた時、尼公は義經をかくまつた罪により、征伐の憂目にあひ遂に自刃した。尼公は桓武天皇の後胤岩城次郎大夫則道の北の方で、則道は事によりて左遷せられ磐城平城主となられた時嫁して城に入られたのである。その時頼朝の奥羽征伐となつたので、三十六騎を擁して逃れ逃れて科澤の地に到り、剃髪して草庵を營み先祖の菩提を弔ひ日を過した。云ふ所で、今もその邸宅跡に目通六尺位の銀杏の木があり、又その傍の泉水や一段高き石階を上る。社殿の跡らしき所、その南には數十の古墳も認められる。近年附近で土地の人嘗て掘りしに、栗石より少し大なる石に梵字様のものの文字を一々書かれたのを發見した。老僧の言によれば法華經の文字を記されたもの。云はれ、爾後之を経塚と呼ぶやうになつた。又七八十年前北方の塚らしいものを掘つたら、劍鎗茶釜風鈴、佛像、陶器類等出た。隨身の家士の住居の跡らしい。云はれてゐる。或は又土肥次郎實平頼朝公の使者として羽黒山修復の爲奉行して來られた時、尼公等之を憚りて卅六士を率ひて、今の宮の浦方面に移られた。云ふ史實もある事から、その時什器を埋藏して行かれたものでないか、いはれてゐる。一時は

鎮守府將軍の妹君として、一城の主の北の方で多くの侍女にかしづかれた榮華の夢は何處へやら憫れとも云ひ知れぬ憐情を恨みはつきぬ事であらう。その辭世の歌に

夢の世に夢と思ふも夢なれば

八十七世のゆめも又夢

一〇 腹卷岩 (清川村)

昔源義經奥州に逃れて主従十二名が、當地諸皇子神社に祈願のため社前に一夜の御通夜をなされた。清川より本合海までの途次義經の腹巻を最上川の清水に洗ひすゝぎ此の岩にかけて乾かしたので腹巻岩の名をつけられたものである。

一一 千河原八幡神社の由來 (余目町)

應神天皇崩御の後御子大鷦鷯皇子、御弟稚郎子皇子との間に皇位譲り合ひの御事があつた際、仲の御兄大山守皇子が此の際に乗じて事をあげ、皇位を奪はんとする如く讒言するものがあつた爲、北國に流竄の身となつた。大山守皇子は新庄に逃げのび、それより舟にて最上川を下り今の千河原の地に御着きなられたと云ふ。

都では仁徳天皇即位せられ、佞臣あつて大山守皇子が地方に於いて兵をあげんも計り難いとの讒纏り、追討使一行を差向ける事になり、遂に千河原の地に於て追ひつく所となつた。大山守皇子は事あまりに急で逃れんに道なく、ある民家にかけて込んだ。それが丁度産婦の室だつたと云ふ。此處で一時難をのがれて立ち去られる時、恩返しとして永遠に産婦の身の上を守るであらうと申された。併し皇子は數日の後追討使のために見出され、最上川原に於て斬首せられた、その流れ出る血によつて草木土石等悉く紅に染まつたので、血河原といつたのを後で千河原と改めた。

土地の人々は皇子の御最後に深く同情し宮を建て、御父應神天皇正八幡大神の御名をかりて八幡神社と呼んだ。

先に産部屋に於て難を遁れて出る時に御残しになつた御言葉により産婦の上に冥護を垂れさせ給ふと云ふので今に産婦の参詣者が多い。

第七 行政沿革 (明治以降)

本郡は羽黒山の舊領地手向村及泉村の一部及舊幕領余目町新堀村の一部及舊松嶺藩の領地大和村常萬村八榮里村狩川村十六合村の一部を除くの外皆莊内藩主酒井氏の所領に屬す。南部の村落を櫛引通中部の村落を中川通東北部の村落を狩川通と稱し、其の中尙之を數組に分ち組毎に大庄屋を置きて郡村行政を理せしむ。明治四年廢藩置縣の際酒田縣管轄に屬す。明治八年縣廳を酒田より鶴岡に移し鶴岡縣と稱するに當り、本郡の南部を第三大區とし其の下に五小區を置き、北部を第四大區とし其の下に六小區を置く。明治九年山形縣に合併せらるゝや、本郡の全都を第六大區とし其の下に十一小區を置き、大區々務所を藤島村大字藤島に置かれたり。明治十一年大小區の制を廢して郡區町村編制法を布かれ、田川郡を東西の二郡に分ち元第六大區の區域を以て東田川郡とし、區務所を以つて郡役所に充てらる。今の郡役所是なり。當時郡内に戸長役場三十四を置き百九十三ヶ村を管せしむ。明治十七年に至り戸長役場の數を二十五ヶ所に減少せらる。明治十九年四月郡廳舎火災に罹り、建物は勿論簿書に至るまで悉く烏有に歸せしを以て翌二十年に至り本廳舎を建築せり、明治二十二年町村制を布かるゝに當り、全郡の村數二十六ヶ村となりしが、其の後常萬村及狩川村の一部各獨立して八榮里及清川の二村を組織せられ

大正七年余目村を余目町と、同十一年藤島村を藤島町と改稱せられたるにより現今二十八ヶ村となり。

○ 歴任郡長氏名及任免年月日

出身地及族籍	氏名	就任	退任
新潟縣平民	木村順藏	明治十一年十一月一日 第六大區々長より任命	明治十三年三月廿日 五等屬に轉任
山形縣士族	氏家直綱	同 十三年三月廿日 西田川郡長にて兼任	同 十三年四月五日 兼任解任
同	長澤惟和	同 十三年四月五日 西村山郡長より轉任	同 十五年二月十三日 西田川郡長に轉任
茨城縣士族	吉見輝	自明治十五年二月七日 至同十五年四月七日 上席郡書記中村政之助代理す	同 十六年四月五日 西村山郡長に轉任
群馬縣士族	朝倉政治	同 十五年四月七日 警部より轉任	同 十六年六月七日 警察副使に轉任
山形縣士族	石井武雄	同 十六年八月六日 函館縣典獄より轉任	同 十九年二月九日 非職
同	黒金泰乘	同 十九年二月九日 非職三等屬より轉任	同 十九年二月廿二日 依願免官
山形縣士族	佐藤志郎	同 十九年二月廿二日 任命	同 十九年八月地方官々制の改正に より廢官
滋賀縣士族	脇他三郎	同 十九年九月廿八日 縣屬より轉任	同 廿二年一月廿四日 非職

福島縣士族	小	林	長	德	同	廿二年一月廿四日警部より轉任		
山形縣士族	相	良	守	典	同	廿四年一月廿八日 福島縣北會津郡長より轉任		
同	關	原	彌	里	同	卅一年八月卅一日 縣屬より轉任		
同	中	里	重	吉	大正三年十月三十日縣視學より轉任	同	九年九月十六日 鮎海郡長に轉任	
同	朝	岡	勇	雄	同	九年九月十六日 南置賜郡長より轉任	同	十三年三月十五日 依願免官
福島縣士族	菊	地	角	馬	同	十三年三月十五日 南村山郡長より轉任		
可	兒	友	三					

第八 郷土年表

(山師附屬編纂山形縣郷土年表に據る)

天皇	紀元	年	號	國	史	地	方	史
推古	二六〇							
						蜂子皇子羽黒山を開く 皇子は崇峻天皇第三皇子にして蘇我馬子に讓せられ出羽に遁れ給ひ皇野に在りて年久しく艱苦の行なつませ給ひ遂に開山せならせ給ふと云ひ傳ふ 陵墓は宮内省の管理に屬す		

齊明	元明	元正	聖武	桓武	淳和	仁明
一三九	一三七〇	一三一	一四〇	一四五四	一四九〇	一五〇〇
嘉祥	和銅	養老	天平	延暦	天長	承和
三七	五三	九五	九	一三	七	五
阿倍比羅夫蝦夷を討つ	奈良遷都	國毎に國分寺を造らしむ	平安遷都	坂上田村麿呂征夷大將軍 さなる		
東北地方の開拓進む 阿倍比羅夫舟師を率ゐて酒田附近吹浦海岸に寄航すとの傳説あり	出羽國建置 (續日本紀)	陸奥國最上村山二郡を出羽國に隸せしむ (續日本紀)	出羽國を陸奥按察使に隸せしむ (續日本紀)	出羽國分寺を創建す 初め國府附近鮎海郡本楯村字城輪にありしを地震に倒壊せるため後世に至り山形に移したるものならんか	僧空海湯殿山権現を開く (奥羽春秋)	坂上田村麿呂陸奥出羽按察使兼陸奥守に任す (日本後紀)
					出羽國府地震倒壊に詔して罹災民を救恤せしむ (日本後紀)	國分寺は此時倒壊したるものならんか 出羽國鮎海郡從五位上勳五等大物忌神に正五位下を授けらる (續日本後紀)
					正五位下勳五等大物忌神從四位下を授けらる (續日本後紀)	大震大海嘯

清和	陽成	光孝	醍醐
一五二	一五三 一五六 一五八	一五六 一五七	一五七
貞觀 一三	〃 一五	仁和 二	
上	四	二	
大物忌神に從三位を授けらる (三代實錄) 月山神に從三位を大物忌神に正四位上を授けらる (三代實錄) 出羽國利神に從五位下を授けらる (同上) 利は副川の誤字となす或は東田川郡添川か 出羽國田川郡節婦大荒木臣玉刀自位二階に叙し戸内租を免し門 閭に旌表せらる 是を我羽善行表彰者の嗚矢とす 出羽國司大物忌神社噴火の狀を奏上す是の命じて宿禰を奉養 し水田の舊骸を撤去せしむ (三代實錄) 勅して出羽國に始めて漏刻を置かしむ (同上) 大物忌神に正三位を酢川温泉神に從五位下を授けらる (同上) 月山神に正三位を授く (同上) 大物忌神を勸三等に月山神を勸四等に小物忌神を勸七等に進む (同上) 月山神大物忌神並に從二位を小物忌神城輪神並に從五位を授け らる (同上) 勅して出羽國最上郡を分ちて村山最上の二郡とす (三代實錄) 神名帳下出羽國九社 大二座 小七座 大物忌神社、小物忌神社、月山神社、遠賀神社、由豆佐賣神 社、伊氏波神社			

後冷泉	堀河	近衛	高倉	後鳥羽
一七三 一七三	一七四 一七五 一七六	一八三	一八五 一八七	一八七 一八九
康平 五	寛治 一	仁平 三	安元 一	文治 三
〃 六	〃 五	〃 三	文治 一	文治 五
源賴義安倍貞任等を滅す 源義家清原武衡等を滅す 源義經殺さる				
出羽國驛馬一最上十五疋一村山野後各十疋 佐藤四疋 船十艘 遊佐紺方由利各十二疋 飽海十疋 傳馬一最上五疋 野後三疋船五艘 由利六疋 遊翼一疋 船三 艘 白谷三疋 船五艘 源賴義島海月山兩神社を山形に創建す (兩所大權現緣起) 源義家出羽守に任す (百鍊抄、陸奥話記) 藤原清衡陸奥出羽押領使となる 左大臣藤原賴長藤原基衡をして出羽國屋代、大曾禰、遊佐三庄 内の賦税を増納せしむ (字槐記) 屋代は置賜郡 大曾禰は東村山郡 遊佐は飽海郡 源義經陸奥平泉に到る 源義經兄賴朝に嫌惡せられ所在を窺伏す是に至り道士に假裝し 陸奥に通れ再び藤原秀衡に依る (吾妻鑑) 義經記、出羽風土記、庄内地方の傳説を總合するに風ヶ關一 三瀬一最上川を溯り一木合海一瀬見一鳴子一それより陸奥の 方へ逃れたるもの如し 僧西行陸奥出羽に至りたき山の山寺に止錫す (山家集) 源賴家、擬大臣の饗禮を受けんとす。囚人武藤資賴謝禮に習熟 せるを以て宥してその儀に參與せしむ、資賴は田川郡大寶寺氏 の祖なり (吾妻鑑)				

後醍醐	花園	後宇多	四條	仲恭	順德	
一九三三	一九七三	一九〇二	一九〇二	一八八二	一八七六	一八五三
元弘	正和	弘安		承久	建保	建久
三	二	三	三	二	六	五
鎌倉府陥る建武中興		弘安の役	承久の變 北條時頼四方を行脚す 文永の役	源實朝任大將拜賀式を鶴岡八幡社に舉行す		源頼朝征夷大將軍となる
				大泉氏平等拜賀式(上段國史)に供す (吾妻鑑) 大泉氏平は大寶寺を氏とす 鎌倉幕府、飽海郡兩所宮(大物忌、小物忌)を修造せしむ (大物忌神社文書)	羽黒山黄金堂成る 黄金堂(明治四十一年四月内務省特別保護建造物に編入せらる)	源頼朝、藤原泰衡を征伐せんとし東海、北陸二道より軍を進む北陸道の追討使比企能員、宇佐美實政等出羽國念種ヶ關に出て合戦せりと (吾妻鑑、保曆間記、庄内史)
				鎌倉府、東山、北陸の兵を徴し越前國敦賀津を成らしめ蒙古の軍に備へしむ 田川郡羽黒山塔立柱式を舉行す (公私曆世自記) 僧覺佛、銅鉢一口を田川郡金峰山藏王權現に納む、鉢現存す (金峰神社銅鉢銘)		
				鎌倉府前宰相葉室光顯を出羽に流す (讀史愚抄) 葉室光顯出羽守に任ぜらる (公卿補任)		

後村上						
一九五	一九六	一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇
延元						興國
一			二	三	四	三
足利尊氏叛く	足利尊氏九州より大兵を率ゐて來犯す 楠正成湊川に戦死す 天皇延曆寺遷幸	新田義貞戦死す	後醍醐天皇崩御 後村上天皇踐祚			
	鎮守府將軍陸奥守北畠顯家に詔し、陸奥・出羽の兵を率ゐて足利尊氏を討伐せしめらる (讀史愚抄) 北畠顯家詔を奉じ陸奥出羽兩國の兵を帥ひて西上す (八戸系圖) 北畠顯家陸奥出羽の官軍を帥ひて京師を克復す 足利尊氏奔竄す (神皇正統記、細々要記)	鎮守大將軍北畠顯家義良親王を奉じ再び陸奥・出羽の官軍を率ゐて西上す (古寫本太平記) 北畠顯家和泉國堺に戦歿す年二十二、奥羽の諸士多く之に殉ず (上杉古文書)	足利尊氏安國寺を村山郡大寺村に創建す 中院具信出羽の國藤島城にあり將軍北畠顯信と期を約し常陸の急に赴援せんを欲す之を結城親朝に報じ且つ常陸の急に應援せしむ (白河文書) 藤原守重は蓋し武藤氏の庶族なるか將た遊佐の留守氏か未だ詳ならず			

1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109
興國	〃	〃	〃	〃	〃	〃	正平	〃	〃
四	五	二	三	六	七	八	一		

結城親朝叛きて足利尊氏に降る、其の族白河爲興藤島城に據りて敢て降らず（伊佐早謙氏所藏古文書）
 是より前田川郡藤島城陥落せらる。中院具信、白河爲興、小國政光等飽海郡河内城に退守し以て回復を謀る。而して諸將足達氏に降服するもの多し、從三位右兵衛督節に死す。（結城文書）
 田村郡宇津峰城陥る。北畠顯信守良親王を奉じて出羽に走る。出羽の國立谷澤に入り以て出羽の官軍を振起す
 北畠顯信立谷澤城に在り、賊兵來り攻む。顯信討ちて松田太郎等を倒す。太郎は結城親朝の屬なり（白河文書）
 北畠顯信守良親王を奉じて兵を田川郡に擧ぐ、官軍大に振ふ
 某氏出羽神社に銅燈籠竿を奉納す。
 銅燈籠竿一箇（文和元年七月廿五日の銘あり）大正四年三月國寶に編入せらる
 宇津峰城陥る、北畠顯信守良親王を奉じて出羽に遁る（關城釋史）
 田川郡大泉左京大夫師氏卒す。
 師氏は大江元政と共に官軍に屬せるものなり
 足利尊氏其の族斯波修理大夫兼頼を出羽按察使として山形城に入り以て出羽の官軍を攻撃せしむ
 北畠顯信兵を田川郡藤島城に起す、賊兵來り攻む。城陥る、顯信遁る。
 此の役に守良親王或は國難に殉じ給ひたるか、爾後復た親王

1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119
建徳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	三	六	一三						

足利尊氏死す
 男義詮嗣ぐ

の消息を徵すること能はず
 藤島城址南方に六所神社あり、社畔に古墳あり傳へて花山天皇の遺墳とす
 天皇の當地に崩御し給はさること辯論に要なし、或は親王の遺墳を誤傳したるに非るか
 出羽國司栗室光久薨去す（南朝伺候略傳）
 北畠顯信與羽國を靜謐せんと欲し出羽國一の宮岡所大菩薩に祈願す（大物忌神社文書）
 顯信彌藤島落城の後飽海郡生石村延命寺に潛伏し茲に至り尊氏死去を聞き興復の師を起さんとして祈願せられたるなるべし、延命寺山中南朝正朔の古碑多し、然れども未だ之を確定する能はず。又本祈願書に徴して當時同社々僧社人等南朝に勤王せることを知るべし、然れども他に文書傳存せず其の事蹟得て考ふること能はず
 足利義詮田川郡大泉庄を上杉憲顯に給與す（上杉文書）
 蓋し當時村山郡の南軍は斯波氏に、田川郡の南軍は上杉氏に壓迫せらる。以て其の倔強の情狀を想見すべく而して此の間北畠顯信猶ほ奥羽の間に轉戦して其の忠節を改めず其の大節實に之を仰慕すべきなり（西村山郡史）
 新田義宗、脇屋義治、義兵を上野に擧ぐ。義宗節に死し義治出羽に遁れ三崎山に窟る（鎌倉管領九代記）
 脇屋義治、義兵を出羽に起し進んで武藏上野の間に軍す

後小松	稱光	後花園
二〇九 〃 二〇六	二〇八 〃 三二二	二〇九 永享 二 二〇四 享徳 三
二〇六 天授 二		二〇九 康正 一

鎌倉公方、足利成氏、上杉憲忠を殺す。關東亂る

義治義兵を擧ぐるこゝ大日本史之を記す、想ふに義治三崎山の畔に避遁すれば其義兵は必ず我が出羽の官軍なるべし、又大物忌神社所藏顯信公祈願文と義治三崎山に隱るこゝを以て推考するに當時同神社々々人の南朝に勤王せること疑ふにたらず、慥むらくは記録絶亡考信する能はざるを。

田川郡大泉政氏羽黒山五重塔を再興す (羽黒山五重塔棟札)
東田川郡手向村出羽神社五重塔は明治四十一年四月特別保護建造物に列す
出羽國按察使修理大夫斯波兼頼卒す年六十三、山形市光明寺に葬る
鎮守大將軍從一位右大臣北畠顯信薨す年八十四
應永年中田川郡八幡神社々殿成る
西田川郡上郷村八幡神社は明治四十一年四月特別保護建造物に列す
飽海郡洞龍山總光寺月庵良圓禪師示寂す。年八十一
寺現に同郡松嶺町にあり (洞上聯燈錄)
將軍足利義教田川郡羽黒山に彌陀勢至觀音三像の懸佛を納む (羽黒山懸佛銘)
田川郡大寶寺城主武藤淳氏玉泉寺を再興す (洞上聯燈錄)

後柏原	後奈良	正親町	後陽成
二二三 寛正 一〇三	二二二 天文 一	二二〇 永祿 一〇八 二二七 元龜 一〇一 二三三 天正 一一二 二二四	二二五 〃 一九八 二二四 〃 一六一 二二八 〃 一六
		足利氏亡ぶ	

大寶寺城主右京亮武藤淳氏出羽守に任す (足利家御内書案)
飽海郡砂越城將砂越氏雄、武藤澄氏と田川郡に戦ひ敗滅し父子戦死し、男氏維嗣て砂越城を守る (筆濃餘耕雲慈堂老納法語)
飽海郡砂越氏維、田川郡藤島城將土佐林能登と戦ふ (羽黒山舊記)
最上義光生る
最上郡清水義高、大寶寺義増と戦ひ敗死す (清水系圖)
伊達政宗米澤城に生る (伊達系圖)
大寶寺義氏、土佐林禪棟を攻む (編年文書)
伊達輝宗織田信長に鷹を贈る (伊達文書)
最上義光、弟中野義時と隙あり、伊達輝宗義時を援く。天童頼澄大寶寺義氏亦輝宗に黨して義光に抗す
大寶寺義氏八幡社を飽海郡生石村に創建す (朝日山八幡社文書)
大寶寺義増卒す
田川郡大寶寺城主前出羽守にして出羽守義氏の父なり
大寶寺義氏自殺す (庄内物語)
本庄繁長庄内を攻破す、鎮將中山玄蕃通れて山形に旋る。即ち繁長の子義勝を立て義興の後を繼がしめて上杉氏の附庸となす (須田文書)
豊臣秀吉、上杉景勝に命じ庄内三郡を檢地せしむ
直江兼續庄内に到り藤島の一揆を攻降し其の城を破却し大寶寺

後西院	靈元	東山	中御門	櫻園	桃園
三三〇	三三九	三三九	三三三	三三三	三三三
萬治	寛文	元祿	正徳	寛保	寶暦
三	九	二	二	二	二
七	七	七	一五	一六	一五
<p>川村瑞賢酒田に倉庫を建築し買米を大阪に直輸せしむ 鶴岡城主酒井忠義農民に關する法度を頒布す (飽海郡志) 最上川口輸出品課税法を定む (袖中雜錄) 幕府、永田佐大夫に田川郡代官職を命ず (代官記) 松尾芭蕉、門人曾良、川水、一榮等と最上川を下り酒田に至る (奥の細道)</p> <p>鶴岡城市大火 (酒井世紀) 米澤城主上杉綱憲實父吉良上野介義央及傷の報米澤に達す (編年文書) 大石良雄等吉良義央を殺す變報米澤に達す (長尾景貞日帳) 鶴岡城市大火 (酒井世紀) 莊内一般大飢饉 村山郡大石田村最上川運送の要地たり公私の百貨堆積停滯而して船舶給せず運賃暴騰し上流其の弊害に堪えず酒田港間の直艘を請願す是より最上川の運送の便更に加はる (沙鴻文庫) 酒田大火 (酒井世紀) 鶴岡城市大火 (同上) 鶴岡城主酒井忠義江戶に卒す年六十一、養子忠寄嗣ぐ (同上) 鶴岡城主酒井忠寄田川郡丸岡、余目、大山御料を管理す (同上) 酒田湊大火災あり (同上) 奥羽大飢饉人民大に苦む、傳へて寶五の飢饉といふ</p>					

後櫻町	後桃園	光格	後櫻町	後櫻町	後櫻町
二四六	二四三	二四三	二四三	二四三	二四三
明和	安永	天明	天明	天明	天明
三	四	五	九	三	三
八	六	一	八	二	二
<p>山縣大貳等利せらる</p> <p>酒田の富豪本間四郎三郎 (光丘俗に久四郎とも傳ふ) 領主酒井忠義に請て同港西濱に防砂植林を始む (大正七年十一月正五位を追贈せらる)</p> <p>酒田港大火 (飽海郡志稿) 鶴岡城主酒井忠義卒す男忠温嗣ぐ 鶴岡城主酒井忠温卒す男忠徳嗣ぐ 酒田港本間四郎三郎八ヶ年を期し備荒糶二萬俵を献す。是れ庄内地方畜糶の權典なり (飽海郡志) 酒井忠義に田川郡大山、丸岡二領並に由利郡内の地を管理せしむ (酒井世紀) 酒田港大火 (同上) 酒井忠義初めて鶴岡に入郡す (同上) 上杉治憲米澤に典讓館の學制を制定せしむ (國政談) 莊内大地震、余目以西廣野村邊被害大なり 奥羽凶作、穀價騰躍人民大に困む (三重年表、農諭) 鈴木今右衛門飢民を救ふ 村山郡橋岡の人最上徳内北海道、樺太を探検す 鶴岡城主酒井忠義民政を改良し頗る悪政を布く、人民悦服す (酒井世紀) 酒田港大火 (同上) 酒井忠義學問所を創立し白井矢大夫を祭酒となす (同上) 鳥海山噴火田川飽海二郡地震</p>					

仁孝										
二四六	二四五	二四七	〃	〃	二四九	二四八	二四九	二四八	二四九	二四六
文化	〃	〃	〃	〃	天保	文政	文政	天保	弘化	文化
一	二	四	〃	〃	四	五	二〇	五	一三	一

鳥海山噴火、莊内一般大地震
 (酒井世紀、田中又右衛門開書、砂湯文庫)
 酒井忠徳藩學致道館を建立す
 酒井忠徳致仕、男忠器家督を相續す (酒井世紀)
 忠徳は大正十三年十一月三日從三位を贈らる
 鶴岡城主酒井忠器田川郡黒川村傳來の能樂者を城中に召し其の舞曲を觀覽す、尋て命じて古傳を保存し他曲と混淆することなからしむ (同上)
 鶴岡城市大火、酒井氏墳廟大督寺延焼す (同上)
 鶴岡城主酒井忠器異船警備に赴援せしむ (同上)
 酒田日和山に燈明台を建設す (酒田文庫)
 酒井忠器養蠶館を飽海郡遊佐郷に設置す (酒井世紀)
 酒田港大火 (同上)
 奥羽凶作、人民多く飢饉す (同上)
 飽海、田川の地大いに震ふ (同上)
 鶴岡城主酒井忠器奢侈を禁止し貯蓄を奨励す (同上)
 鶴岡城主酒井忠器越後國長岡城に轉封せらるるの報到る、上下愕然たり、翌年領民等轉封中止のことを訴願す、幕府其の轉封を中止し庄内に安堵せしむ、四民歡呼す (同上)
 鶴岡城主酒井忠器致仕す男忠發嗣ぐ (同上)
 幕府、鶴岡城主酒井忠發に由利、飽海、田川三郡内の御料所七十三ヶ村を管領せしむ

孝明				
二五八	二五三	二五三	二五三	二五八
嘉永	文久	文久	文久	明治
一	二	一	三	一

戊辰の役起る

田川郡大山村首謀して一揆を起す (同上)
 飽海郡飛鳥肝煎異船の警を酒井忠發に報告す (酒井世紀、越後出勢記)
 酒井忠發致仕養子忠寛嗣ぐ (酒井世紀)
 鶴岡城主酒井忠寛卒す弟忠篤嗣ぐ (同上)
 清川正明尊王攘夷論を唱へて國事に奔走し遂に江戸赤羽一ツ橋に於て凶刃に斃る
 正四位を贈らる
 幕府、新徴組を酒井忠篤に委任す (酒井世紀)
 酒井忠篤、鼠ヶ岡・吹浦兩關守將に警戒の事を命令す (齋藤氏記録)
 幕府、酒井忠篤、松平信庸等に命じて薩摩藩三田邸を包圍し潜居の浮浪を捕獲せしむ、邸吏命を奉ぜず遂に之を燒夷す、信庸の中老金子清邦重傷し遂に亡す (藤井御傳記)
 奥羽鎮撫總督九條道孝仙台に至る、吉田大八伺候す (御年譜)
 鎮撫總督令じて上杉齊憲、松平信庸に討會を命ず、更に水野忠弘、藤井信庸等に庄内征討を命ず (御年譜、藤井御傳記、水野家乘)
 副總督澤爲量天童に入り次に新庄に入る、兵を出し清川を進撃し酒井兵部六十里越より天童を攻撃す、天童城遂に陥る (酒井世紀、天童古事記)
 庄内藩天童に迫り同盟に加入せず (天童古事記)

二五九	明治	二	版籍奉還
二五三〇	〃	三	東京奠郡
二五三二	〃	四	
二五三六	〃	八	
二五三八	〃	九	

酒井吉之丞新庄城を攻陥す (酒井世紀、木滑要人日記)
 酒井氏の諸將秋田領に轉戦す (酒井世紀)
 西郷隆盛鶴岡に入る城主酒井忠篤開城降伏す (戊辰紀事、酒井忠篤降表)
 酒田民政局設置さる (九月廿七日)
 朝廷詔を傳へ奥・羽・越諸侯の罪過を裁断せらる (戊辰紀事)
 出羽國を分ちて羽前羽後之二國とす (太政官日誌)
 庄内藩酒井忠實 松嶺藩酒井忠匡
 酒田、柴橋、尾花澤三民政局を廢して酒田に酒田縣を置く
 酒田縣を廢して山形に山形縣を置く
 藩を廢して天童・新庄・上山・山形・大泉・松嶺・米澤の七縣を置く
 大泉、松嶺二縣を併合して酒田縣を置く
 天童、新庄、上山、山形の四縣を合して山形縣となす
 米澤縣を改めて置賜縣となす
 酒田縣を鶴岡に移し鶴岡縣となす
 山形、鶴岡、置賜の三縣を併せて山形縣とし其の廳舎を山形に設置し三島通庸改めて山形縣令に令ぜらる
 郡區編成法發布せられ左の十一郡となす
 村山郡 東・西・南・北村山郡 田川郡 東・西田川郡 置賜郡
 最上郡 飽海郡は舊によりて一郡となす
 山形縣師範學校設置

二五三九	〃	一四	第一回帝國議會召集
二五四一	〃	二二	
二五四九	〃	二二	
二五五〇	〃	二二	
二五五四	〃	二七	
二五五六	〃	二九	
二五六一	〃	三四	
二五六三	〃	三五	
二五六九	〃	四一	
二五七〇	〃	四二	
二五七三	〃	四四	
二五七五	〃	三七	
大正	〃	三	
〃	〃	七	
〃	〃	一	
二五八五	〃	一四	郡制廢止せらる

山形縣會創設
 明治天皇本縣に行幸
 山形、米澤市制實施
 本縣第一議會代議士左の如し
 宮城浩藏、佐藤里治、齋藤良輔
 酒田大地震、莊内一般大いに震ふ、御下賜金拜受
 山形歩兵第卅二聯隊設置
 鐵道奥羽南線山形迄開通
 莊内一帶大暴風被害甚大、御下賜金拜受
 皇太子殿下 (大正天皇) 本縣に行啓
 吉田堰竣工 (工費四十一萬圓)
 藤島村及横山村に電燈開始
 余目驛開通
 余目町制施行
 藤島町制施行
 皇太子殿下 (今上天皇) 本縣に行啓

第六編 理科之部

第一 鑛物

一 各地に産する鑛物

鑛物名	産地	備考
金屬鑛物 砂金	立谷澤	立谷澤川は昔時から砂金の産地として知られ、相當に採集者もあつたが近年他の産業の發達及賃金の關係上採取するもの殆どなくなつた。
金屬鑛物 黃銅鑛	立谷澤	立谷澤村大字大中島の對岸一里余奥に入れば、前の川鑛山あり、一時盛に採鑛され、事業の見るべきものあつたが近年財界不況の爲休止してゐる。
金屬鑛物 褐鐵鑛	東榮村	大字添川字渡戸澤の溪谷から産出する。
金屬鑛物 鉛石(褐鐵鑛)	羽黒山	當山鉛石は羽黒山上から産出するもので拾得の當時振ればカホ／＼と鳴り、日を経るに従ひ内部の水分を失つてカラ／＼と鳴る珍奇なものであるから産地の名稱をとり御羽黒石と稱す。 (1) 性質 主に褐鐵鑛から成るを以て性質は褐鐵鑛に異ならな

非金屬礦物	石	炭	立谷澤	大字工藤澤附近に炭層ある。一時或事業家の手により採掘せんとした。然し年代新しい爲品質が余りよくないと理由で中止になつた。今部落民は此處から採掘して風呂焚用としてゐる。
岩	石	花崗岩	金峰山	當地産のものは建築材に用ひられる。
岩	石	安山岩	東村熊出	熊出から産出するを以て當地方では熊出石といつて、石碑材として用ひられる。
岩	石	化	東村大字田蓼俣	田蓼俣川沿岸から産出する其の種類は多く貝類の化石である。
岩	石	化	立谷澤村	立谷澤川沿岸の科澤附近に産する。海砂の如き砂中に混つて層をなしてゐる。其の種類は主として貝類であるがうにの化石をも發見することある。
岩	石	化	東村大字大綱	當地方に産する種類は主として、木の葉の化石で、大綱小學校附近に産す。

い。但し當地産のものは多少の炭酸鐵を含んでゐるではなからうか、酸を注ぐと發泡するを見る。

(2) 成因 前記の水酸化鐵即ち褐鐵礦が粘土又は砂粒等を核として結核をなし、乾燥するに従ひ、其の内部に封入された粘土等は、だん／＼水分を失ひ容積を減じて、外皮と分離し振れば音を發するやうになる。これ鳴石、鈴石、饅頭石等と稱されるわけである。

大字工藤澤附近に炭層ある。一時或事業家の手により採掘せんとした。然し年代新しい爲品質が余りよくないと理由で中止になつた。今部落民は此處から採掘して風呂焚用としてゐる。

當地産のものは建築材に用ひられる。

熊出から産出するを以て當地方では熊出石といつて、石碑材として用ひられる。

田蓼俣川沿岸から産出する其の種類は多く貝類の化石である。

立谷澤川沿岸の科澤附近に産する。海砂の如き砂中に混つて層をなしてゐる。其の種類は主として貝類であるがうにの化石をも發見することある。

當地方に産する種類は主として、木の葉の化石で、大綱小學校附近に産す。

岩	石	化	石	本郷名川	當地方に産する化石は主として木の葉の化石である。
		木の葉澤(地名)	立	谷澤	最南部落瀨場から約三里山奥にある極小さな谷であるが、こゝに流れる水はごんな礦物分を含有してゐるものか、木の葉や枝でもこゝに浸れば腐敗することなく黄褐色の化石状になる、それで木の葉の化石を産出する意味であらうか此處を木の葉澤といふ。其の成因成分等は専門家でなければわからない。

二 酸性白土

(1) 松根に於ける産地

イ 埋藏地 黒川村大字松根字黒澤、字佛澤、字堂の澤。

ロ 契約箇所 豊田仁藏氏所有の分七箇所、丸見屋氏所有の分四箇所、石川秀輔氏所有の分三箇所。

ハ 現採掘地 字黒澤地内。
ニ 埋藏量 豊田氏採掘契約地の分のみで二百七十萬噸余、地下二十尺位まで酸性白土である。

(2) 産地の地質 露出地層は何れも第三紀層と石英粗面岩と相接觸する地點で、附近に玄武岩

あることが多い。

(3) 経営者 豊田仁藏氏の経営にかゝり、現工場は大正十四年に創立せしものである。

(4) 産 額

イ、一日の産額二十俵(製品四百貫内外)

ロ、年産額六千俵

ハ、價格一俵に付三圓乃至五圓、平均三圓五拾錢、年産出價格二萬圓内外。

(5) 販 路 大部分日本石油會社に送る。小口には他に販賣するものもある。

(6) 製 法

イ、採掘 現在採掘地である黒澤は佐藤半兵衛氏所有地で、松根字三拾八番地、工場の東南トロンコレール四百四拾六間の地にあつて、露天掘をしてゐる。之をトロンコで工場に運ぶ。

ロ、乾燥 煉瓦造の臺三臺に載せ擴げて火力で乾燥する。

ハ、十分乾燥した白土塊を木槌で破碎する。

ニ、木槌で破碎したものを目八分の篩にかける。

ホ、篩目を通つたものを動力で回轉するロール破碎器で徑三分の粒に揃へる。

ヘ、ロールで粒を揃へたものを石臼(動力)で細粉する。

ト、石臼で細粉したものを昇降器で絹二十六番の篩に送り篩目を通つたものが製品の白土粉末である。

チ、包装製品を紙袋に入れ、更に特製大型の俵(米俵も使用)に入れて、縦横各五筋の繩を十文字にかけ正味十九貫匁を一俵とする。

(7) 特 性

物理學的特性

イ、原土は木蠟の如く滑らかで白色(黒澤産)紅白色(佛澤産)淡黄色(青色)綠色等の色があり、小刀で削る時は恰も蠟を削るに同一の感がある。一種特有の土臭ある。

ロ、原土の一塊片を水中に投入すれば速に崩壊し、水を加へて捏和しても、毫も可塑性を有しない。

ハ、原土は非常に微細な粒子の集成である。

ニ、吸着作用に富む。

化學的特性

イ、青色リトマス試験紙を赤變する。微量のアルカリ液で桃紅色にしたフェノールフタ

レン液を褪消して無色にする。中性鹽溶液から酸を分離する。

ロ、珪酸六十%内外礬土十五%内外、灼熱減量二十%内外の成分である。

ハ、色素粉末又は色素溶液に對し酸性反應を呈する。

ニ、油脂に對する脱色力強い。

ホ、白熱度に熱するに其の脱色力を失ふ。

ヘ、酸化酵素的作用、重合作用及縮合脱水作用をなす。

(8) 用途

イ、礦物性の油精製脱色特に石油の精製脱色に

ロ、植物性の油精製脱色

ハ、動物性の油精製脱色脱臭

ニ、空氣の乾燥

ホ、繭の乾燥

ヘ、古新聞古雜誌を白紙に再製

ト、洗濯及洗粉

チ、水飴の脱色

リ、食器の洗滌

ヌ、石鹼の原料

ル、醬油の淨澄劑

ヲ、酒類の脱色

ヰ、製絨用

カ、醸造工場の廢棄水清淨用

コ、濾水劑

ク、藥品の精製用

ケ、防濕、干燥劑

三 大鳥 鑛山

當鑛山の開掘詳かでない。唯往時一二の舊坑あつたこゝを認めただけども、鑛物は十分に採取された形蹟はなかつた。明治十四年頃東京の紳商淺野總一郎氏採掘したが、好結果を得ずして明治廿六年より越中伏木港の商人岩脇時四郎氏に譲與す。同氏採掘するこゝ約三箇年收支償ふ能はず遂に失敗し、殆き廢業の状態になつたが明治廿八年の秋終古河家これを譲

受け、同年より採掘に従事し今日に至つたものである。然し現在の財界不況の餘波を受け、今日は全く廢業に歸し當山の持主さへ不明といふ状態になつてゐる。

當鑛山は大泉村大字大鳥國有保安林に屬し地勢概して峻峽谷の地である。此の地一帯火山岩にして、一見火山帶なることを思はしむ。鑛線は細條であるが鑛質は含金銀銅鑛にして硫化鐵滿掩其の他を混入してゐるが其の鑛物質複雑でない。依つて自然分類し銅鑛の品位尤も佳良である。休坑以前は壹番坑貳番坑大切坑大通銅坑の四坑あり何れも連絡せしめ、軌道を完全にして疏水運搬並採掘の方法を改良し經費九萬一千八十圓を費し探鑛高年に四拾四萬壹千六百貫目といふ數量を示し、事業年々進展の好況であつたが遂に今日の状態になりしは鑛山の少い木縣にして誠に遺憾なこゝである。

第二 植 物

一 月山高山植物

<p>一 きく(菊)科</p> <p>たかねにがな やちあざみ いはよもぎ てふかいあざみ おたからかう うさぎぎく のあざみ うすゆきさう やまは、こ おほかにかうもり まるばたけぶき ごまな たうひれん たかねよもぎ</p>	<p>H H E E E H E E E H E E E H</p>
<p>二 ききやう(桔梗)科</p> <p>ひこつばよもぎ みやまうすゆきさう みやまかうぞりな いはぎきやう つりがねにんじん ちしまききやう</p>	<p>E H E E H E E H E E H</p>
<p>三 すひかづら(忍冬)科</p> <p>おほかめのき</p>	<p>E</p>
<p>四 あかね(茜草)科</p> <p>おほばのよつばむぐら くるまむぐら</p>	<p>E E</p>
<p>五 おほば(車前)科</p> <p>はくさんおほばこ</p>	<p>E H</p>
<p>六 たぬきも(狸藻)科</p>	<p>H H H</p>

むしごりすみれ

七 ごまのはぐさ(玄参科)

しほがまぎく

よつばしほがま

おほばみぞほづき

ひめくはがた

みやまこめぐさ

えぞしほがま

みやましほがま

八 しんけい(唇形科)

たてやまうつぼぐさ

九 りんぎう(龍膽科)

つるりんぎう

いはいてふ

おやまりんぎう

E.H.E.H.E.H H H H H H H.E.H E H

みやまりんぎう

たうやくりんぎう

一〇 ひらぎ(木犀科)

こばのまねりこ

一一 さくら(櫻草科)

ひなざくら

やなぎさらのを

つまごりさう

一二 いはうめ(岩梅科)

いはうちわ

いはうめ

いはかみ

一三 いちやくさう(鹿蹄草科)

べにいちやくさう

ぎんりやうさう

E H E.H.E.H.E.H E.H.E.H.E.H E H.E.H

うめがささう

一四 つじ(石南科)

こけも

しらたまのき

うすのみ

つりがねつじ

しろばなしやくなげ

(はくさんじやくなげ)

ひめうすのき

ほつじ

あかも

うらじろやうらく

いはなし

あをのつがざくら

うらしまつじ

H E.H.E.H.E.H E E E.H E E E.H.E.H E

くろうすご

こめばつがざくら

しろばなのこめつじ

みねずわう

一五 りやうぶ(冷法科)

りやうぶ

一六 みづき(山茱萸科)

ごぜんたちばな

一七 さんけい(繖形科)

たうき

ししうき

しらねにんじん

みやませんきう

はくさんばうふう

一八 うこぎ(五加科)

H E.H.E.H E E E.H E H H H H

はりぶき

一九 あかばな(柳葉菜科)

こあかばな

やなぎらん

二〇 すみれ(董々菜科)

たかねすみれ

おほばきすみれ

きばなのこまのつめ

二一 おこぎりさう(金糸桃科)

しなのおこぎり

おこぎりさう

二三 さるなし

みやま、た、び

二三 ほうせんくわ(鳳仙花科)

きつりふね

E,H

E

H

E

H

E

H

E

H

E

H

E

E

E

二四 ころうめもぎ(鼠李科)

みやまくまやなぎ

二五 かへで(槭樹科)

みねかへで

をがらばな

うりはだかへで

きばなはうちはかへで

はうちはかへで

二六 にしきぎ(衛矛科)

まゆみ

二七 そよご(冬青科)

つるつけ

もちのき

二八 がんこうらん(岩高蘭科)

がんこうらん

五〇

H

E

E

E

E

E

E

E

E

H

E

H

E

H

二九 かたばみ(酢醬草科)

みやまかたばみ

三〇 ふうらうさう(牻牛兒科)

はくさんふうらう

三一 まめ(豆科)

おやまのゑんさう

三二 いばら(薔薇科)

みねざくら

まるばしもつけ

しろばなのへびいちご

いはきんばい

さびばな、かまご

べにばないちご

しろばなたううちさう

ちんぐるま

E,H

E

E,H

E

E

E

E,H

E,H

E

E

E

E

E

E,H

うらじろな、かまご

おにしもつけ

ごえふいちご

のうごいちご

な、かまご

みやまきんばい

三三 ゆきのした(虎耳草科)

くろくもさう

つだやくしゆ

のりうつぎ

こりあししやうま

やぐらまさう

うめばちさう

だいもんじさう

あらしぐさ

H

H

H

H

H

H

H

E,H

E

E

E

E

E

H

H

三四 べんけいさう(景天科)

ほそばのいはべんけい

いはべんけい

三五 いちもちさう(茅膏科)

まうせんごけ

三六 じふじくわ(十字花科)

はくさんはたさほ

みやまたねつけばな

みやまがらし

三七 めぎ(小蘗科)

さんかえふ

三八 うまのあしがた(毛茛科)

もみぢからまつ

しなのきんばい

はくさんいちげ

E E.H

H H E.H

H

E.H E.H

みやまきんぼうげ

えんこうさう

さりがぶこ

きくばわうれん

みつばわうれん

しらねあふひ

やまおだまき

みやまからまつ

三九 かつら(桂科)

かつら

四〇 たて(蓼科)

むかごらのを

だけかんば

やはすはんのき

四一 かばのき(樺木科)

E E.H

H E E.H E E

E

H

E E.H

みやまはんのき

四二 やなぎ(楊柳科)

みやまやなぎ

四三 らん(蘭科)

やまごきさう

ちごりさう

たかねこんぼ

はくさんちごり

しやうきらん

みやまちごり

きそちごり

たかねふたばらん

のびねちごり

四四 ゆり(百合科)

おほばゆきざさ

E.H

E.H

E.H

E.H

E.H

E.H

E.H

E.H

しやうじやうばかま

えんれいさう

まひづるさう

ぜんでいくわ

きぬがささう

きんかうくわ

いはしやうぶ

ひめいはしやうぶ

たけしまらん

つくばねさう

のぎらん

つばめおもこ

くろゆり

くるまゆり

ぎやうじやんにく

H E.H E.H E.H E E E.H E.H E.H E.H E.H E E

こばいけいさう	ちごゆり	ねばりのぎらん	四五(燈心草科)	えぞほそる	みやますずめのひえ	みやまほそかうがいせきしやう	四六 てんなんしやう(天南星科)	みづばせう	四七 かやつり(莎草科)	いはすげ	たかねすげ	いごきんすげ	みたけすげ	みねはりる
H	H	H	H	E	E	E	H	E	E	E	E	E	E	E
みやまくうすげ	四八 くわほん(禾本科)	うしのけぐさ	いはがりやす	みやまのがりやす	みやまぬかぼ	四九 まつ(松杉科)	はいまつ	みやまねず	しらびそ	五〇 いちる(二位科)	いちる	五一 ひかげのかづら(石松科)	ひかげのかづら	たうげしば
H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H

まんねんすぎ	たかねひかげのかづら	ひめすぎらん	五二 うらぼし(水龍骨科)	なんたいしだ	やまとてつ
E	H	H	E	E	H

二 金峰山附近に於ける高山性の植物

種名	科名	花冠	花期	分布状況	備考
かにかうもり	菊科	冠	九、十月頃白色の筒状花	山麓の陰地に多い	莖の高さ八、九、十糎葉の形かに似てゐる余り美ならず
やぶれがさ	菊科		九、十月頃褐色の花開く	かにかうもりと分布同じ	葉の形破れた傘の如し故に此の名あり
たにぎきやう	桔梗科	す	九月頃白花で微紅色を呈す	山麓から中腹にかけて路傍に多い	極めて小さく可憐な植物である。
つりがねにんじん	桔梗科		八、九月頃紫色鐘状	麓の陽地に多く生ず	葉の形様々にして莖に輪生す
つるりんどう	龍膽科		九、十月頃白色	山麓の谷間に沿ふた藪間に多く繁茂す	葡匐性で秋終に稍々橢圓形の豆粒大の實生す

いはうちば	岩梅科	四、五月頃淡紅色	頂上附近の登山道及其附近に生ず	全形いはかゞみさ似てゐる、唯花辦の端に裂刻少き差異ある
ほつ、じ	石南科	八、九月頃淡紅色穗狀	山麓中腹に生育す	幹淡褐の肌をなし小樅木である。みやまほつ、じと頗る似てゐる。
つりがねにんじん	石南科	六、七月頃花冠白實鐘線部紅色	山腹の樅木の間に生ず	葉幹は普通のつゝじに似て、花は鐘狀にして極めて愛らしい。
しろばなのこめつゝじ	石南科	九、十月頃白色で小形	かきらんと等しく山の中腹	白色小形の花を開き盆栽等に適當である。
りょうぶ	合法科	八、九月頃帶黄色の小花	中腹から山頂にかけての林中に自生す	小さい花複總狀花序に開く。
いちやくさう	鹿蹄草科	五、六月頃白色	中腹地の乾燥地に多い	葉花共に愛らしく觀賞用に適す。
うめがささう	鹿蹄草科	六、七月頃白色下向す	中腹より頂上附近に多く赤土を好む	体小にして可憐愛玩に適す。
しらねにんじん	繖形科	八、九月頃白色の繖形花	中腹山麓に廣く生ず	人蔘と似てゐる
きつりふね	鳳仙花科	七、八月頃黄色花	山麓及平地にも生ず	つりふねさうに頗る似たり、但し黄花を開く陰濕地を好む。
みやまかたばみ	酢醬草科	六、七月頃白色にして大形	山麓の杉林中に多し	葉の形かたばみに似たれども大なり、半陰地性の植物らしい。

だいもんじさう	虎耳草科	七月頃白色蝶形	母狩山千金瀧附近の岩間に生ず	花瓣が大の字の如く着く故に此の名あり、葉を食用にする。
とりあししやうま	虎耳草科	六、七月頃白色の小花	山地一帯に頗る多し	嫩葉を食用とすることある。
やぐらまさう	虎耳草科	七、八月頃白色碎小花	中腹地の樹陰に多し	葉の形五月蟻の矢車に似たり故に此の名あり
づだやくしゆ	虎耳草科	七、八月頃白色の小花	中腹から山頂にかけて谷間の陰地に生育す	葉は喘息病に効ありといふ。
さんかえふ	小蘗科	八、九月頃白色	母狩山鐘峰の間の谷間の濕地に生育す	葉は大形にてふきの葉に似缺刻あり繖形花序の白色花開く。
しらねあふひ	毛茛科	五月頃青紫色大形	山麓より中腹にかけて陽地に多い	日光の山奥、白根山に於て發見され、觀賞植物として有名である。
きくばわうれん	毛茛科	四、五月頃白色花	中腹の樹間中に群生す	薬用植物として有名である。
さらしなじやうま	毛茛科	八、九月頃白色穗狀	山麓中腹の樹間谷間の陰地	多年生草木にて春嫩葉を水に浸して煮て食す。
みやまぢり	蘭科	七月頃黄綠色	山腹より山頂	高さ二十厘米葉花共に狭少觀賞さなす。
ありごほしらん	蘭科	七、八、九月頃白色淡紫	金峰山登山道の傍喬木林	小さき草木にして殆ど地に臥し愛

のざらん	百合科	八、九、十月頃白質綠色	山腹の樹林割合に乾燥地	夏季穗狀に花を開く若葉しやうじ
ばいけいさう	百合科	七、八月頃白色黄綠色の條ある	山腹から山頂にかけて平地に多く生ずる	葉の着き方花等豪氣の感あり、根に激毒ある故に殺虫劑として用ひられる。
ぎやうじやんにく	百合科	七月白色	金峰山山麓に二箇所	庄内地方では頗る稀で當山に於ても小區域に限られてゐる。
つくばれさう	百合科	五、六月頃淡黄綠色四瓣	山麓中腹の樹林中に生ず	半陰地性植物にして花は至つて美でない。
いちえふらん	蘭科	六、七月頃淡紫色にて褐色を帯ぶ	のびれちざりと分布區殆ど等し	廣楕圓形の一葉生じ觀賞さすべし
のびれちざり	蘭科	六、七月頃褐色の花を開く	中腹より山頂に掛けて生ず	餘り多くないちざりさうに似た花を開く觀賞するに適す。
みづちざり	蘭科	六、七月頃灰白色	山麓より中腹にかけ濕潤の地に生ず	多年生の草本にて庭園又は鉢植として賞さる。
おほやまさささう	蘭科	七、八月頃黄綠色	中腹の林中に生ず	葉は長楕圓形にして光澤あり。
かきらん	蘭科	七、八月頃深黄色	登山道入字石より右に折れ傾斜地に生ず	分布區域餘り廣くない色彩形状共に觀賞に適當である。
色を帯ぶ			の下等に多し	らしき花莖頂に二箇生ずる。

うばゆり	百合科	七、八、九月頃淡黄綠白なり	山麓より中腹の叢中に成育する	ようばかまに似て秋黄變して枯死す。
しやうじやうばかま	百合科	三、四月頃紅紫色	附近一帯の山麓中腹に極めて多い	百合科植物の變りものとして有名花形つぼうゆりに似てゐる。
ふんれいさう	百合科	五、六月頃淡紫色	低山一帯に生じ陰地を好む	早春雪とけと共に花を開く葉端から時に根を出す特性あり。
				花弁と見ゆるは三箇の萼片なり葉は莖頂に廣卵形にて三葉輪生す。

(備考)

一本目録中月山に於ける高山植物は鶴岡營林署員が實地に踏査し材料を採取調査せしもの及び橋本賢助氏著「本縣産高山植物分布比較目録」から拾ひ集め本表を作製したもので表中H印は橋本教諭E印は鶴岡營林署E.H印は兩者の採取にかゝるものである。

二本目録中金峰山に於ける高山植物は村山新氏が實地調査し、材料を採取して研究せしものを基礎として本表を作製したのである。

三、高山に自生する植物を高山植物といふ解釋に従つても、針葉喬木帯以上に固有の生育地を求める植物を高山植物と考へてみても、緯度の高低に依つて日本の高山植物の部類に入つてゐても、我が東北地方に於ては低山に生育し、北海道樺太の如き緯度の高き地方に行けば平地に繁茂してゐることもあるので、分布状態が頗る複雑してゐる。

右の次第で何れを高山植物と見做すべきかの實際問題になると、學者に依つて大いに解釋が違ふ。故に本目録を調製するに際して苦心したのも其の點である。而して右諸氏の研究物を基礎とし左の諸大家の文献を参考とし、廣い意味の高山性植物として、高山に成育する種類を集め本目録を調製したのである。

- 一、日本高山植物圖譜 三好學氏、牧野富太郎氏共撰
- 二、高山植物 理學博士 武田久吉氏著
- 三、大植物圖鑑 村越三千男氏著
- 四、原色高山植物 山川默氏著
- 五、本縣產高山植物分布比較目録 橋本賢助氏著
- 六、日本特有高山植物目録 理學博士 武田久吉氏著
- 七、日本植物圖鑑 理學博士 牧野富太郎氏著
- 八、本邦高山植物目録 河野齡藏氏著

第三 動物

一 本郡に於ける珍稀なる動物

綱	目	動物名	備考
哺乳類	食肉類	熊	現今極めて其の數減じ、稀に見るやうになつた。色黒く喉に月輪狀の白毛ある。それで一名つきのわくまともいふ。大泉方面に棲んでゐる。
哺乳類	偶蹄類	カモシカ	我が國固有のもので深山に住む。鹿よりも少し小さく、容姿優雅で雌雄共に黒色の洞角を有す。當地方ではこれを青獅子といふ。大泉、立谷澤の深山本郷方面に住んでゐる。
哺乳類	齧齒類	ムササビ	山地の森林に住し、体側に皮膚の鬃あり、樹間を飛ぶこと巧みである。故に昔人はバンドリといつて鳥類と思つてゐる者もある。大泉、本郷、立谷澤等の山地の森林に住んでゐる。
兩棲類	有尾類	ハコネサンセウウチ	一般に山間の溪流或は泉中にすみ、大いさトカゲ位で當地方ではこれをサンセウウチカといふ。
魚類	硬骨類	トゲウチ	小形の淡水魚で体に棘あり巢を造り、其の中に卵を産み雄これを守る。調査によると黄金村、渡前村、八榮島村方面に住んでゐるもの、如し。
魚類	硬骨類	石持鰻	大きいでも長さ二寸位で清流の石の下に棲むので此の名あるのであらう。色は其の住所の石の色によつて變化するらしい。味頗る美で此の地方の川魚としては一二さいはれてゐる、而して此の種の魚は庄内地方の處々に棲息してゐるが立谷澤川のものには特徴さてもいふか突つても一尾なりとも口を眞一文字に結んで開きも

魚	
類	
硬	
骨	
類	
ベニザケ	
	<p>しない。古老の話によると、此の川に砂金産するのでこれを呑んでゐる爲死んでも口を開かないとのことであるし、味勝れてゐるのも此の爲であるといつてゐる。</p> <p>姫鱒又はベニマスとも稱し、体形は餘り大きい方ではないが肉色が真紅で脂肪に富み而も緊つてゐて鱗詰としては品位味共に優秀である。大鳥湖に棲息してゐる。</p>

第七編 實業之部

第一 開墾

一 舊藩士の開墾

明治四年兵制改革の結果藩の常備兵を解除されることになり、庄内藩士等一時に各々立場を失つて途方に迷はんこする時、斯うしては藩祖以來累世養はれた廉恥、節義の心を遂には失はんこを心配し、此際皇國殖産の義心より富國の基を開き、聊かなりこも皇恩に報ひようこ、茲に協議一決し開墾の事業を企圖したのである。

第一回開墾 明治五年鶴岡の東郊、赤川、齋藤横内の三萬坪の荒蕪地を拂下げ、各兵器を農具に改造し、三六〇人の壯年を選びて六個小隊とし、各組相競ふて努力之を完成し、更に五百餘間の長堤を築き、水害に備へるこが出来たのである。

第二回開墾(松ヶ岡) 明治五年八月更に後田林を開墾せんこ願ひ、許可を得て士卒凡そ三千人を三十組に分け、各組に組頭を置いて仕事を分擔した。先づ開墾地に一直線に道を開いた。

もより測量器はなく、樹木繁茂し見通しの出来ない地であるから、兩端に烽火を擧げ、以て直線の方位を定めたのである。斯して三道を作つて經こし、其の中を横劃して一萬坪を一區として三十餘區に分ち、各組の持場を定めたのである。爾來各組は樹木を伐り、茅を刈り、手づから風雨を凌ぐ小屋を結びて之に起臥し、病を忍び、創を包み、以て先後を争ふ等、人々相競ふ様は、豈戰場と異ならんやである。斯様にして後田林、凡そ百町餘歩は二ヶ月足らずで悉く之を開拓し、高低を均して十月十五日には全く落成するこゝが出来た。

松ヶ岡の名稱は開墾の初、舊藩老公が後田林、舊名經塚森に登り、諸士開墾の活動振を目撃し、感賞の餘り、組々を招きて褒詞を與へ、又自ら筆を染め、松ヶ岡の三字を小榜に書いて、現在本陣に額面として掲ぐ、立てられたので、爾來松ヶ岡を以て開墾地の總稱となつたのである。

第三回開墾 明治六年に高寺林、馬渡林、黒川林の二百餘町歩を三ヶ月餘にして開墾した。同七年一月に開墾の篤志なるこゝ上聞に達し、太政官より着實刻苦奇特の趣を以て、慰勞金として一時金參千圓を下贈せらる。

二 川代山の開墾

明治十四年、泉村大字川代字西増川山の官有草地壹千三百餘町歩の廣大な地を選び、此處に

開墾、牧畜の二大事業を開始すべきこゝを、東田川郡押切村加藤安興氏が時の縣令三島通庸氏に請ひ、その指導のこゝに本事業に着手するこゝになつた。然るに當該企圖の地は從來の習慣上、其の附近二十餘ヶ村の草刈地である爲め、萬一の事故出現を憂ひ、名義上官業、即ち縣の事業となし、安興氏は特に本事業の監守に命ぜられ、百般西洋式の經營準備を初めた。縣に於ても累年縣官を特派して事業の方法を指導し、又は其の分業生産品の用途等に専門技師を出張せしめて、實地業務の指導に當る等、恰も縣に於ける事業と異なる所なかつた。

其の規模の大なるこゝは縣下に比すべきものなく、一見何人たりとも官設の一大模範事業と思はない者はなかつた。併し其の實は一ツの官費の補助はなく、之に要する細大の費用は全く獨立の投資であつて、其の額實に巨萬の多きに上つた。斯して經營事業進捗したのであるから、安興氏が其業主であるこゝは明瞭であるが、幾何もなく彼は俄然病魔の身となり、同年遂に不歸の客となつた。時に次代正喬氏は年漸く十七歳、遊學して帝都にあつたが、父の計に接し、郷に歸へり、茲に初めて亡父の一大事業のあるを知る。けれども前途猶遠なる此の事業、加ふるに將來幾多の資金を要する難事、況んや後日に至つて資金盡き、力及ばぬ場合は自ら事業を廢するは勿論、一家も亦衰亡に終るのみである。寧ろ今日に於て繼續しない方が得策、一族近親會合して審議した。然るに論議紛々として空しく時日を重ねるのみで決する所が

なかつた。此の時三島縣令は正喬氏を起して監守せしむ父の事業を繼承せざるべからざる境遇に置いた。そこで正喬氏も斷乎として紛々たる論議を排し、心中大いに決する所あり、事業の成功と否とは實に一家存亡の分れる處、亡父の遺業は誓つて成功を期すべく、爾來奮然身を以て業に當つたが、當時十七歳の青年正喬氏、斯様な大事業を意の如くすることが得ようか。年々歳々幾多の資金を投じて事業の進展を圖つた爲に、祖先傳來の家財は悉く傾注して苦心經營只ならざるに至つた。更に不幸にも法令の改正となり、且又地方長官も幾度か更迭して方針定らず、茲に當事業上一大不幸を受くるに至る。即ち明治十八年折田平内氏本縣知事となるに及び、正喬氏は從來の監守を解かれ、加ふに牧場地百五十町歩に減少、開墾地二百町歩に減少といふ、企業地域減縮の嚴令に接した。

而して當時成功の土地二十餘町歩は拂下げを得、殘餘の百七十餘町歩は更に豫ねて開墾拂下地と牧場地百五十町歩使用權の認可を與へられ、以て創業以來投入した大資を賠ふものであるとのこゝであつた。故に此の縣廳の俄然下命的諭示は當時正喬氏の肝膽を寒からしめたのである。併し三島縣令時代の言實をさらへて抗することも出來ず、官命を尊重して之に従ひ更に投資して明治三十六年に開墾を完了し、翌年拂下を得たのである。其の後明治四十年に至り、牧場地百五十町歩の中五十町歩の特賣を得た。よつて同年正喬氏は大いに決する

所あり、祖先以來住馴れし押切村を離れ、一家を擧げて川代山事業地に移住した。斯くして氏は根本的に財政の整理に着手し、而して事業の方針を定め、千思萬考大いに努力した。

然るに再び財界の不況に際會し、企業遂に到らず、住民一同の歡呼の聲を聞かずして明治四十一年九月盡きせぬ恨をのんで、黃泉の客となつた。

當地の移住民は本事業が成功の曉には四反半の耕地を無代で分與される約束で移住したものであるが、業主加藤氏(前には五萬の財産家)は多大の借財を得たる外に身を倒し、剩さへ所有の一切は競賣になり、正喬氏妻錦子氏及子女は一時實家に引取られ、一家絶亡と事業失敗の不運を見るに至りたれば、最初の約束は水泡となり、加ふに主を失つて他の小作人となり、變り果て前途の光明は全く暗黒化したのである。そこで將來の取るべき方策は自ら耕して食し、一同協力して恨み盡きぬ亡き主の事業を繼承すべきであること、茲に一同強固な信念を以て日夜奮勵、幾多の難事を経て現今の廣大な耕地に至つたのである。部落民は加藤氏の功績を後世に傳へる爲め、此の地に故場主の開山記念碑を建設してゐる。

(碑文)

國家富强則在殖産、殖産隆盛則在盡地方力、抑前山形縣令三島通庸有所見於川代曠原、其他千餘町歩、舉東田川郡押切村豪族加藤氏九代之安興、使當開墾、明治十四年也、爾來經二十有

五年之星霜漸成其功官以二百餘町爲加藤氏之地明治三十七年也嗣子正喬繼之益々奮一家皆移忍艱難傾家財敢不顧慮依此開墾四方移者二十餘戶設一村落自今之後移民益多殖產盛是固無論也故有志相謀稱加藤氏父子之功德建此碑開墾之所始傳千載勳後人。

正五位松本十郎撰

水野重慎書

三 廻り地藏尊並に舟形平の開墾

(1) 本郷村は山間の僻陬部落にして落ち人の住始めし地なり今より三百數十年の昔は澤々の水がりの土地に少々の畑ミ田ありしのみにて米穀不足ゆゑ暮方容易ならぬ模様なり然るに天正年間加賀國より木久佛攝の國より難波權守ミ申す兩人參り本郷下區圓山熊野神社の境内より樹原の平野を眺め廻し「木立には候へ共開發仕り候はゞ民家を救ひ御上の御爲めにも相成るべし」ミ申し合せし由

(2) 壹番目に本郷の遺澤湯の澤平澤を見分け芋川より用水せき上げせば現在の木郷上區全部開田なるべしミ申談せし由

(3) 砂川部落に越し小芋川戸澤の水かゝり堰上げ口見分砂川平地も不殘開田ミ見定む

(4) 大針全部落に移り上村澤小松澤坂の下澤東川上花戸澤見分水がゝり宜敷ミ見て兩人共平

地不殘田地に相成るべしミ民家に申語られし由

(5) 行澤部落に罷越し大澤小澤水上澤見分堰通し得れば平地不殘田地に開發相成るべしミ民家に申し含めし由

(6) 上野山を越え上名川下名川の部落に移り晝澤岩澤無澤きわだ澤の水用ひても用水不足につき早田川より堰上げせば兩名川の平地全部開田相成るべしミ悟し是にて本郷全部の堰見分を終へたりミ休足致し大に悦び岩澤口にて御休み民家より粟酒なき無心し御祝ひ致せしミの事其時より岩澤を祝澤ミ改めしミなん

(7) 右兩人毎日各部落を廻り行き當り次第二三夜宛逗留田地堀様御指圖致し壹明開發せば褒美ミして山澤をつけ鱒雜肴を取らせ獎勵せしミの事

(8) 各部落御田地合計拾六明出來たる折御上に申上けし處殊の外御喜びにあづかり一明ミは何程かミ尋ねられし時兩人は壹明ミは千刈の事ミ申せし由御上より御米被下其上厚き御言葉下されし由

(9) 右兩人は開田督勵中山澤見分の聞ありしを以て御上の命にて最上米澤會津越後の境迄見先見分致せし由なり

(10) 往古本郷村は本川村なりしも木久佛の名前は本郷ミ申せしを以て本郷を村名になしたる

由なり

(11) 兩人本郷に來りし時は年頃四拾歳位の由なるが權の守様は「我七拾歳に及び候、最早志願も成就仕候て御田地もあらあら開發爲致候間故郷に歸り度候」を申せし由、又一説には字權の守に申す所に塚あるを見れば、此地に葬られし事確なりと村民は碑を建て、尊崇しおく次第なり

(12) 本久佛は我出家の身なれば故郷に歸り度くもなし、六月中より御煩ひになるや本郷全部落の御百姓替る替る看病致したるも、追ひ追ひ重り七月廿日頃より惣百姓打寄りしに、本久佛「我最早末期近く相覺候間死後の事頼み入る」を被仰其時打寄り人々「貴公様の御蔭を以て御田地開發仕候につき、只今は米の飯を以て露命送り候事偏に貴公様の御恩なり、兼て地藏尊を御信心成らせられしを以て右御禮に死後地藏様の尊像を刻み、貴公様を廻地藏様として民家壹軒に七日宛御逗留被遊本郷各部落廻地藏本久佛を永く可奉仰候間御心安く被思召」を申上候其時本久佛「扱て扱て忝き志なり、さ候はゞ廻地藏となり永く民家を相廻り候様頼入候、我成佛此所に有り且權の守殿へも一廻の向回頼み入候」を御悦なされて七月廿四日御逝去被遊たり

(13) 貧弱なる本郷も三拾年余に亘り美田を開墾されし鴻恩眞に忘れ難く、村民は未來永遠に兩

人の御恩を肝銘し崇敬する次第なり

○舟形平山の開墾

本郷村大字熊出字五福田即俗稱舟形平は地相大体平坦なるが柴原樹原にして畑さへ容易ならぬに水田は水掛りの都合もあること、昔より開墾を考へし人あるやに承れ、手を下したる人なし。元來熊出部落は本郷中比較的耕地段別豊なるも、増加する人口増設する家屋の爲耕地の漸減するは勿論將來を慮れば一大決心なかるべからず。佐藤熊太氏は夙に耕地開墾の事を念願し、所々方々の經驗事實を調査し計畫し明治三十八年六月に立案、八月關係者の契約を結び組合を設け舟形平開墾を畫作せり。併し第一水無川の水を分水せざれば開墾不可能なるを以て、其水掛農民の了解を得ること至難なること、事業成否の如何を疑ふ點より共同一致の決意に於て強固ならぬ點、加ふに資本金借入のまゝならぬこと、此數點につき非常なる苦心と隱忍努力をかさねたり。然るに神の補助か辛ふじて是を貫徹すべき曙光を得、直ちに事業の端緒を握り、猛然に立ち、佐藤熊太氏開墾組合長となり菅原酒造之助、菅原茂吉、佐藤助藏、伊藤庫吉の諸氏共力して關係者一致和合し、恰も寢食を忘れ經濟主義本位にて工事を進め、三尺巾八百六十間の堰を通じ村民を利用し、男工夫四十錢、普通三十五錢、女十五錢の賃金を

以て努力せしめ、總經費金三千九百九十一圓七厘、生れし開田二十九町九反三畝二十三歩、年々五斗俵千二百俵の産額ある美田を開墾竣功し得たるは、地方の爲め實に幸福至極にしてこれに、與りし人の功績は永遠に忘るまじきことなり。

第二 耕地整理

一 耕地整理施行面積の概況

(昭和七年五月現在)

組合又は地區名	總面積	組合又は地區名	總面積
新堀村丸沼地區	完 三〇、五〇四	新堀村新堀石卷組合	完 一八、三〇六
新堀地區	同 六二、八〇七	廣野村福岡組合	同 五、二〇七
新堀組合	未 三三、六五六	大淵字大洞寺野地區(一人)	同 一五、五三三
落野目地區	完 一三、四四四	袖浦廣野組合(東田川郡の分)	工 三〇、八〇三
木川地區	同 八九、四九元	廣野村の面積不明	未 三三、元三三
		余目村組合	未 三三、元三三

(完…工事完了、工…工事中、未…工事未着手の地區又は組合とす。)

余目村堤興屋地區	完 五、九二三	小出新田堤新田地區	完 一〇、四〇〇
横島地區	同 八七、三〇七	澤新田地區	同 一五、七九五
千河原地區	同 一六、八〇六	古關川臺地區(二人)	同 一三、六〇一
余目地區	同 三三、七三五	八榮里村小中島地區	同 三、八〇元
跡地區	同 一四八、一八四	豐榮地區	同 一五、二二〇
榎木地區	同 三、四〇三	島田地區	同 二六、三〇一
平岡地區	同 二五、五〇元	近江新田地區	同 四八、三三八
平岡組合	同 三六、四二五	吉岡地區	同 二九、六四四
榎木組合	同 三六、二〇八	大野地區	同 三九、四七二
廿六本木地區	同 一六、三三三	西小野方地區	同 八九、七九八
常萬村常萬地區	同 三四、四八七	田谷組合	同 三、二四三
常萬組合	未 一七、三五四	長沼村組合	同 六七、六一八
堀野砂子組合	同 一〇、〇〇〇	押切村組合	同 四九、〇七六
大和村組合	完 七五、〇六九	三本木組合	同 五三、八〇五〇
古關地區	同 四、五〇六	狩川村狩川西興屋地區	同 六、二四四

狩川中柵地區	完	101,183	名和川外一ヶ村地區	完	63,111
狩川組合	未	52,124	藤島村東部聯合組合	同	294,415
出川原組合	工	74,411	藤岡地區	同	67,000
三ヶ澤大澤組合	完	64,933	藤島地區	同	293,400
狩川村聯合組合	同	33,763	須走地區	同	15,316
十六合村聯合組合	同	32,763	大川渡外三大字地區	同	91,007
十六合村千木杉地區	同	32,763	古郡地區	同	27,487
京島地區	同	31,333	下中野目地區	同	32,825
西袋村西地區	同	1,790	須走組合	同	101,607
(共同)	同	33,763	東榮村組合	同	350,710
八榮島組合	同	1,403,225	關根組合	同	37,601
中川堰中部組合	同	4,706	樫組合	同	61,875
渡前村上藤島組合	同	33,013	蛸井興屋組合	同	89,187
東部組合	同	134,103	立谷澤村立谷澤組合	工	53,000
渡前地區	同	354,600	泉村野田荒川組合	完	7,325
渡前組合	同	154,800			
荒俣組合	同				

五五

川代組合	完	22,607	狩谷野目三ッ橋組合	完	73,336
南部組合	同	5,311	後田外三大字地區	同	7,085
坂野下組合	同	14,205	三ッ橋地區	同	36,308
西部組合	同	4,527	狩谷野目組合	同	41,494
向山組合	同	67,150	細谷外三大字組合	同	13,180
大澤堰組合	工	48,634	後田組合	同	61,628
笹川西部組合	未	27,507	松尾地區	同	3,688
今野組合	工	5,301	赤川地區	同	67,700
仙道組合	工	26,401	廣瀬村南部地區	同	25,659
町屋組合	完	104,317	狩谷組合	同	48,403
中川代組合	工	63,325	上野新田組合	同	66,320
荒川上ノ山組合	完	3,705	松ヶ岡組合	工	13,600
鴻ノ集組合	同	9,001	東部組合	完	184,328
廣瀬村松尾後田組合	同	54,326	黒川村松根佛澤山組合	同	31,803
東部聯合組合	同	33,326	馬渡仲村組合	同	4,729

五五



農地整理分布圖

二 耕地整理分布圖

計 一一三地區

工事了せるもの 一一、三〇〇、九〇〇三、〇七
 工事中のもの 一、一九八、三八二四、一二
 未着手のもの 一、四九〇、三九〇三、八九
 外に袖浦廣野組合あり(廣野村に於ける面積不明)

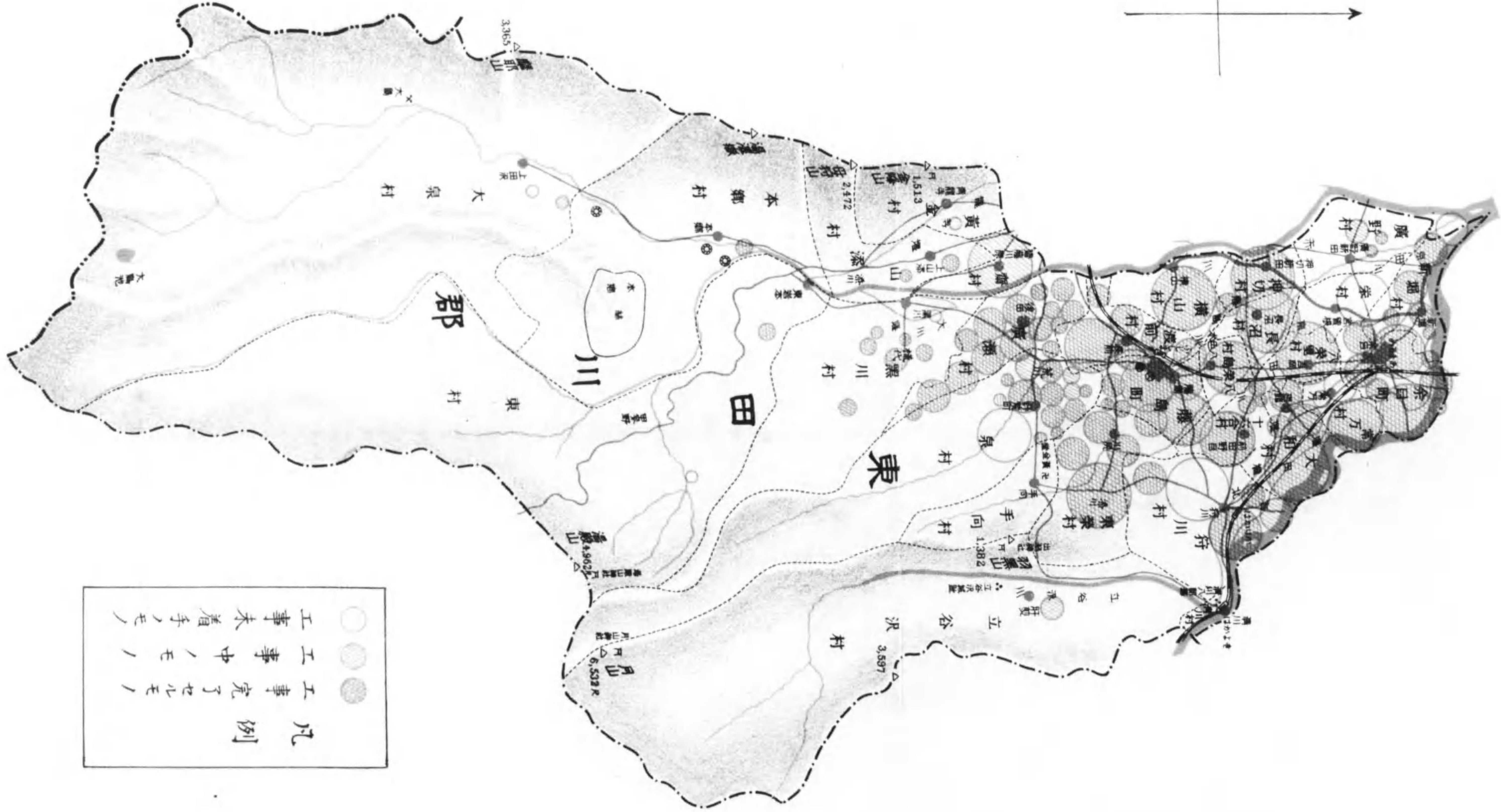
村西仲村聯合組合	完	九、五〇五	山添村下山添地區	完	三、七三〇〇
田代組合	工	三、七九四	志田川原組合	同	二、〇三三
大坂山組合	工	六、六〇〇	本郷村熊出組合	同	三、〇三五
梳代第一組合	工	五、四〇三	東村東岩本組合	同	二、八二〇
馬渡西小祠西聯合組合	未	一〇、四三七	田麥俣組合	未	三、八〇六
齋村組合	工	六、七〇三	大泉村尾浦平組合	工	四、一〇七
黃金村赤坂地區	未	一、四一六	越中山組合	未	二、七〇二

表六



耕地整理分布圖

(昭和七年五月現在)



- 凡例
- 工事完了セルモ、
 - 工事中ノモ、
 - 工事未着手ノモ、

三 町村別耕地整理状況

(昭和四年末調)

町村名	耕地整理 總面積	工事始終 年月	總經費	田		整理前後の耕地移動					
				前	後	畑	原野	山林	住宅	其他	
大泉村	六町五	昭大 和正二、八	七、八〇四			一、九〇	四、四〇				
山添村	四、〇四	明治三五、九 大正一五、一〇	八、〇〇七	八六七、六〇 九三、四七		七六、一九 五八、四八	三六、二四 五、〇三	一三七、五三 七、〇八		五二、四〇 五、四四	〇、一八 〇、三
齊村	六九、二〇	昭大 和正七、八	一〇〇、六六〇	六〇〇、〇〇 四、二八		八〇、二二 三三、二八	三〇、八〇 一、一四	三、三〇 〇		二〇、六八 二、〇〇	三、〇〇 〇
東村	三〇、四〇	昭大 和正五、四	五三、〇〇〇	三〇、四〇 〇		五、七〇 〇	二一、〇 〇	三、六〇 〇		〇 〇	〇、一〇 〇
廣瀬村	一、三三、四五	昭大 和正五、二	五二、一五七	九、六三九、四三 九、三五、七六		一、三三四、四五 一、〇九、五〇	三四三、一七 六八、四五	一九七、八三 三、八四、五三		二二、七〇 三、七二、九	八、八三 八、九二
泉村	一七、八二	昭大 和正三、四	五三四	一、〇五二、三六 一、三三、八六		八三四、八一 三〇六、一五	一、三六三、七四 一、八八、四六	三〇七、二四 二五七、二四		五、〇四 五、一三	〇、六二 〇、六二
渡前村	二、三三、三三	昭大 和正五、三	不詳	一、〇五、八四 		八、三〇 	三三六、九一 	〇、〇六 		一三〇、七 	
横山村	一、三四、三〇	大正 八、二、二	三四九、〇四〇	一、一三〇、五〇 一、三〇、三〇		八五、三〇 四三、八〇	三〇、五〇 一四、八〇	四、〇〇 四、〇〇		一、一〇〇 一、五、〇〇	七五、九〇 二〇、四〇
押切村	五三六、二二	昭大 和正六、二	一七九、五二七	四八二、七〇 五二〇、五〇		二〇、二〇 一〇、八〇	二、六〇 			三、二五 三、三九	四、三〇

町村名	田之面積移動				畑之面積移動				
	明治四〇年	大正七年	昭和四年	明治四〇年	大正七年	昭和四年	明治四〇年	大正七年	昭和四年
長沼村	六七四、六一	大正三、一〇	二九一、六八	四一五、六〇	一〇六、二二	三三、七四	〇〇、五八	九八、一七	二二、〇八
八榮嶋村	四〇〇、九三	明治三、二	一〇三、八七	二九六、〇七	六三、四一	二、八五	〇〇	二二、三三	三六、三五
藤嶋町	—	—	—	九六、二〇	六三、四〇	一五、三〇	〇、五〇	四五、九〇	〇、〇〇
東榮村	五六九、〇〇	明治四、一三	九〇、一八	五三三、一三	一六、六六	六、八九	〇〇	八、二五	〇、二七
狩川村	六四四、三八	明治三、八	七〇、八四	八五六、三三	九四、〇〇	一八、七一	一四、三七	四四、六三	三九、四四
大和村	八八八、一〇	明治四、〇	二五、九二	五四三、三九	一九六、二四	九、三六	〇〇、七〇	四一、二二	〇、一八
十六合村	二〇八、九三	明治三、七	五、四七	一七五、九一	一、五三	—	—	〇、九七	〇、〇〇
八榮里村	三三三、一〇	明治三、三	二五、三七	二八八、六〇	五、四四	三、六〇	〇〇、〇〇	三、九四	〇〇、三三
常萬村	三三七、一七	明治三、五	八、八五	二八五、〇一	一三九、六二	〇、八七	〇〇	九、六〇	三七、九五
余目町	一〇六、八〇	明治三、八	三〇、九〇	八二五、四六	一五三、六六	八五、三五	〇〇、五三	三、七四	一六、〇〇
新堀村	三三三、五四	明治二、四	一〇〇、〇〇	四六三、三〇	二五、〇〇	七、〇〇	—	二五、〇〇	—

廣野村	二五、〇〇	大正二、〇	一九、六三	二二、三三	〇、一八	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
-----	-------	-------	-------	-------	------	----	----	----	----

四 耕地面積移動 (右自作地 左小作地)

町村名	田之面積移動				畑之面積移動				
	明治四〇年	大正七年	昭和四年	明治四〇年	大正七年	昭和四年	明治四〇年	大正七年	昭和四年
大泉村	一八四、〇〇	一八九、〇〇	一〇四、九〇	八九、〇〇	二四、六〇	一四、五〇	二七、九〇	一三、〇〇	二七、九〇
本郷村	二〇二、八六	二三五、四一	一九三、九〇	二三五、九〇	三七、二〇	三九、四〇	三九、四〇	六、九〇	三八、三〇
山添村	四七五、六〇	四八四、〇〇	四四五、〇〇	四四五、〇〇	六三、二〇	五〇、二〇	四七、〇〇	〇〇	四七、〇〇
山金村	二三五、〇〇	二三五、〇〇	二七二、二二	二五六、〇〇	一五、八〇	一五、七〇	一五、七〇	二二、三〇	二二、三〇
齋村	二七三、〇〇	二六六、〇〇	二七四、三六	二七四、三六	三五、〇〇	四七、九〇	四七、九〇	四一、〇〇	四一、〇〇
東村	一八三、七〇	一八五、六〇	一八一、八〇	一七七、六〇	五、〇〇	七、九〇	七、九〇	一六、〇〇	一六、〇〇
黒川村	五三六、〇〇	五四八、〇〇	五四九、六〇	五四九、六〇	六七、一〇	一〇一、一〇	一〇一、一〇	九九、〇〇	九九、〇〇

廣野村	榮村	新堀村	余目町	常萬村	八榮里村	十六合村	大和村	狩川村	清川村
二五二、〇〇 四七三、七〇	二九五、八〇 二六〇、五三	二九三、五〇 三八五、〇〇	一八六、五〇 一九四、三〇	一六三、二〇 一一一、六〇	一五六、六〇 二七〇、二〇	三三〇、一〇 三八二、二〇	二五九、七〇 二七九、七〇	三三八、〇〇 四三一、八〇	二五、二〇 二、四〇
二六〇、〇〇 五三八、四〇	二七八、八二 二九八、四〇	三〇一、〇〇 三九四、二〇	三九七、八〇 七一、四〇	一三六、六〇 二八五、四〇	一五六、六〇 二七三、二〇	三三七、四三 四七七、八八	三三三、八〇 五四二、八〇	四二〇、九〇 五四七、八〇	四、〇〇 一、三〇
四〇五、〇〇 四三一、〇〇	一七五、三八 四六八、三〇	三七八、八〇 三七六、八〇	三九五、一六 六四、四三	二二六、七八 二九六、五九	一一〇、九〇 三二五、九〇	一一、二二 二二	二九一、五〇 五九七、〇〇	三〇六、二〇 七四六、三〇	三、五〇 一、八〇
七六、〇〇 五五、六〇	二七、八六〇 二〇、二二〇	四三、八〇 三九、二〇	二六八、九〇 五〇九、一〇	一七五、五〇 一九九、二〇	七、九〇 八、六〇	一〇、四三 三、二二	八九、二〇 九九、二〇	一四三、九〇 一三三、六〇	四、五〇 〇、二〇
六四、九〇 三五、五〇	三〇、六一〇 二一、四〇〇	三九、五〇 三七、〇〇	六四六、五〇 一四八、三〇	三三、八〇 一四、五〇	七、九〇 八、六〇	一三三、六〇 四九、四三	二二、八〇 一一、四〇	七、五〇 六九、九〇	三、二〇 一、五〇
五一、〇〇 四一、四〇	二〇、九八 三三、八〇	三七、五〇 三九、六〇	六五六、二 一〇一、三六	一九、三三 一九、三三	一〇、六〇 一〇、六〇	一三三、六〇 四九、四三	二四、二〇 三〇、三〇	六六六、七〇 六三、七〇	三、二〇 一、五〇

立谷深村	手向村	東榮村	藤島町	八榮島村	長沼村	押切村	横山村	渡前村	廣瀬村	泉村
二九五、八〇 五四、六〇	二八、〇〇 六四、九〇	四〇六、二〇 四〇四、八〇	二九七、九〇 五三三、五〇	一四三、八〇 二五一、〇〇	九四、七〇 二八四、〇〇	一四九、九〇 二八八、〇〇	四五六、七〇 三八九、五〇	七〇八、二〇 二九七、六〇	三〇〇、九〇 四二〇、〇〇	四〇〇、五〇 四九〇、〇〇
三二四、二〇 六二、六一	二七、〇〇 六六、一〇	四七五、二〇 三三七、六〇	五〇五、〇〇 五三六、二〇	一六〇、六〇 一三三、〇〇	一六三、一〇 三二〇、〇〇	一七三、七〇 二七五、六〇	四六五、七〇 三九五、一〇	六二二、五〇 三九二、三〇	四四四、六〇 三五五、三〇	四四〇、一〇 四八〇、九六
三〇一、八〇 八三、八七	二五、一六 八〇、四三	四〇五、五〇 四八五、九〇	五二五、八〇 四二五、四〇	二〇〇、五〇 一五九、〇〇	一六一、一〇 三二二、四〇	一六一、九〇 三四一、四〇	五六五、一〇 四三三、九〇	六〇三、七〇 四〇二、一〇	五二〇、八〇 四九四、八〇	五〇一、九六 四四一、六一
二八、八〇 一〇、一〇	四四、〇〇 四六、四〇	三九、二〇 一四、一〇	一五七、三〇 〇〇、〇〇	五〇、〇〇 三七、〇〇	九〇、九〇 一七、五〇	三七、八〇 三七、五〇	七二、四〇 四七、六〇	六〇、〇〇 一九、〇〇	四九、〇〇 四一、三〇	三七〇、五〇 二九〇、〇〇
三三、一〇 一、六〇	四六、七〇 三四、八〇	三七、〇〇 一六、一〇	二六、〇〇 一三、六〇	四四、三〇 三七、〇〇	四九、七〇 二七、〇〇	二六、三〇 二六、三〇	七四、四〇 四九、四〇	五五、〇〇 二六、三〇	一〇四、七〇 七九、七〇	三七〇、〇〇 三〇〇、〇〇
二八、二五 一、九〇	五五、二〇 二四、一三	四〇、一〇 一六、五〇	四〇、一〇 二〇、一〇	三九、一〇 二〇、一〇	四六、六〇 三〇、二〇	三六、九〇 三三、九〇	七四、五〇 一九、二〇	五三、〇〇 二八、三〇	一八八、二〇 五五、七〇	三八〇、〇〇 三〇八、〇〇

第三水 利

一 普通水利組合一覽 (昭和四年度調)

組 合 名	灌 溉 反 別	經 費	管 理 者
赤川普通水利組合	二六八、八五二	二七、六九七	山形縣地方事務官 菊地 角馬
中川普通水利組合	三九六、三五〇	八、五七〇	同 上
笹川普通水利組合	二六四、一三四	一六、三六八	藤島町長
因幡普通水利組合	一四八、五四〇	一六、〇三五	同 上
北楯普通水利組合	四八八、八三四	三、八七〇	狩川村長
吉田普通水利組合	二九一、〇五七	五〇、五三〇	余目町長
天保普通水利組合	四一七、三四〇	一七、三八四	黒川村長
越中普通水利組合	二七〇、八四八	二、〇四〇	東川村長
今野普通水利組合	五三〇、〇〇〇	二、七一一	泉村長
志田普通水利組合	二〇〇、九四〇	一、四七〇	山添村長
京田普通水利組合	二二五、〇三三	一、八〇一	東祭村長
新大黒普通水利組合	一五八、八〇〇	二、八九〇	同上
大川普通水利組合	一一一、二三〇	一、二九〇	黒川村長
上野普通水利組合	一一、九二四	五二、〇〇〇	廣瀬村長
廣野普通水利組合	九七四、〇〇〇	一〇、二七〇	廣野村長

五ヶ村普通水利組合	二八六、一七五	七、六七四	齊村長
長沼普通水利組合	五〇七、七四七	五、一六三	長沼村長
主殿普通水利組合	一〇七、四〇〇	四九〇、〇〇〇	十六合村長
八色木普通水利組合	一四七、八〇〇	一、五三〇	八榮島村長
新堰普通水利組合	一一〇、四〇〇	一、五八一	同上
青龍寺川普通水利組合	五、三三三	二九、八九〇	鶴岡市長

二 主なる水利組合状況

○青龍寺川普通水利組合

(1) 沿革

本川は慶長年間西田川郡本郷村(現在は榮村大字本田)工藤掃部氏の開鑿せるものなりと言ふけれども、記録の據るべきもなく、唯口碑に傳へて居るに過ぎない。

此の川の水源は赤川に取り、東田川郡本郷村大字熊出字下川原に水門を設け、牛倉と言ふもので水流を堰止めて引水し、これを江口水門と言つてゐる。其の創設は詳でないが、舊藩時代には必ず廿一年毎江口水門を改築し、灌漑を受くるものより米百石に對し七依の割にて徴收し、この費用に充てたと言ふ。

本川の延長は凡そ五里(約二十軒)で、東田川郡熊出村、山添村、黄金村、西田川郡稻生村、鶴岡市及び榮村を経て、東郷村大字青山で再び赤川に注ぐのである。

此の河川に水利工功會の設置されたのは明治十七年十一月で、當時の灌漑反別は四一・二九町八四〇六歩で、明治四十一年四月には現行水利組合法實施され、明治四十四年には四八・六三町八〇一九歩に増加してゐる。尙明治四十二年五月には組合規約を改定し、爾來二十有餘年の星霜を経て現今に至つたのである。

(2) 青龍寺川普通水利組合市町村別灌漑反別及負擔金 (昭和四年度調)

市町村名	灌漑反別	負擔金	市町村名	灌漑反別	負擔金
本郷	四六・六八四	六・五七	山郷	二二八・六四〇	三六・五七
山添	六〇・九三二	一・八六・四三	西郷	二一八・八〇六	二五・四・八三
黒川	三・五六〇	八・三	京田	六五〇・七五四	二・三九・九三
齋金	八・五二六	三・四・一四	榮郷	六二・七二六	二・三〇・三三
黄崗	三〇・八八〇	一・二七・五	東郷	七二・六七四	二・五六・三七
鶴岡	八九〇・二二四	三・二九・四三	袖浦	五八・〇八七	九五・三七
大泉	八九七・四〇〇	二・九六・五八	計	五、三三三・六一三	一七、六〇八・〇九

○ 因幡堰水利組合

(1) 沿革

新關因幡守久正は最上家の臣で祿七千石を食み、藤島城を領して居た。久正は性最も農事を好み、水利や土工に長じたれば、藤島城に居りし時、月山に水源を有する多藏川を引き、馬渡後田に至る數里の間、山麓を廻流し、黒瀬より古郡に至る間には大なる堰臺を築立て、荒川には樋を架けて、藤島領内に引き入れんとする大工事を企てたが、其工事の完成を見ずして中止してしまつた。其の後百五十年を経た貞享二年に偶々大旱に遭遇し、再び此の堰を開鑿することに上願し、元祿二年許可せられた。依つて郡奉行某工事を命ぜられ、郷民も粉骨工事に従ひ、先づ荒川村上に堰臺を築きて、荒川を二流に分け、此の二ヶ所に幅三尺の樋を通じ、荒川堰口から富澤まで三千九百間水量實に七千石餘を引入れることが出来たのである。これは因幡守久正の死後百餘年のことで、茲にはじめて其素志が達せられ、久正の稱號をこつて因幡堰と稱したのである。

寛永三年郡奉行久世某は君命を受けて加茂港より鹽を取り寄せ、之を土に混ぜて、尙々堰臺を堅固にし、又黒川村上で梵字川を引入れ、笹川堰の落合迄、堰巾を六尺に擴げ、富澤の東に新堰を立て、翌四年の春には猶高低を均し、如何なる旱歲にも水の涸渴する憂を少なからしめたのである。爾來村民は永く其恩恵を受け、殆ど千町歩の田畑を開發して灌漑することに

が出来たのである。
明治廿五年因幡堰水利組合を組織し、東田川郡長之を管理せしも同卅八年四月藤島町長の管理となり、今日に至つたのである。

(2) 因幡堰水利組合關係町村別灌漑反別並に負擔金 (昭和四年度)

町村名	灌漑反別	負擔金	町村名	灌漑反別	負擔金
長沼	五三、九〇〇	四七、五二	廣瀬	一四、四六〇	六五〇、七四
八島	三九、九四〇	五、〇七〇	泉	一六、四七〇	七四、九五
藤島	八七、八〇〇	七、五〇三	渡前	七二、一五〇	三四、六八
東榮	三七、七〇〇	三、三八四	合計	一、四八五、五四〇	一四、二九七、五四
黒川	三七、八五〇	一七〇、三三			

○ 中川堰水利組合

(1) 沿革

中川堰は黒川村大字馬渡地内に於て赤川より分れ、郡の中央部より西北部に貫流する延長五千餘間の用水溝渠である。

本堰の開鑿起源は詳でないが、舊記によれば慶長年間新關因幡守久正が今の因幡堰の開鑿を企て、中川堰を検分せりあるよりみれば、此の堰の開鑿は遠く足利時代にあるもの

と思はる。當時は馬渡地内より松尾、赤川、細谷等に流れた小堰に過ぎなかつたと思はれるが、下つて元和年中最上氏が民をばげまして此堰擴張工事を企て、遂に水田三千餘町歩に涉り三十餘村(今の大字)を潤す堰を完成せしも、毎年洪水起り其の被害甚大なる爲、正徳五年に酒井氏が人夫三萬七千餘人を使役して大いに改修したので、爾後其の害を免れ得た言ふことである。

明治十四年、中川堰關係地域即ち横山村外三十二ヶ村聯合會を組織し、次いで水利土功會を組織したのである。明治二十年、引入口の位置を上流に移して石造に改め、土砂崩壊の防備を完全にした。同廿六年、水利組合法により組合會を組織し、東田川郡長管理の任に當り年々相當の修繕を行ひ、本堰の維新利用に努め、以て農民の福利増進を圖り來りしも、郡制廢止と共に山形縣事務官菊地角馬氏が管理者となつてゐる。

(2) 關係町村別灌漑反別及負擔金

町村名	灌漑反別	負擔金	町村名	灌漑反別	負擔金
廣瀬	五〇〇、九〇六	四四一、八〇三	藤島	三、八一三	三三、六四
黒川	三〇〇、一五	二六、五〇	長沼	三九、〇三九	三四、〇六
波前	九五、六七五	八、四三三、六	鶴岡	八、五二九	七三、八

横山	九九・七〇七	九、三八・八六	二、四三・九	一三・七
押切	四八・二六一	四、七〇・七五	九六・五二四	九六・九〇
廣野	八七・九二六	八、五七・三三	三、九六・三五〇四	三六、九六・二七
計		合		

○北楯堰水利組合

(1)沿革

北楯大堰は北楯大學利長が開發せしものである。利長は最上義光に仕へ狩川の楯に居り狩川、清川、立谷澤を管理して居た。所で最上川は岸高く灌漑に不便な爲水歳には秋實を收めることが出来たが早歳には中々困難であつた。利長は之を憂慮し清川山の山腹を貫いて新堰を開發し、立谷澤川の水を引いて之を用水となし以て農民を救はん。最上家に請願した。國老光氏等は容易の業にあらずして之を沮んたが利長は聞き入れず、其の利害を分明に辯明せし爲、義光は遂に許容したのである。

慶長十六年最上、飽海、由利、仙北、田川地方より人夫七千四百餘人を連れ來りて工事に着手した。志村光安、下秀實等數人は各々自己の衆を帥ひて工事を助くる所ありしも、光安は此大事業の成功に近づくを見て妬みを起し、屢々約束に背くので工事に一頓挫を招來した。

利長は大いに怒り「我若し専ら工事に従事し三年間に成就すること能はざる時は潔く自殺する」と言ふことを義光に請ふて許されたのである。そこで利長は衆に先んじて自ら垂を執り、工事を督勵した。そして晝夜兼行で働いたので約束通り工事は三年間で出来上つた。今の北楯大堰は之である。

明治二十年水門を石造りとなし、土砂の崩壞の防備を完全にし、同廿六年北楯大堰普通水利組合を組織し、東田川郡長之を管理して居たが、郡制廢止と共に狩川村長之を管理することになった。

本堰を開鑿してより三百年後郷民其の恩に感じて、北楯水神社として祭る。又大正四年十一月十日には特に從五位を賜はり、同十年七月には北楯神社と改稱して、館山公園に移し、同十二年七月五日には郷社に列せられたのである。

(2)北楯堰水利組合町村別灌漑面積及賦課金

町村名	灌漑反別	賦課金	町村名	灌漑反別	賦課金
清川	五、三三・一一	三九・三三	長沼	三九、四三・三三	二、九三・八四
狩川	八〇〇・二〇〇	五、八三・五四	八島	一六、八四・二六	一三三・六七
合	六九八・六三四	五、二八・元	榮	五九、〇二	四、二四九・九六

廣野	二四・一三〇	一七・二二	八	榮里	四四七・六三五	三、八五・五九
余目	四九・三三三	三、六四三・二	大	和	六八二・六二九	五、〇一・五三
新堀	五七〇・四〇〇	四、八七〇・三	東	榮	二、六二二・七	一九・二七
常萬	一七・七八〇	一、九七・六	總	計	四、九〇〇・二〇〇	三五、九六・七一

○吉田堰水利組合

(1) 沿革

本郡の東北部即ち狩川、大和常萬、余目、新堀の五ヶ町村の最上川附近一帯は、從來畑地及原野草地等で其の大半を占むる古田の灌漑用水すら不充分で、土地の利用や利益が甚だしく、地方住民は常に困難を感じてゐた。

嘉永年間余目町佐々木彦作氏は水利を最上川に取り、用水の不足を補給して地方の利源を開發せん、文久年間より明治初年に至る迄一意水路の開鑿を企て、明治十年、時の縣令三島通庸氏の許可を得て一旦工事に着手せしも、同十二年には最上川に未曾有の洪水起りしため、水門其の他の工事に大破損あり、彦作氏の多年の苦心も水泡に歸してしまつた。而して彼は不幸にも翌十三年死亡してしまつたのである。

其の後明治三十四、五年頃迄は其の子孫及幾多の人士が、或は資金の供給を圖り種々劃策

經營したが皆失敗してしまつた。同三十六年東京の人吉田寅松氏が自ら地方に來り、本事業の企圖を唱導したので、關係町村長等の奔走盡力する所となり、同年十月遂に水利組合を組織して東田川郡長關原彌里氏が之が管理を命ぜられ、爾來事業を進め、同三十七年十一月に工費起債及償還方法の認可を受け、山形縣技師に技術に關する一切の監督を委託し、同三十八年十一月に測量設計を了し、同四十年三月には工區を區分し、工事の最も困難なる清川村字花崎引入口から墜道及其下流七百六十間の工事は升川合名會社に請負させ、其の他は各關係町村で適宜請負はせることとして、同年四月中に初めて工事に着手した。

同年十二月には墜道四百十七間五分は全部貫通し、其他の工事も着々進行して、同四十年六月には溝路の九分通り竣功したので、同月廿日から一部通水を行ひ、約七十町歩を開田し、其の成績極めて良好なので、關係町村民は歡喜して其の成功を祝賀した。併して全部の竣功は實に明治四十一年六月で、溝路延長は五里十二町七間、此の間區域の地勢の關係により右に五本、左に一本の支線を分派し、支線の合計延長三里三十一町十六間餘で、幹線に合する時は九里七町二十三間餘りである。工費の總計は約四十萬圓で、灌漑區域も年々増加して、二千町歩になんくしてゐる。

郡制廢止後は事務所を余目町役場に置き、余目町長管理者となつてゐる。

(2)各町村反別割賦課調

(昭和四年度)

町村名	灌漑反別	賦課金	町村名	灌漑反別	賦課金
狩川	二・三九三	三、四一・七	余目	五八四・〇四七	一七、五二・六
大和	三〇八・〇八六	六、四三・六	新堀	一四二・二四三	四、三七・三
常萬	二四六・三六八	七、三六・五	計	一、二九一・五二七	三八、七二・六
		合			

○天保堰水利組合

(1)沿革

大館藤兵衛元忠七世の孫の藤兵衛は十九歳で家を継ぎ、質素を旨とし、殖産に意を注ぎ杉苗の繁殖をはかつたりした。又天保堰掘削工事を企て、天保三年初めて工事に着手し自ら原野に勞役するこゝ七、天保九年に至りて完成した。藤兵衛氏は工事に着手するや、自ら最上地方に旅行して費用を調達し、新田開拓に際し、肥料の缺乏を見ては秋田地方よりその調達を斡旋する等大いに盡力する所あつた。此の工事竣功せし時、藩廳より終身二俵づつの賞に與り、一代帶刀を許されたのである。明治二十三年五月、村民が相謀つて碑を建て、永く其の功績を傳へてゐる。明治廿七年二月、天保堰水利組合を組織し、爾來黒川村長が管理者となつてゐる。

○越中堰水利組合

(1)沿革

大館藤兵衛元忠は越中山の人である。仁慈の心厚く一心に農事に勤め、常に居村の水利に乏しく早損するを心配し、遂に月山の山麓に水源を求めて大掘削を開鑿せんことを企て、元禄十五年二月上願し、同十月許可されたので、同十六年正月より工事に着手した。元忠は自ら一部の費を投出し、梅風淋雨の日も工事を監督し、同年の秋には二本松野に至る迄幅三尺の堰路を開き、正徳四年八月に竣工を見るに至つた。水下六ヶ村、黒川村、田澤堰に至るまで延長六千二百九十餘間で灌漑反別は約二百五十六町であつた。以後水利の便を得たので昔の様な早害もなく、家々皆耕作を楽しむることが出来たのである。村民は元忠の肖像を描かし、事蹟を記して掛幅を作り、年々相集つて頌徳記念してゐる。明治二十五年四月水利組合を組織して、東村長が管理者となつてゐる。

○笹川水利組合

(1)沿革

笹川水利組合の創立は明治三十年十一月にして、同三十七年三月に至りて廢止し、更に明

治四十四年七月に再び創立して今日に至る。而して郡制廢止と共に藤島町長が管理者となつたのである。

(2) 笹川水利組合關係町村別灌漑反別及負擔金

町村名	灌漑反別	負擔金	町村名	灌漑反別	負擔金
泉	七〇・九二五	一〇、三六・九〇	八	三三〇・〇一八	八七八・六九
渡	四・五〇三	九五・〇〇	長	五〇・五〇三	一三三・八
東	六〇・七五二	五、〇八五・六四	沼	二、六四〇・一三三	二九、四二七・三九
藤	九二・三四三	二、八六九・〇〇	計		
島					
合			計		

○赤川普通水利組合

(1) 赤川水利組合町村別灌漑面積及賦課金

町村名	灌漑反別	負擔金	町村名	灌漑反別	負擔金
本郷	七一・〇四三	四九三・九〇	黒川	一八九・六五三	一、四〇〇・七〇
山添	八六・五八三	八、〇五三・〇〇	泉	一七・三六〇	一八五・二
黄	三〇・三五四	三、〇五三・二	廣	七五・六〇三	六、六〇四・〇八
齋	五七・三二七	五、一三三・八九	渡	一、〇三六・〇六四	九、九〇七・三二
東	三八・八二五	二、三三・八一	横	一、一四一・二七一	一〇、三四五・四九
合			山		

町村名	灌漑反別	負擔金	町村名	灌漑反別	負擔金
押切	五、六九・六八四	五、二八・五八	大	二四一・九七〇	一、五八九・一四
長沼	九一・四三二	七三・四九	西	二八・六五二	七四五・一四
榮島	二、四二九	一四・七五	東	二七〇・三〇五	一、三八七・六二
八島	三、四五六・〇二	二、五七〇・九	東	九〇八・一八三	七、七七七・四六
藤島	八三・三三八	六、三三三・六四	榮	六三九・九二〇	六、三三三・九七
東	三、七六二	二六・七〇	京	六五〇・六三三	六、四〇六・五五
大	一、五四〇・九四二	一〇、九五八・四〇	野	九四四・四九三	七、七〇九・三
泉	八七・二二〇	八、三七・九	計	二、六八六・八五二	二一、六三三・二
合			計		

三 貯水池附揚水機

○三ヶ澤貯水池

(東田川郡狩川村大字三ヶ澤大澤)

(1) 工事の概要

昭和二年八月廿八日未曾有の洪水の爲め溜池四個の堤塘欠壞し、全部その用をなさなくなつた。そこで同志相集り此の復舊を計劃し、縣耕地課指導の下に着工することに決し、實地測量に着手した。昭和三年八月地主會を開き、耕地整理組合法によつて工事を進捗することに決し、その申請許可せられ、同年七月工事に着手し、昭和五年八月竣功したのである。

	面	積	貯水量	平均水深	灌溉反別	工事費	着工年月日	竣功年月日
第一貯水池	三、三畝	二、七五立坪	八尺五分	九分	九、五四町	一四、七四七・九圓	昭和三、七、二〇	昭和三、三、三
第二貯水池	三、二畝	三〇立坪	四尺六寸	一分	四〇、七三町		昭和五、四、二七	昭和五、八、二六

○田代谷地貯水池

(1)所在地 東田川郡泉村大字川代字西増川山、海拔二千尺の高地にある。

面	積	貯水容積	灌溉反別	工事費	導水路延長	最深	所着	工竣	功
八、五〇町	四、五三立坪		四三町歩	四、四六圓	四、三五間	二六尺	大正四、七、二五	大正五、二、二五	

(2)沿革

抑々此貯水池は今を去る三十年前から屢々計劃されしも、中絶すること數回であつた。明治三十九年國有原野拂下を機とし、川代方面では開田の計劃を立て、大正四年其の開田に着手せしが、大正十四年には既に二十餘町歩に及び、一方平野の舊田にも其の年によつては充分に水を得ること出来なかつたので、猶々灌溉水の不足を告ぐる様になつた。茲に於いて中川代耕地組合長本間龜治郎氏は先頭に立ち、熟慮の上國益事業中最大急務であること

を説き、幾度も縣廳に出頭し、大正十四年七月工事に着手したのである。海拔二千尺の高地を説き、幾度も縣廳に出頭し、大正十四年七月工事に着手したのである。海拔二千尺の高地而も二里半の山奥に食料は勿論機械器具等運び、又人夫宿泊の小屋を建てる等容易でなかつたが、遂に同十五年十一月竣工を見るに至つたのである。開田事業完了の曉は五十餘町歩の美田を得、反當り一石五斗の米を得るにしても、七百五十石の米を得る事が出来る譯である。のみならず其の餘水が大澤堰開田、仙道開田、泉村西部開田等に大なる利益を與へてゐる。

○附揚水機

村名	八榮島	横山	長沼	東榮	東狩	川余	目新	堀計
個數	一	一	一	一	二	一	五	一
								一三

(備考)

- 赤川梵字川筋 東村と横山村(助川)の三箇所
- 藤島川筋 八榮島村、長沼村の二箇所
- 京田川筋 東榮村(關根)の一箇所
- 最上川筋 新堀村(落野目)余目町(跡、榎木、千河原、横島、堤興屋)狩川村の七箇所

第四 戶數 調
一 職業別 戶數

町村名	明治四〇年農家	同上 商家	同上 工家	同上 其他	計
大泉村	二四九	六七	四三	一八八	四四七
本郷村	二九三	八四	六三	八八	五〇七
山添村	四九	六六	七三	四七	六五〇
黄金村	三三六	一七	六一	二四	三八八
齊村	二六五	四九	三九	一五〇	四四三
黒川村	四〇一	二二	三三	二五〇	五五〇
東村	二九六	一一	四二	一六三	三三二

町村名	明治四〇年農家	同上 商家	同上 工家	同上 其他	計
廣瀬村	三九〇	一五八	二五二	二九	四一五
泉村	四九八	三三九	二五	四〇五	六六七
渡前村	三五〇	八三〇	二七八	五七	四一六
横山村	三六〇	三三三	三四八	三四九	五〇六
押切村	二五五	四一八	七二	四六一	三〇一
長沼村	三〇〇	一五四	九五	二八九	二八八
八榮島村	一七五	二二	三三	一七六	二二二
藤島町	三七八	九四	五七	一九三	五二二
東榮村	三九三	七二	三三	二七〇	四二四
手向村	八七	六六	五五	一一六	三三八
立谷澤村	三三八	九二	二〇〇	五四〇	三二〇

二 農 家 戶 數

町村名	昭和四〇	自作農	同上	同上	同上	同上
大泉村	三三四	一九六	四四三	一五〇	二六六	二五五
本郷村	二四七	二一九	二七四	四四八	四二四	四二四
山添村	二二九	二二九	三〇四	二八五	四九九	五九九
黄金村	三〇七	三〇七	二七七	九三九	三一六	三一六
齊村	五五五	一九五	一九〇	一五五	二六五	二六〇
東村	二九七	二六二	二六二	四三七	二九六	三一五
黒川村	二四〇	二二二	二五〇	一五七	四七九	三八五
廣瀬村	七三六	二八三	二五九	一四六	三九〇	四七六
泉村	二〇〇	二一八	二五〇	一七八	四五八	五九八
	二一七	二二五	二七五	二六七	五九八	五九八

町村名	昭和四〇	自作農	同上	同上	同上	同上
清川村	三六	四三	三九	二九	一五六	二二五
狩川村	五〇六	九七	七〇	一〇五	七〇	七〇
大和村	三〇八	六八	五三	一四八	四五二	五八〇
十六合村	二六二	六八	四四	三三八	四〇七	三八一
八榮里村	一九七	一五七	四六	一五	二六九	二七九
常萬村	一九八	二五七	一八二	六四	二二九	二二九
余目町	四三〇	一九八	一九六	三〇三	一〇八〇	一〇八〇
新堀村	三二五	三二五	三三九	二四一	五二〇	六五〇
榮村	一八八	一五九	三三	六六	三三一	三一四
廣野村	二四六	三三	二四	七三	三〇四	三〇四
合計	七,九三四	一九八〇	八〇五	二,一三八	一〇,八〇〇	一〇,八〇〇
	二,八九三	一,二二六	九七九	二,一三六	一〇,八〇〇	一〇,八〇〇

大和村	二〇三	二二四	二五八	三〇六
十六合村	大正七	二九七	九七八	二五六
八榮里村	三〇	一〇六	九四三	一四七
常萬村	大正七	六二〇	七三〇	一五四
余目町	五三七	四四九	一〇一	六二七
新堀村	五四五	三二五	一一〇	四七〇
榮村	一七六	一〇三	一八四	一〇一
廣野村	一四三	一三三	一四〇	一三六
合計	一七八〇 一七七九	四六七九 四三三九	二八〇三 三三三三	八六六一 九三五一

狩川村	六四七	三三三	二〇八	四八七
清川村	三五	〇	二二	五七
立谷澤村	一九八	一〇八	一〇五	二四四
手向村	二三〇	二四〇	三六五	八六五
東榮村	五三八	二五三	一〇一	三九二
藤島町	四五三	三三三	一四五	四五〇
八榮島村	二五一	八三	六八〇	一七八
長沼村	二八三	六七	一〇五	二〇〇
押切村	二九五	二二二	一〇九	二五四
横山村	二〇八	一六六	一三六	四〇三
渡前村	二四八	一九五	一六三	三五一

第五牧畜

(右一馬頭數
左一牛頭數)

町村名	度			町村名	度		
	明治四十年	大正七年度	昭和四年度		明治四十年	大正七年度	昭和四年度
藤島町	三九六	二七九	三六九	東榮村	二九八	二五七	二七一
長沼村	一〇四	二二八	二二五	八榮島村	一〇〇	一一一	一〇一
横山村	三三三	三二五	三〇七	押切村	一三三	一六一	一四六
泉村	三三三	三五〇	三七三	渡前村	一五五	二七〇	二八六
黒川村	二七五	三〇九	三〇三	廣瀬村	三七〇	三六四	三三五
齋村	一五五	一五〇	一六七	東村	一八五	一九八	一九九
山添村	三五五	三三三	三五六	黄金村	一八四	二〇三	二〇四
大泉村	一三八	二〇八	二七五	本郷村	二四三	二五〇	二三七

町村名	度			町村名	度		
	明治四十年	大正七年度	昭和四年度		明治四十年	大正七年度	昭和四年度
手向村	三五七	六六	六六	立谷澤村	一五四	一六〇	一六七
清川村	二二三	一七	〇四	狩川村	二七五	二八六	二七五
大和村	一〇六	〇六	二九七	十六合村	二〇六	二二七	二二四
八榮里村	〇二六	一九	二二三	常萬村	一九四	二一八	二一九
余目町	一九二	二四三	二八三	新堀村	三九二	二二〇	二二六
榮村	一〇七	一四三	二〇五	合計	五、三六〇	五、七二三	五、七八九
廣野村	二四七	八四	一七五	合計	三、二二	二、二四	二、七八

第六 產 業

一 主要 產物

町村名	右米(石)		左米(貫)		右麥(石)		左大豆(石)	
	明治四〇年	大正七年	昭和三年	明治四〇年	大正七年	昭和三年	明治四〇年	大正七年
大泉村	三、六五三	二、九五三	五、八四五	三、〇〇〇	二〇〇	三〇〇	五〇	五〇
本郷村	六、三六四	六、六一九	六、七四〇	六、四三三	二八	三〇	三〇	三〇
山添村	一五、〇〇八	一九、五五八	一九、九四三	二二、三三四	二〇三	一八五	四〇	四〇
黃金村	八、〇七四	九、二〇三	二〇〇〇	二〇、五八	二六八	二六	一五	一五
齋村	九、七六四	八、八〇〇	八、七〇〇	三〇〇	二六八	一六八	四八	四八
東村	四、六四七	四、九四三	四、九四三	六、一八四	一三〇	一七〇	三〇	三〇
黒川村	九、六〇五	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	一七、二六四	一八二	二〇〇	六六	六六

廣瀬村	一三、八七九	二、八三五	一、五七四	一六、四三四	一五二	一四三	一九三	一九三
泉村	一八、四二二	三、四〇八	五二〇	一九、七六七	一〇一	一一七	一一八	一一八
渡前村	一八、四五三	二、四一三	七二〇	三、〇八六	二〇六	一九〇	一六二	一六二
横山村	一六、九二四	二〇、六六四	二、三三三	二二、〇八六	四四〇	一三五	一三〇	一三〇
横切村	九、九七二	一〇、九二五	一、九九三	九、八四〇	二九六	二七五	二二六	二二六
長沼村	七、五四三	一〇、二九九	三二七	一〇、五〇三	七四〇	一四〇	三七一	三七一
八榮島村	五、八七五	六、五四八	一三二	六、四五四	二七六	三〇七	二九二	二九二
藤島町	一八、四七八	二、七九九	五八〇	二二、五九九	二二九	一八六	一八五	一八五
東榮村	一六、二〇〇	一五、七九八	二二六	一四、三五六	八八	一五八	四一五	四一五
手向村	一、四七四	一、五七四	三九	一、八五八	一七五	一五四	四〇	四〇
立谷深村	五、二二五	五、六七八	一五六	五、七四七	一九〇	三〇	二三〇	二三〇

清酒		醬油		薪炭		葡萄		茄子		胡瓜	
余目町	狩川村	清川村	山添村	余目町	大泉村	山添村	東榮村	山添村	山添村	山添村	余目町
七、六八石	三、七石	二、〇石	四〇石	一、四六八石	二、四、五八〇貫	七、五〇貫	二、〇〇貫	四、八、三八貫	三、八〇貫	三、四〇貫	二、五〇圓
押切村	廣野村	廣瀨村	押切村	東村	立谷澤村	廣瀨村	手向村	狩川村	廣瀨村	廣瀨村	新堀村
三、八八石	三〇〇石	九〇〇石	二〇〇石	七、三〇〇貫	一、四、六七貫	五、〇〇貫	不詳	一、五〇貫	三、〇〇貫	一、四、五〇貫	四、〇五圓
渡前村	山添村	泉村	藤島町	本郷村	黒川村	泉村	黄金村	黄金村	齋村	黄金村	狩川村
不詳	七、五〇石	不詳	二、四〇石	一、七、三〇貫	三、五、〇〇貫	不詳	不詳	三、七、六貫	三、〇〇貫	三、〇〇貫	不詳

二 特種産物

(昭和三年度調)

合計	廣野村	榮村	新堀村	余目町	常萬村	八榮里村	十六合村	大和村	狩川村	清川村
二、八、七、七五 二、八、二、五、六	一〇、五、一一 一、八〇	一一、五、〇〇 五、五	一一、二、二 六〇	一一、四、一七 九、一七	三、八、五〇 六、三	六、九、六三 〇	一、四、六、六五 三、二	一一、七、七〇 〇	一、三、〇、五 一	一、四、三、 六、五
三、四、四、三、六 四、〇〇、九、七	一、六、九、九三 八、六三	一一、〇、四 六、二	一、五、六、八二 九、五	三、三、〇、六九 三、九、〇、六	九、四、七〇 五、四	八、九、七三 〇	一、五、四、四 四	二、二、四、九 一、〇	一、九、三、三 一、九、六	二、二、八 二、七
三、八、三、七 四、三、八、〇、九	一、七、九、八二 一、四、四、六	一一、〇、八六 一、三、三	一、六、五、七三 一、一、九	二、四、九、九一 一、〇、五	九、二、六、五 五、〇	八、九、〇、六 四	一、三、二、二六 四、六	一、八、二、七、六 一、〇、八	二、〇、九、六、六 七、三、四	一、一、四 九、一
八、二、八 八、二、八	一、三、〇 四、九、五	一、七、二 二、三、〇	一、〇、〇 一、五、三	二、一、三、三六 二、八、〇	三、七、三 三、七、三	三、四、四 三、四、四	一、六、三 一、六	三、八、一 〇	六、九、九 二、八、六	三、〇 三、〇
一、九、五、三、七 五、〇、九、八	三、八、八 一、八	一、八、九 一、〇、七	一、一、二、六 一、九、七	六、七、七 六、四、八	九、四、七 八、〇	四、三、一 二、七	五、五 三、三	二、三、五、九 一、〇、七	三、九、七 三、四、八	三、〇 四、〇
二、三、一、八 四、一、五、六	五、三、八 一、八〇	九、〇 一、〇、七	二、二、八 一、九、七	三、九、二 三、九、二	八、〇 八、〇	二、七、五 二、七	三、一、六 三、一、六	一、〇、七 一、〇、七	二、〇、七 二、〇、七	四、〇 四、〇

水産

清川村 二、一〇〇圓
 押切村 一、四〇〇圓

渡前村

一、七〇〇圓

山添村

一、七九〇圓

六〇〇

三 副業
 イ 養蠶

町村名	昭和四〇飼育戸數	昭和四〇掃立枚數	組合之狀況 (昭和四年)	
			名稱	創立年月 組合人員 豫算額
大泉村	一九七	五〇〇		
本郷村	三〇〇	一、六四五		
山添村	一三七	一、六六七		
黃金村	七五	一四二		
齊村	一三	〇		
東村	二四〇	一、三九六	各部落毎に組合あり其の數二四 人員計 二六〇人	

黒川村	二三四	三〇四		
廣瀬村	一三五	一、〇〇〇		
泉村	七三三	四六四		
渡前村	元五	一、五〇〇	上藤島養蠶組合 明治三〇年 二五人 三、五〇圓	
横山村	九四〇	五〇六	荒保養蠶組合 昭和三年 三人 一〇圓	
押切村	一〇五〇	五九二	横山村養蠶組合 明治四年 二五人 三〇圓	
長沼村	八六	三五三	押切村養蠶組合 明治四〇年 五人 一九四圓	
八榮島村	三三	一〇三		
藤島町	八五	二八八	藤島町養蠶業保護組合 明治三五年 五人 一三圓	
東榮村	五五	七二〇		
手向村	五五	一三三	手向村養蠶組合 大正二〇年 三人 二五圓	

立谷深村	二六四	二九二	
清川村	七八	二四〇	
狩川村	二五四	四八四	狩川村養鷄組合 昭和三年 三人 八圓
大和村	一〇八	一五五	
十六合村	三〇	七〇	
八榮里村	一〇	二〇	
常萬村	三〇	一〇〇	
余目町	三二五	一九八	
新堀村	四六一	一〇三	新堀養鷄組合 昭和六年四月 四人 二〇圓
榮村	一四五	三四五	
廣野村	六二二	一八六	奥井養鷄組合 昭和三年 二人 七圓 廣野養鷄組合 大正三年 四人 六圓

合計	一、八四四 一、七五五	九一、八八〇 六、三四五	
----	----------------	-----------------	--

口 養 鷄 (産卵額不名数のものは個数)

町村名	昭和四〇飼育戸数	同上飼育羽数	同上産卵額	組合の状況(昭和四年) 名称 創立年 組合人員 豫算額
大泉村	三三五	二二二	一、〇五〇	
本郷村	二二二	一、〇五八	一、〇八五	
山添村	三三八	八、三四一	一八、七八五	山添養鷄組合 昭和三年 四人
黄金村	二〇三	一、七八九	二八、八四六	
齊村	九六〇	一、七二五	六五、一五三	齊村養鷄組合 昭和三年 七人
東村	一四九	一、三三二	四八、八七〇	中村養鷄組合 大正三年 三人 三五圓 東岩本養鷄組合 大正三年 五人 三五圓
黒川村	一〇二	二、八八〇	一五、〇〇〇	

廣 瀨 村	二 一 五 八	八 〇 三 四	二 八 八 五〇	廣瀨養鷄組合 昭和二年 五人
泉 村	二 一 三 〇	二 一 八 〇	二 一 六 〇〇	泉村副業養鷄組合 昭和三年 五人
渡 前 村	二 一 五 〇	三 一 五 〇〇	六 一 九 五〇	渡前養鷄組合 昭和三年 五人 新屋敷養鷄組合
横 山 村	三 八 八 〇	一 一 八 九	五 一 五 六二〇	横山村養鷄組合 昭和二年 八人 一〇〇圓
押 切 村	三 三 六 三	三 一 五 〇〇	二 一 三 七五〇	押切村養鷄組合 大正六年 五人 二五〇圓
長 沼 村	一 一 〇 〇	一 一 四 四〇	二 九 一 七〇〇	
八 榮 島 村	一 一 三 九	四 七 五〇	三 一 七 〇〇〇	
藤 島 町	一 一 四 五	一 一 九 六九	五 一 四 五〇	藤島町養鷄組合 昭和三年六月 六人 七〇圓
東 榮 村	一 三 八 四	一 一 七 二九	三 一 三 五〇	東榮養鷄組合 大正二年 六人 七〇圓
手 向 村	二 九 五	四 三 〇	一 一 〇 〇〇〇	
立 谷 澤 村	三 四 九	四 三 〇〇	七 七 六〇〇	立谷澤養鷄組合 昭和四年 三人

清 川 村	七 二	二 三 四	三 一 六 〇〇	
狩 川 村	一 八 七	二 一 七 七〇	一 九 〇 〇〇	狩川村養鷄組合 昭和三年 六人 二六五圓
大 和 村	一 九 五	二 一 四 〇〇	一 四 〇 〇〇	大和村養鷄組合聯合會 昭和三年 六人
十 六 合 村	三 三	一 一 三 六	三 八 五〇	
八 榮 里 村	七 五	一 一 四 九	一 〇 一 〇〇	
常 萬 村	二 一 三	一 一 五 四〇	三 一 九 三	常萬村養鷄聯合養畜組合 大正四年 三人 一四七圓
余 目 町	二 一 六	三 一 七 八	四 一 三 八	
新 堀 村	四 〇 〇	八 九 五	七 五 〇〇〇	新堀村養鷄組合 昭和二年四月 七人 六〇圓
榮 村	二 四 三	一 一 九 七	二 一 七 〇〇	
廣 野 村	一 七 五	六 二 一	三 七 四 〇〇	
合 計	二 一 五 七六	五 九 四 六二	二 一 二 九 九	

八 養豚養兔養鯉蠶工品

(養豚、養兔、養鯉、蠶工品—昭和四年度—)

町村名	養豚戸數	養豚頭數	養兔戸數	養兔頭數	養鯉戸數	養鯉産額	蠶工品種類	蠶工品産額
大泉村	0	0	0	0	1	100	蠶、絹、其他	6,233
本郷村	0	0	0	0	1	100	蠶、絹、其他	1,935
山添村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	3,035
黄金村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	3,035
東齋村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	2,075
黒川村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	4,470
廣瀬村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	2,170
泉前村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	1,827
渡山前村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	2,050
横切山前村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	741
押沼村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	1,385
長沼村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	2,300
藤嶋村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	1,300
東榮村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	1,300
手向村	0	0	0	0	0	0	蠶、絹、其他	1,300

四 稻之良品種

町村名	養豚戸數	養豚頭數	養兔戸數	養兔頭數	養鯉戸數	養鯉産額	蠶工品種類	蠶工品産額
立谷澤村	0	0	0	0	2	530	蠶、絹、其他	500
狩川村	0	0	0	0	1	100	絹、絹、其他	2,551
大和村	0	0	0	0	1	100	井、絹、其他	9,153
八里合村	0	0	0	0	1	100	絹、絹、其他	8,527
常萬里村	0	0	0	0	1	100	絹、絹、其他	738
余目町	0	0	0	0	1	100	絹、絹、其他	2,264
新堀村	0	0	0	0	1	100	絹、絹、其他	10,107
榮野村	0	0	0	0	1	100	絹、絹、其他	3,268
廣野計	0	0	0	0	1	100	絹、絹、其他	2,070
合野計	0	0	0	0	1	100	絹、絹、其他	940
合野計	0	0	0	0	1	100	絹、絹、其他	6,868

イ、栽培品種の變遷

- (1) 新田開拓時代 全部濕田にして毛拔早生雷電甚平、文下早生細葉等數へられる。
- (2) 明治二十年代 すべて水田、山谷早生、大野早生、細葉等である。
- (3) 明治三十年代 乾田となれる當時は新穂豊後山形細葉、信州金子等であつたが龜の尾創選せられ其後は漸次これに壓倒された。

(4) 明治四十年代 四十四年庄内一帯の稻熱病蔓延し該病に抵抗力弱い龜の尾は打撃を受け漸次減少し稻熱病に強い豊國或は早生大野中生愛國の栽培を見るに至る。
 (5) 大正七年代 イ號創選あり急激に普及され豊國に代つて當地方の代表品種となり早生種の早生大野平田早生等を栽培面積最も大なる。
 (6) 近年 イ號は強健而かも米質佳なるも實收入に對して疑問生じ大正十二年頃收量大なるを誇る福坊主の創選を見るや相當注目され酒田早生信友早生六日早生等も多收なるもの、擡頭しつゝあり早生大野平田早生助川早生等の栽培面積漸く低下の姿である。
 (7) 糯は各品種も大同小異且つ大なる變遷はないが近來栽培せられてゐる品種を次に擧げる。(栽培の大なるものより順に)

- 大正七年頃 女鶴餅 大王餅 秋田餅 川北餅 柳餅等
- 大正十四年頃 秋田餅 鶴の餅 榮作餅 女鶴餅 澤餅等
- 昭和四年頃 鶴の餅 秋田餅 榮作餅 女鶴餅 等

口、主要品種の經歷

品 種 名	創選者住所氏名	由	來	特 性
龜の尾	大和村小出新田 阿部 龜 治	明治廿六年創選 立谷澤冷立早生を水口に(冷田)に栽培せるものより突然變異		早生 無芒 收量多く従來の二倍 稈弱く稻熱病に罹り易し
豊國 (二號龜)	十六合村京島 檜山 幸 吉	明治廿六年創選 文六より突然變異		中生 無芒 籾先紫黒色 稈強健 收量前者より少し
早生大野	横山村土橋 須藤 吉之助	明治廿六年創選 大野早生より拔穂		早生 有芒 穗大收量大 稈強健 米質倉庫に歡迎を受く
中生愛國	西田川郡大泉村 森谷 藤十郎	明治四十三年創選 愛國の變種		中生 有芒 芒赤 稈強 粒密着多收 肥料多く食ふ米質良ならず
數島	西田川郡榮村 佐藤 吉郎兵衛	明治廿七年創選 愛國の變種		
平田早生 (金星)	西田川郡榮村平田 鈴木 元 藏	明治四十二年創選 上州の變種		早生 無芒 稈強 成熟見事 垂下するも倒伏なし

イ 號	西田川郡東郷村猪子 佐藤彌太右衛門	明治四十年創選 敷島×中生愛國 自然交配	中生 有芒 稈強健 米質佳良 收量多大ならず
酒田早生 (萬國二號)	酒田町本間農場 本間 敬治	大正元年創選 萬石よりの變種	早生 有芒 穂首にイモチ穢り易し
助川早生	横山村助川 本間 重藏	大正五年創選 鶴の餅の變種	早生
報 德	余目町 森谷 巳之助	大正三年創選 萬石の變種	
福 坊 主	西田川郡京田村 工藤 吉郎兵衛	大正四年創選 のめり×壽 交配	中生 無芒 粒着強く收量大 米質稍不良 節イモチを見る事少な からず
信友早生	西田川郡東郷村猪子 佐藤 太右衛門	大正五年創選 イ號×中生愛國	早生 有芒 強健 收大 多肥を要す
六日早生	新堀村板戸 菅原 善四郎	大正十三年創選 イ號×板戸早生	早生 有芒 強健 病にかゝらぬ 收量大
玉 の 井	佐藤彌太右衛門	大正六年創選 龜ノ尾×イ號	

一明治四十年代 又昔 小石丸 青熟 赤熟
 二大正七年頃 日一號×支四號 青熟×諸桂
 三昭和四年頃 歐支四號 日一號×支四號

五 蠶種の良品種附松岡養蠶場

イ 蠶種の良品種

陸羽一三二號	農林省 陸羽支場	大正十二年創選 愛國×龜ノ尾	中生 無芒 強健 多收 美味 土質を選ぶ 米質 稍劣る
京 錦 二一號	西田川郡京田村 工藤 吉郎兵衛	大正四一八年創選 一號 のめり×壽 二號 福坊主×森田早生 三號	
鶴 の 餅	西田川郡京田村 工藤 吉郎兵衛	明治四十三年創選 越中糯より自然雜種	
バラ の 尾	イ號系統 昭和三年頃より普及		中生の晩 有芒 大粒穗大 多收 稈強健 肥料を多く 要す

一、沿革

明治七年養蠶傳習生拾餘名を上州に派遣して飼育の方法を實地に練習し、且つ彼地から熟練職工數名を備入れ、蠶室四棟を建築し、茲に創めて上州島村の田島武平の飼育方法に倣ひ原種六十八種を試育した。其の年蠶種八百枚を製造して横濱に出荷し、俄然内外人の稱賛を得、翌年更に地方にこれを配布し、爾來年々飼育枚數を増すに共、海外輸出の激増を見るに至る。

明治九年蠶室四棟を増築、同十年二棟を擴張し、益々研究をかさね、未開であつた當地方の養蠶業を指導振興の範となる。明治十七年の如き暴風の多い年さへも蠶種壹萬五千枚を製造して横濱から輸出した。

明治廿年鶴岡市に製絲工場を建設して製絲の上、一段の考慮を積ね、爾來品種改良統一、飼育法の改善蠶桑改良等に着眼して、新業の發展を圖ると同時に、三郡有志には常に蠶種を分與したりして地方誘導に當れる効甚だ大なるもの多し。

二、設備

蠶室 桁間二十一間 梁間五間 三階建瓦葺 七棟
貯桑室 桁間十五間 梁間三間 地下室附屬 四棟
蠶種冷蔵庫 一棟

三、飼育狀況 (昭和元年度)
製種枚數

	原蠶種製造高	普通蠶種製造高
春期製種	五三一枚	一一、二〇九枚
秋期製種	四二四枚	一五、二三四枚
計	九五五枚	三七、四四三枚

飼育品種

- 春蠶
- ◎日支一代交雜種：國蠶一號×國蠶支四號 國蠶日一號×大巢諸桂
 - ◎支歐一代交雜種：國蠶歐七號×國蠶支七號
- 夏蠶
- ◎冷蔵種 (完全冷蔵法施行) 國蠶日一〇七號×國蠶支四號
 - ◎人工孵化蠶種 (八月十五日後掃立) 二化性青熱×國蠶支一〇一號
 - 二化性青熱×國蠶支一〇三號
 - 二化性青熱×國蠶支一〇一號

六 川代山の養蜂

泉村川代山菊地養蜂場は東北養蜂界の鼻祖とも云ふべく明治二十六年菊地源彌氏が玉利農學博士の麻布農科大學奉職中親しく實地につき指導を受け研究三ヶ年よく其の効を修めた。明治三十一年當地に於て創めて飼育したのである。同三十九年に至り實弟菊地盛氏其後を繼承し大正元年寒地養蜂の大成者札幌農大の主任佐藤勝四郎氏より親しく薫陶を受け同年外國種蜂に改め、埃國種カーニオランアルピン英國産ブリツチシユゴールデンの二種を専養した。

熱誠人を動かし大正十年頃に至り大字増川新田に十數名の養蜂家を出し其後年々共に多大の收穫を見るに至る。

第七 山 林

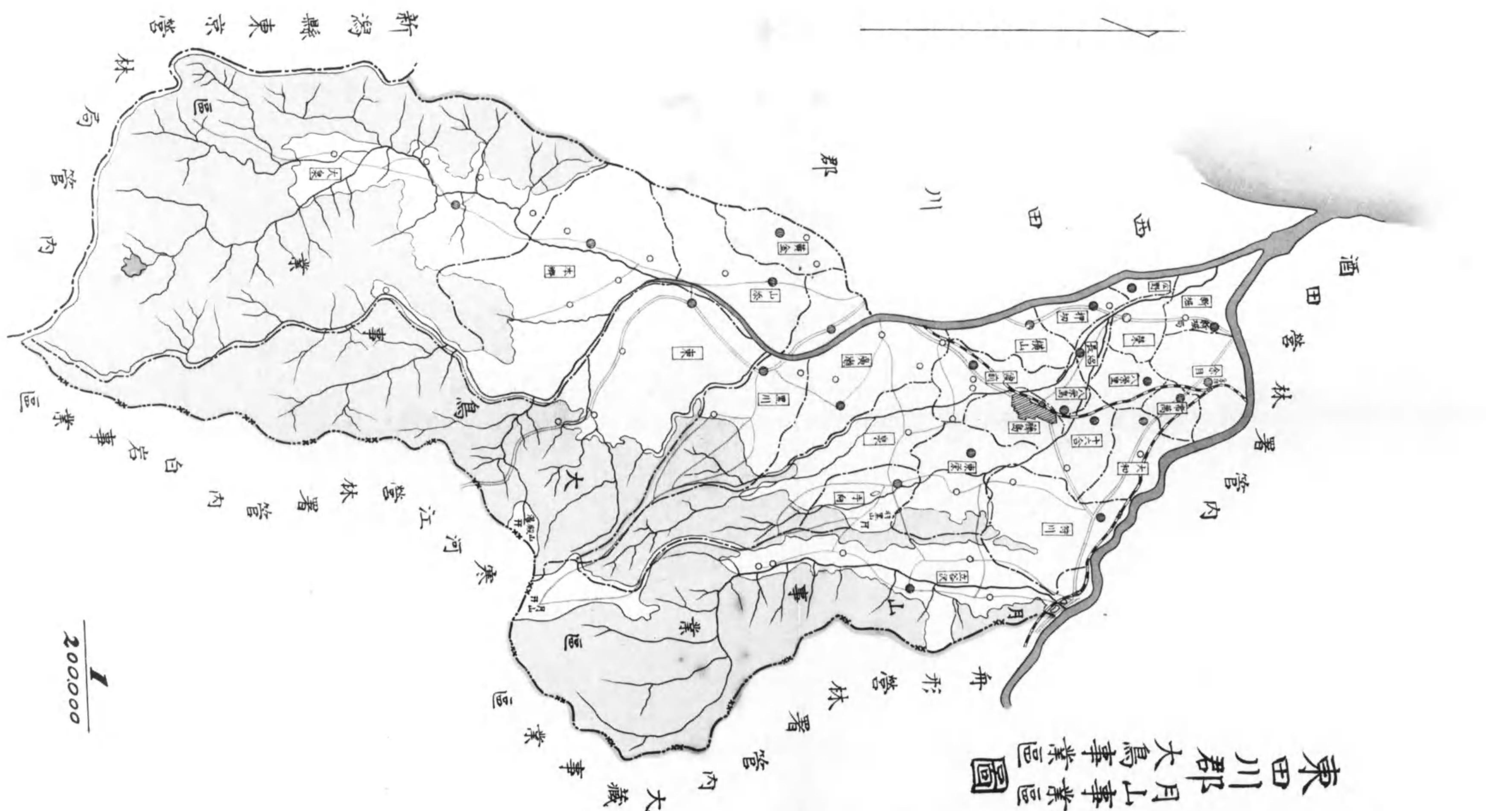
鶴岡營林署管内東田川郡事業區

イ、事業區圖



鶴岡營林署管内

東田川郡月山事業區
大鳥事業區圖





口、林政沿革

明治維新前に庄内藩に於て屢々個處毎に山守を置き、一郷には大山守を配置して管理し郡奉行はこれ等を統轄してゐた。廢藩後國有林は地方廳の所屬とした。明治廿二年十二月宮城大林區署鶴岡派出所を鶴岡町馬場町に設け庄内三郡を管轄し、明治廿五年小林區制度の發布と共に鶴岡湯殿山鳥海の三小林區設置された。鶴岡小林區は東西二郡の大部分を湯殿山小林區は本郷・大泉・東黒川・廣瀬山・瀬齋・黄金の八ヶ村を、鳥海山小林區は飽海郡一圓を管理分擔する。大正十三年官制改正と共に東西二郡を鶴岡營林區となし、鶴岡市家中新町に鶴岡營林署を設け、公有林野官行造林地をも管理し現今に及ぶ。

ハ、管理經營

十擔當區(手向肝煎大・中島・由麥俣八久和上田澤大・鳥木ノ俣鼠ヶ關・大山)を施設上國有林を三大事業區に區分して經營してゐる。即ち

A、月山事業區

黒川泉手向東榮狩川清川・立谷澤七ヶ村

B、大鳥事業區

大泉・本郷東三ヶ村

C、西田川郡事業區

福榮・温海・念珠・關大山・西郷一町四ヶ村

以上管内國有林は庄内平野の水源地をなすを以て約四萬五千町歩の保安林は勿論普通施

業地も雖も慎重考慮を要する。伐採造林共に工夫手腕に待つべき事極めて大である。

二 國有林

國有林はぶなを主とする潤葉樹林で針葉樹は其の百分の一に過ぎない。部落附近は壯幼齡林なるも奥部は老齡過熟の原生林をなしてゐる。總蓄積高千九百石に達する月山麓及大島湖附近は櫛の美林を見るも交通不便未利用の状態に在り、他は施業案所定の伐採を進め、地元部落に所要の木材及薪炭材を供給し、副業の獎勵(製炭ゼンマイ、椎茸、ワサビ、ナメコ、竹子漆液、栗等)し保護組合を設け林思想の鼓吹に勉む。

東田川郡國有林面積 (昭和四年度)

- 一、保安林 四五、一五六・五二二七
- 二、供用林 一四、六三四・五一一六
- 三、部分林 一〇六・八五二六 (内三七・六八町歩は御大典記念)
- 四、原野 一一二・二五〇八

保安林

- 一、水源涵養林 四三、一五〇・九六二三
- 二、水源涵養土砂防止林 一、五三一・八五〇〇
- 三、土砂扞止林 四五二・八二〇四
- 四、土砂扞止兼風致林 三、八六〇〇
- 五、風致林 二、一七〇〇
- 六、水害防備防風林 二、七二二二
- 七、積雪防止林 六、七七〇八
- 八、防風林 五、三六〇〇

木造林

東田川郡に於ける造林事業は擴大で昭和三年度末現在に造林面積は四千百廿七町歩其の内人工造林面積貳千四百七拾參町歩天然生育地面積は千六百五拾參町九反八畝である又別に苗圃地六ヶ所之が面積拾參町八反歩ある。昭和四年度に於ての造林面積貳百四拾七町六反三畝内人工造林地は六拾六町二反六畝他は天然生育地である。

東田川郡造林經費 (昭和四年度)

一、補植	一、二二三・〇〇	二、保護設備	二、一三〇・〇〇
三、撫育	九、七九三・〇〇	四、苗圃	四、八六五・〇〇
五、共通	四、四〇〇・〇〇	六、試験	三八〇・〇〇
七、更新	新(新植・人工下種・天然・下種・萌芽)		四、三九九・〇〇
合計	二六、八四八・〇〇		

へ 栽樹種

杉・檜・赤松・落葉松・ケヤキ・栗・オニグルミ・漆等に多く、檜の造林地は發育不良なるも他は一般に生育良好である。

尙本郡に於ての公有林野官行造林地は手向村一ヶ所にして、之が契約面積は貳百拾七町七反七畝内昭和三年度までの造林面積は百拾七町一反一畝、残りは四年度の造林面積である。又他に苗圃一ヶ所ある。四年度の所要經費參千五拾八圓で、此の造林地の植栽は大正

十年より始め毎年杉及赤松を選んでゐる。何れも生育良好。

ト、林産額 (昭和三年度)

(1) 林産物拂下高

針葉樹	一四九、二立方m	二五、〇四二、〇四三
潤葉樹	二八、二五四、九立方m	八九四、〇四〇
柴	七、四四三、〇kg	二三、四〇二、四三〇
草	五、七二二、〇kg	一一七、九二〇
菌	一、五三五、〇kg	一四一、七〇三
土	三、七五〇、〇同	二八、〇〇〇
石	四一、八〇四、〇同	四五七、九五〇
雜		八二一、八七九

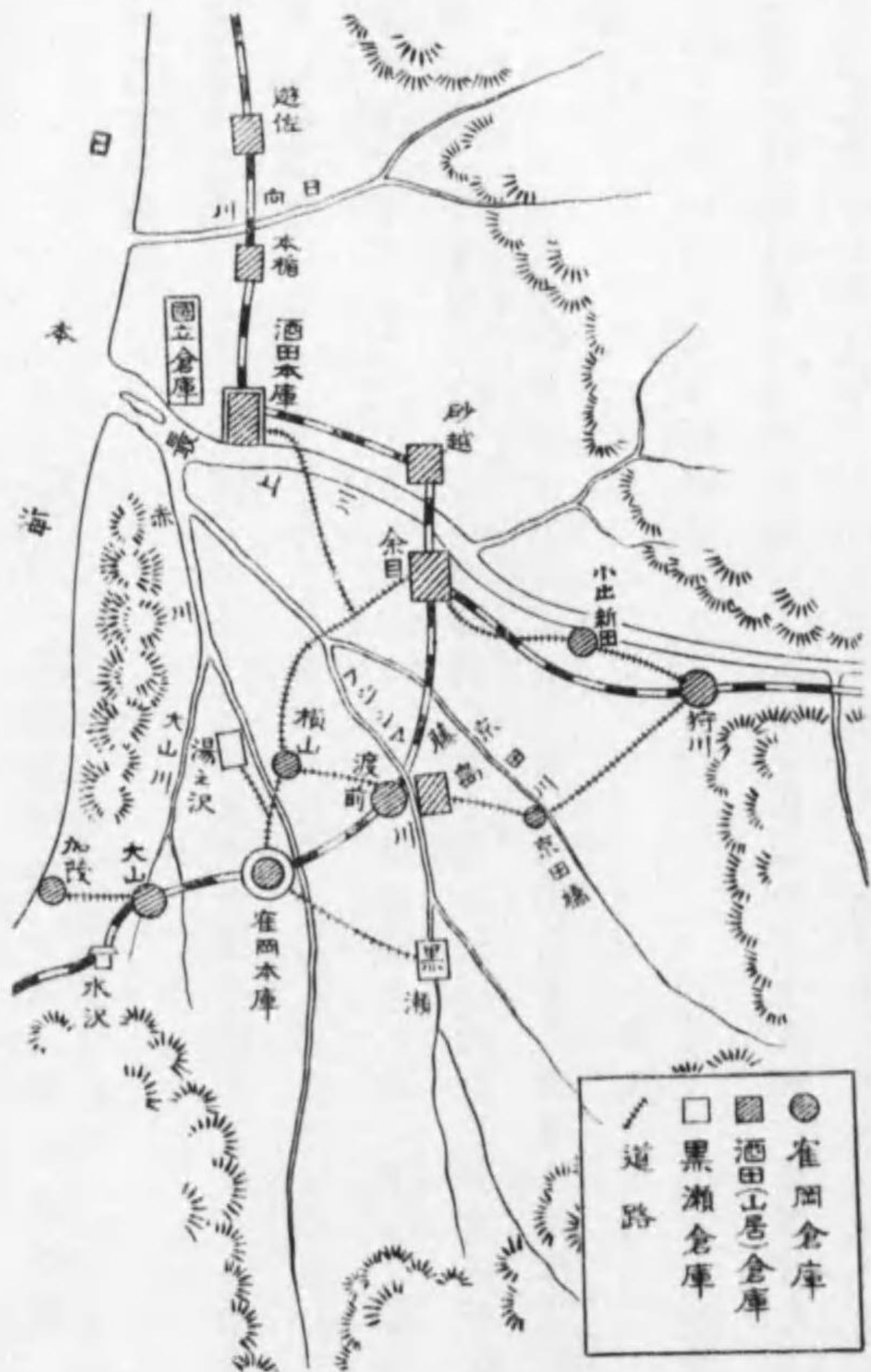
(2) 地所貸下高

馬産用採草地	四〇八、〇八	三二九、七〇八	堆草栽培地	
田	二二、四七	二九九、七六三	遊覽地	
畑	一一、一九	一二三、〇九九	ワサビ栽培地	
果樹地	〇、四〇	一四、六二〇	輕便鐵道地	
其他		五四六、八九〇	養魚地	
水溜地水路地	稻干場			
小屋掛地	植樹地			
	冷泉汲取地			
	礦業用地			

以上の他に公用公益事業に對し無代貸付地 一八、九四二五

第八 倉庫事業

一 庄内に於ける米穀倉庫分布圖



二 山居倉庫 附入庫米高等級別並に預米諸掛調

(1) 沿革及設立の理由

明治維新後酒田米座を閉鎖し明治十七年米商會所が設立される時、地方有志の懇願により、酒井家の經營となりて大いに面目を改めたのである。同廿六年取引取法が發布され受渡物件の保管倉庫を設置し得る様になつたのを好機とし、地を酒田に隣接する鶴渡川原村山居町に卜して倉庫を設立し、舊藩時代の米券法を襲ひ、銳意是が發達を圖つた。

其の趣旨は清算取引受渡を圓滑にして大いに取引所の機能を發揮し、且つ經營當初よりの宿志である産米の改良、農村の振興を計り、以て地方の福祉を増進させんとするにあるのである。是が山居倉庫の創削である。

經營後三十餘年、未だ完全な設備とは言ひ得ないが、生産者の覺醒努力に相俟つて、莊内三郡の移出米約六十萬石中四十萬石の寄託を受くる盛況を見るに至つた。大正三年以來、陸羽線、羽越線の開通に伴ひ、地方の懇請によつて余目、砂越、遊佐、藤島の五驛に支庫を設け、大いに地方公共の便益を圖つた。同四年七月、日本銀行指定倉庫となつた。

同十年我國最初の「コクゾール」燻蒸試験を行ひ、好成績を得、倉庫害虫驅除法の權威を

て全國に宣傳され、同十四年より六月下旬の在庫米全部に施行するこゝになつた。大正十二年政府買上米保管倉庫に指定さなる。

大正十五年五月、東宮殿下行啓の光榮を永遠に記念せんがため、記念研究室を建築し、米に關する參考資料を蒐集し、且つ生産に關する知識を得しむる爲めに、酒井伯爵家の後援を得て試作田を設け、倉庫員に試作せしめてゐる。

○本支庫一覽

名 稱	所 在 地	設立年月	棟 數	建 坪	昭和三年度總入米高
山居本庫	飽海郡酒田町山居町	明治廿六年	一四	一、五四六・〇	六、〇二二・五
余目支庫	羽越線余目驛前	大正三年	七	一、三〇六・〇	七、九四二・二
藤島支庫	藤島驛前	同 七 年	一四	二、二八三・五	一〇、九八五・八
砂越支庫	砂越驛前	同 七 年	三	六〇五・〇	四、六二八・〇
本橋支庫	本橋驛前	同 八 年	五	六七七・〇	四、九五四・七
遊佐支庫	遊佐驛前	同 八 年	五	七〇〇・〇	五、〇四四・四
總 計			五五	二、二〇〇・〇	三、〇〇〇・〇

(2) 構造及設備

土藏造りで壁の厚さ六寸以上で、屋根は二重屋根、置屋根で、其の間は空氣の流通自在である。床はニガリで練つた敲土を填充し、壁面は漆喰を用ひてゐる。倉庫の合掌並に側には

二箇所以上の窓周囲には六箇以上の地窓及天井には二箇以上の換氣窓を穿ち、庫内の温度並に湿度等の調節を圖つてゐる。各倉庫は幅二間以上の庇を以て連接し、庇は豫米の受渡及荷造々業に使用する。各倉庫の周囲には白楊等を植え、日光の直射を遮つてゐる。倉庫の収容力は一坪百二十五俵で、其の下敷には萱束を用ひ、以て濕氣の患を除き、又木支庫も電動機或は石油發動機による扇米機を据付け、寄託米入庫の際調製不良のものに再調させてゐる。

(3) 取扱方法

倉庫に預米する方法に二種ある。甲種米は産地銘柄等級、秤量を問はず、俵成の儘其の俵数を調べ、之を一團として寄託者に倉荷證券を交付するもので、普通の預り方法である。乙種預米は庄内三郡産米に對し等級別合同積預り方法即ち米券米と稱するものである。同一等級の入庫通知書十石に達する時は庶務係に差出し、倉荷證券(即ち米券)を作成するものである。

改装 寄託を受けた米は倉庫専屬の仲仕に一々解俵させ、同一等級のものを混合し、四斗に量つて商標を小口に挿入し、俵裝は二重皮五所結、堅繩四方掛となし、黒繩の結方を以て等級の標識としてゐる。

保管 米穀貯藏法の可否は米質に影響するこゝが極めて大であるから、銳意之が研究に努め、常に庫内の換氣及温度湿度に留意し、虫害及鼠害の豫防には毎年六月「コクゾール」燻蒸を行ひ、理想的効果を收めてゐる。尙保管米には火災保險を附してゐる。

諸費用 諸費用の内、倉入取扱手數量は證券發行の時に收受し、保管料は入庫の月を一月分とし、出庫の時は其の月の十五日の前後によつて、全月分若くは半月分を收受する。今倉庫で一石にかゝる費用を掲げてみる。

保管料(一月分)	倉出料	改装料	縣納附金	合計
一〇錢	三、三七錢	七七錢	七、五錢	約九八錢

出庫 預米出庫の手續は倉荷證券裏面受取欄内に記名調印して倉庫に差出して受取るものである。但し乙種預米で十石未滿のものは入庫通知書を假預證に引替へ、出庫の手續を爲すものである。保管期限は毎年十月一日から翌年十月三十一日迄とし、保管満期になり尙繼續したい時は甲種預米として取扱ふもので、其の手續を怠つてはならない。

(4) 米券の効果

イ 預米倉荷證券は何時でも時價で賣買し得る。又銀行では擔保品として公債同様に歡迎し、特に便宜を與へてゐる。

其の他の事は略山居倉庫と同じで、預米は酒田米穀取引所と特約して悉く山居倉庫に轉送するもので、同倉庫の乙種預米即ち米券米なるのである。資本金は大正十年に於いては四千圓、大正十五年度は壹萬圓に増加した。

倉庫名	所在地	設立年月	棟數	坪	收容依數
黒瀬本庫	廣瀬村後田	明治廿七年	四	三、五〇五	一七、六七四
湯の澤支庫	西田川郡榮村湯之澤	同 卅九年	一	一、〇〇〇	三〇、一七七

四 鶴岡倉庫

一 沿革及趣旨

當倉庫設立の趣旨は山居倉庫と大同小異であるから之を省き、沿革の大要を掲げることにする。

我が庄内は舊藩以來藩公の祿米は總て米札を以て給して居たが、此の米札は正米と同じく市場に賣買することを許可されるので、士民殊に米商人は之が爲に取引上の便宜を得盛んに利用したので、其の價格は常に正米よりも高く賣行した様である。又鶴岡三日町に米相場所を設けしめ、俗に歩座仲買人俗に目早を置いて同所で米札を賣らせた。これが現今

の取引所の前身とも見るべきもので、此の方法は明治維新後に至るまで繼續して居た。

明治廿八年十月、鶴岡米穀取引所の設立が認可され、その取引の開始されるに共に附屬事業として米券倉庫事業を兼營することに、鶴岡及京田橋に倉庫を設立し、其の後横山、大和村、小出新田、狩川、渡前等の各地に建設し、農家産米の寄託を受け、之に對し倉荷證券を發行してゐる。

尙株式会社鶴岡米穀取引所は明治廿八年十二月一日より營業を開始し、其の後明治三十八年、大正四年、同十四年の三回の満期を経たけれども、其の都度營業繼續の免許を得て今日に及んでゐる。而して最初の資本金は四萬圓であつたが、明治三十三年に五萬圓となり、明治三十五年六月、取引法改正の結果十萬圓以上の資本金を要することになつたので、新に優先株式七萬圓を募集して合計拾貳萬圓となつた。大正十年更に資本金拾參萬圓を増加し、現在は資本金貳拾五萬圓を有してゐる。配當金は好不況によつて一定しないが、大正九年以降今日まで優先株式年一割、普通株式年七分五厘の配當を繼續してゐる。

○ 鶴岡倉庫本支庫所在地

倉庫名	所在地	棟数	坪	昭和三年概数	設立年月
鶴岡本庫	鶴岡驛前	六	九〇坪	一石	明治二十八年
京田橋支庫	東田川郡藤島町三和	二	二四〇坪	六、〇〇〇	同 二十九年
横山同	同 郡横山村横山	二	三三六	八、〇〇〇	同 三十九年
小出同	同 郡大和村小出新田	一	六六	三、〇〇〇	同 四十四年
狩川同	同 郡大和村小出新田	五	六〇	一八、〇〇〇	大正 三年
渡前同	藤島驛前	二	二〇〇	六、〇〇〇	同 七年
大山同	山驛前	二	二七〇	一〇、〇〇〇	同 七年

二、倉庫の位置

庄内米は古來海運を以て輸送したので、地方産米は多く舟楫の便を以て運送したものである。それ故に本庫は鶴岡市寶町に、支庫は横山、京田橋、小出新田等、赤川、京田川、最上川の沿岸地に設立したが、大正三年汽車開通以來、狩川、渡前、鶴岡驛前、大山等停車場所在地の驛附近に新に倉庫を建設し、専ら陸送で搬出する様になつた。

三、構造及其の他

山居倉庫と略等しいからそれを参照せられたい。

五 国立倉庫附米穀事情一覽

棟数	竣工年月日	所在地	工事費	總敷地	建坪	収容力	坪當収容力
六	大正十五年十二月	飽海郡酒田町光ヶ丘	約 一六〇萬圓	二二、六四二・五坪	四六七・四坪	一〇、〇〇〇石	三・五石

一、設立の理由

我が國の内地の米穀の供給額と需要額とは日本の米作が普通の年柄に於ては大体過不足ない筈であるが、天候等の關係で非常な豊作や極端な不作があるに、其の年の米の供給額に過不足がある。又世間の景氣が非常に良かつたり、反對に頗る悪かつたりするに、米の需要額に増減を來し、従つて供給額に過不足を生ずる。米の供給額が多すぎる時は、米の出廻り即ち毎年十月頃から翌年二月末頃までは米價が下落して、場合に依つては生産費以下になることがあるに、農家は非常に困難する。反對に供給額の不足の年には、米の端境即ち八、九、十、十一月頃迄の間米價が奔騰して、都會地の消費者や農村の小農家は非常に苦しむのである。又米の供給額と需要額とが都合のよい様な年でも、米の出廻り端境期の米價には相當の値幅がある。此の値幅の大きいことは生産者にも消費者にもあまり利益でない。仍て以上述べた様な結果として生ずる米價の値幅を縮小するために、政府は米穀法を制定して必要な場合には米穀を買入れたたり、又貯藏米を賣却したりして米穀の數量や

米の市價を調節するこゝが出来た様になつてゐる。そこでその買入米を貯蔵する倉庫が必要である。これ該倉庫の建設された所以である。

目下國立倉庫のある場所は東京大阪酒田門司で酒田は第三番目に出来たのである。尙此の外新潟や其他一、二個所に建設される筈である。

二 構造の概要

本建物は主体鐵筋コンクリート造、上ケ床、平家造で、高さは地盤より軒桁上まで二十八尺五寸(約八米七十糎)である。

(1)基礎 柱下壺堀割栗石地形で、之に鐵筋コンクリート盤を構成す。

(2)壁體 外壁鐵筋コンクリート造とし、外面はタイル張で内面にはアスファルトを塗り、空洞煉瓦積、モルタル塗である。そうして庫内に於ける温湿度の節に資し、間仕切壁は鐵筋コンクリート造、モルタル塗とし、何れも荷摺木を設けてゐる。

(3)床 高さ地盤上四尺、コンクリート造の上にアスファルトを塗る。但し第三、第六の分は更に木煉瓦を敷く。

(4)天井 高さ二十一尺、コンクリート板で上面にアスファルトを塗る。但し第四、第六の分は約八分の勾配附す。

(5)屋根 一寸五分勾配鐵筋コンクリート版上に防水層を施し、銅板瓦葺である。但し第四、第六の分は二寸勾配である。

(6)換氣裝置 側壁及天井に換氣孔を、屋根には換氣塔を設け、自然換氣に資する外、尙天井に電動力による通風機を設く、但し第四、第六の分は換氣塔を廢し、床下に通風孔を設く。

三 設備

荷役用として鐵道引込線を設け、其他照明及動力用として配電設備をしてゐる。

四 附屬指定倉庫

山形縣に於ける附屬指定倉庫は、株式會社酒田米穀取引所倉庫(山居、余目、遊佐、本楯、砂越、藤島)株式會社鶴岡米穀取引所倉庫(鶴岡、大山、渡前、狩川)山形商倉庫である。

○附記

米穀事情一覽

供給		内地米生産高		朝鮮米生産高		臺灣米生産高	
内地米	内地米	内地米	内地米	内地米	内地米	内地米	内地米
内地米	内地米	内地米	内地米	内地米	内地米	内地米	内地米
五五、四四、〇八九	五七、一七〇、四二五	五九、七三三、七八四	五五、五八二、六三三	六二、一〇〇、七〇六	五八、〇〇〇、三三四	一五、七二〇、三九三	一五、五三三、三三三
一五、七四四、六四五	一三、二二九、三三三	一四、七三三、〇〇三	一五、三〇〇、七〇七	一七、二九八、八八七	一五、五三三、三三三	一五、五三三、三三三	一五、五三三、三三三
四、八六六、二七七	六、〇七六、六三八	六、四四三、一六五	六、二二四、一七三	六、八九八、六七二	六、〇九八、五八二	六、〇九八、五八二	六、〇九八、五八二
六〇、六九三、八五一	五五、四四四、〇八九	五七、一七〇、四二五	五九、七三三、七八四	五五、五八二、六三三	五七、一七〇、四二五	五七、一七〇、四二五	五七、一七〇、四二五
三、四五三、〇一八	四、五四七、五七〇	四、四八八、九三三	四、四八八、九三三	五、二二二、二四八	五、九〇九、七三六	四、七二〇、三九三	四、七二〇、三九三
一、一三一、九〇五	一、六五八、二〇七	二、五三三、一三六	二、一八六、五七六	二、一八六、五七六	二、六三七、八九九	二、〇二七、三四五	二、〇二七、三四五
一、六〇三、三〇九	三、三七五、〇〇五	五、一六六、五九六	二、一四一、七三二	二、一四一、七三二	四、二九〇、四二一	三、二七〇、九九六	三、二七〇、九九六

年度	内地總消費高		一人當消費高		正米(深川正)平均	精算米(東京引)平均
	費	用途別消費	費	用途別消費		
大正十二年度	六六、七二〇、〇〇〇	一、一五五、〇〇〇	五六、七八〇、〇〇〇	四、五三七、〇〇〇	三二、〇二	三三、〇三
大正十三年度	六五、八〇〇、〇〇〇	一、一四〇、〇〇〇	五五、九六〇、〇〇〇	四、四七四、〇〇〇	三七、〇六	三四、〇八
大正十四年度	六七、〇六〇、〇〇〇	一、一三〇、〇〇〇	五七、〇六八、〇〇〇	四、五二〇、〇〇〇	四二、〇九	四〇、七三
大正十五年度	六六、三〇九、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	五六、〇〇〇、〇〇〇	四、六四〇、〇〇〇	三八、〇四	三七、八三
昭和二年度	六七、一九二、七六六	一、〇九九、〇〇〇	五七、八一〇、〇〇〇	四、五九九、〇〇〇	三五、〇六	三五、七四
五ヶ年平均	六七、〇〇五、三六九	一、一八八、〇〇〇	五七、〇三二、〇〇〇	四、五五六、二〇〇	三七、〇四	三六、〇五

第九 電 氣

一 東田川郡藤嶋町外二十七箇町村電氣事業組合概況

イ 事業の沿革

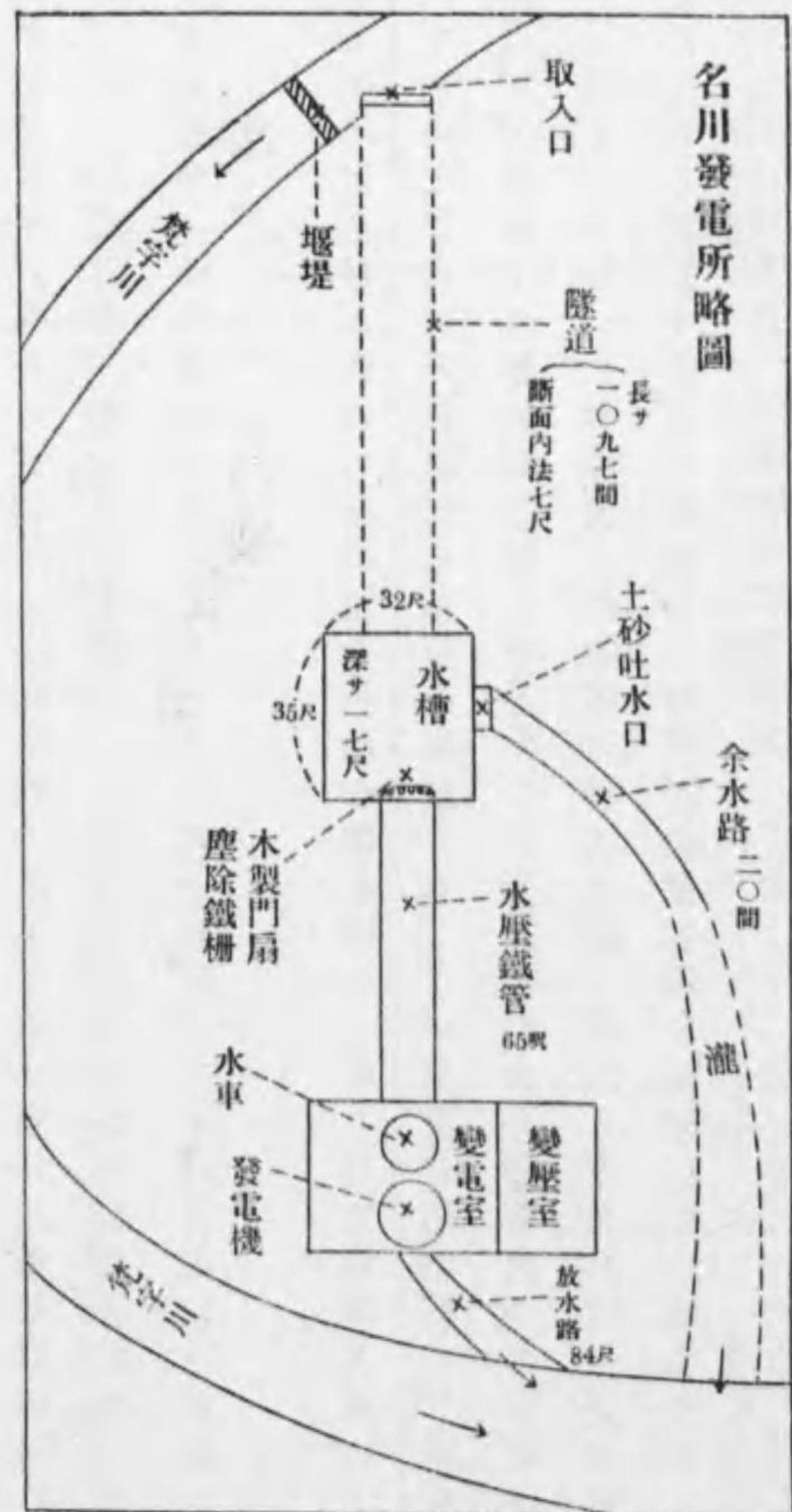
本事業は専ら本郡民の利益を計る爲灌漑工業動力の供給並に電燈の普及を目的とし、明治四十五年本郡役所内に臨時水力電氣建設事務所を設けて工事に着手し、大正三年十月、計劃の

一部即ち發電所藤島變電所送電線路配電線路工事等竣工し、同四年二月、十六箇村に電氣供給を開始し、同五年一月、黒川變電所の竣工と共に更に黄金山、添齋、黒川の四箇村に電氣を供給したのである。

大正五年七月、當初計劃の六百「KVA」發電機の竣工を告げ、同八月、新に清川村に電氣供給を開始、同六年十月、鶴岡水力電氣株式會社よりの供給であつた余目、藤島、横山の三箇村に電氣供給權及電氣設備一切の讓渡を受け、大正七年三月より前記三ヶ村に電氣を供給したのである。

尙大正七年十月、東村、本郷村に新に電氣供給を開始、同十一年八月、立谷澤、大泉の二箇村に點燈したので初めて郡内廿八箇町村に電氣を供給することが出来たのである。爾來益々電燈の普及灌漑其の他の工事動力の需要が増加するに従ひ、本組合の發電出力のみでは其の需要を充すこと出来なくなつたので、現に鶴岡電氣株式會社を經由して、鳥海電氣より電氣を買入れて補足してゐる現状である。本組合の發電所並變電所を示せば左の通りである。

- (1) 發電所 名川發電所 上藤島水力發電所
- (2) 變電所 黒川變電所 藤島變電所 余目變電所



一、水力工事

梵字川に堰堤を設けて水位を堰上げ、其の左岸に取入口を設けて隧道に依つて早田川合流點の上流約五十間の地點にある水槽に導き、水槽の左側には余水吐を設け、余水の溢流を

自由にして自然的に水構内の水位を調節する装置としてゐる。そして水槽に溜つた土砂は、土砂吐水門で抜き去るさいふ方法によつて、水槽の水は塵芥除去水門を経て導水鐵管に入るのである。尙導水路である隧道には千分の一の勾配を附けてある。

而して許可流量は百八十立方尺で、水車使用水量は百七十六立方尺である。落差は（取入口と放水路面との高低）六十七尺五寸であるが、有効落差は六十尺である。

二、發電、變壓及送電

水路から水槽に入った水は土砂塵芥除去水門を経て、直徑六尺三寸餘の鐵管内に流入して發電所に入り、水車を廻轉する。水車は精巧なタービンである。此の水車は發電機を廻轉するに使用され、水は吸出管から放出される。

十八KVAの勵磁機にて發生した直流電流は發電機に入り、周圍の捲線に強電流を起す因子となる。發電機に起つた電氣は、名川發電所に於ては三千五百ボルトで、それが開閉器を経て配電盤の電量計で其の量が計られ、更に變壓器に送られるのである。配電盤は發電機の發電狀況送電狀況を一目瞭然と知るこゝが出来る様に構造されて居り、電壓計、電流計、電力計、油入自働開閉器等の諸器が取付けられてある。

名川發電所の電氣方式は三相交流三線式であり、發電機に發生した電壓は三千五百ボルト

トの普通の高壓であるから、更に變壓器に依つて特別高壓即ち三萬五千ボルトに昇壓せられて、送電線により黒川や藤島の變電所へ送電せられる。そして架空電線路は一回線で、その亘長は名川から余目までで二十哩あり、末口六寸乃至七寸長さ平均三十二尺の電柱を建設し、その數は七百九十四本、電柱間の平均距離は百三十七尺五寸である。

三、設 備

(1) 水車 横軸フランシス型フロンタルツインタービン 馬力數 九百(全開に於いて) 廻轉 一分間に四百五十回 製作者 獨逸フォイト會社調速機も同會社

(2) 發電機

型 回轉田磁型 交流 出力 四百八十KVA 力率 八〇パーセント
電壓 三千五百ボルト 三相 周波 六十サイクル 回轉 四百五十回

(3) 勵磁機

結線 星形 個數一 製作者 芝浦製作所 接続法 直結
型 發電子回轉型 直流 一八KVA 電壓 百二十五ボルト
回轉 四百五十回 勵磁法 複捲勵磁 個數 一個

製作者 芝浦製作所

原動機との接続 直結

(4) 變壓器

種類 油入自然冷却式單相變壓器 (芝浦製作所) 二百KVA
一次電壓 三千五百—三千四百—三千三百 二次電壓 一萬五千ボルト

ハ 上藤島火力發電所

一、設立の理由

本組合では毎年五月より八月迄灌漑馬力が千馬力以上もあつて、一朝旱天が打續き河水が減少して名川の發電所が發電力を減じた場合や、又は購入發電所が濁水の爲電力が減少した場合は灌漑動力も減らさねばならぬ。併し灌漑水の最も必要な時期に斯様なことがあつては一大事で、若し斯様な場合には不足電力の補給が必要である。かゝる目的の爲に、此度上藤島火力發電所を新設したのである。

火力發電所も申しても、石炭を使用するのではなく、重油を使用するデイゼル機關を原動力として發電するのである。

二、設 備

(1) 機關 新潟鐵工所蒲田工場製

- 馬力 五百 氣筒(シリンダー) 六 回轉數 毎分 二五七
- (2) 發電機
- 交流 三相三線式 容量 三百三十キロワット 電壓 三千三百ボルト
- (3) 勵磁機
- 直流 容量 十四キロワット

發電室には右主要機械の外補助機械及小出タンク(三石入のもの二個あり、室外には五石入の鐵板製貯油槽及貯水池等がある。又敷地の一隅に舍宅二棟がある。此の發電所の電力は藤島變電所へ送電して、同所より配電される様になつてゐる。

二 變電所

- 一、藤島變電所 (大正三年十月設置)
- (1) 出力 千百五十二キロワット
- (2) 變壓器 甲、一八〇KV A 四個(内一個豫備) 乙三〇〇KV A 四個(内一個豫備)
- 一次電壓 一萬四千五百ボルト——一萬四千ボルト
- 二次電壓 三千三百ボルト——三千四百ボルト——三千五百ボルト

名川發電所より一萬五千ボルトに昇壓して送られた電力は、此處で低降變壓器にかけて、三千五百ボルトに變壓し、需要者が使用するに便宜な電壓として、本郡北部方面供給區域、余目町外十七ヶ町村に配電して、電燈電力を供給してゐる。

- 二、黒川變壓所 (大正五年一月設置)
- (1) 出力 八十五キロワット
- (2) 變壓器 五十KV A 三個(内一個豫備)
- 一次電壓 一萬四千ボルト——一萬四千五百ボルト
- 二次電壓 三千三百ボルト——三千四百ボルト——三千五百ボルト

- 三、余目變電所
 - (1) 出力 四百五十キロワット
 - (2) 變壓器 百五十KV A 四個(内一個豫備)
 - 一次電壓 三萬二千ボルト——三萬ボルト——二萬八千ボルト
 - 二次電壓 三千四百五十ボルト——三千三百ボルト——三千五百ボルト
- 尙此處には鶴電の余目變電所も建設されて居り、同所より本組合では電力を購入してゐる。其の電力の最大は九百キロワットで平常は百キロワットである。

町村名	町		村		種別	
	六燭	一〇燭	一六燭	二四燭	三二燭	五〇燭
八島	四	三	二	二	二	二
藤島	四	三	二	二	二	二
東榮	二	二	二	二	二	二
手澤	二	二	二	二	二	二
立川	二	二	二	二	二	二
清川	二	二	二	二	二	二
狩川	二	二	二	二	二	二
大和	二	二	二	二	二	二
八里	二	二	二	二	二	二
常里	二	二	二	二	二	二
余目	二	二	二	二	二	二
新堀	二	二	二	二	二	二
榮野	二	二	二	二	二	二
廣野	二	二	二	二	二	二
計	六五、〇〇八	一、七六〇	八六八	二二	二	二

町村名	町		村		種別	
	六燭	一〇燭	一六燭	二四燭	三二燭	五〇燭
大泉	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
本郷	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
山添	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
黃金	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
齊金	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
東瀨	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
黒川	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
廣瀨	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
泉前	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
渡山	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
横切	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
押沼	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
長沼	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	五五〇	一、〇六一	一、〇六一	一、〇六一	一、〇六一	一、〇六一

本 各町村燭力別電燈點火數調 (昭和四年十一月調)

下田澤發電所は鶴岡電気株式会社の經營で、大正十年三月六日竣工。
水路千四百間、落差百七尺、電力千キロワットである。

第一〇 金融機關

一 産業組合狀況一覽

(昭和四年八月現在)

組名	創 立 年 月 日	出 資 金	出 口 數	組 合 名	創 立 年 月 日	出 資 金	出 口 數
有限 責任 黒川 村信用 購買組 合	大正二、二	五、五八〇	二七九	有限 責任 廣野 村信用 購買組 合	大正二、二	一四、六〇〇	七三二
同 泉 村信用 購買組 合	大正一、二	一三、〇〇〇	六五二	同 廣 瀨 村信用 組 合	大正一、二	一、四六〇	一、四六〇
同 横 山 村信用 購買組 合	明治四、八	三、八〇〇	一、四二一	同 狩 川 村信用 組 合	大正一、九	三、六〇〇	一、八二一
同 長 沼 村信用 購買組 合	大正八、三	二、六〇〇	一、二七〇	同 十 六 合 村信用 組 合	大正一、二	三、六〇〇	一、八二一
同 藤 島 町信用 購買組 合	明治四、二	四、六〇〇	三、三三三	同 八 榮 里 村信用 組 合	大正一、九	三、九一〇	一、八二一
同 東 榮 村信用 購買組 合	大正一、〇	三、三〇〇	六九	同 常 萬 村信用 組 合	明治四、五	一〇、〇〇〇	五〇〇
同 立 谷 澤 村信用 購買組 合	大正二、〇	二、八〇〇	一、四〇〇	同 山 添 村信用 組 合	昭和四、六	一五、〇〇〇	五〇〇
同 清 川 村信用 購買組 合	大正三、三	六、〇〇〇	三〇一	同 新 堀 村信用 組 合	昭和四、六	六〇、〇〇〇	二、〇〇〇
同 三 ヶ 澤 村信用 購買組 合	明治三、六	五、五〇〇	一〇五	同 村 信用 販賣組 合	大正三、九	一〇、八〇〇	五〇〇
同 大 和 村信用 購買組 合	明治三、三	三、八〇〇	一九九				

二 銀行一覽

項 目	銀 行 名	創 立 年 月	本 店 所 在 地	支 店 所 在 地	資 本 金			特 別 預 金	普 通 貯 金	定 額 預 金	昭 和 四 年 預 金 總 額	昭 和 四 年 貸 出 總 額
					總 額	拂 込 高	未 拂 込 高					
頭 取	株式 兩 羽 銀 行	三 浦 新 七	山 形 市 七 日 町	余 目、 鶴 岡、 酒 田	三 八 七、 〇〇 二 八 九、 五〇 九 七、 五〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	〇、 〇〇	〇、 〇〇	一、 七六〇 萬 圓	一、 三〇七 萬 圓
頭 取	株式 六 十 七 銀 行	菅	鶴 岡 市 三 日 町	藤 島、 余 目、 酒 田、 大 山	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	八 四、 二六 萬 圓	四 九、 〇八 萬 圓
頭 取	株式 莊 内 貯 蓄 銀 行	菅	大 正 二、 一、 二五	鶴 岡 市 五 日 町	五 〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一〇 一、 七六 萬 圓	四 三、 〇六 萬 圓
頭 取	株式 鶴 岡 銀 行	木 村 九 兵 衛	明 治 三、 二	鶴 岡 市 五 日 町	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	二 五、 四三 萬 圓	二 五、 四三 萬 圓
頭 取	株式 村 山 銀 行		昭 和 二、 三、 三	北 村 山 郡 大 石 田 町	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	一 〇〇、 〇〇	五 〇、 〇〇	一 一、 五〇〇 萬 圓

備考 1、支店は本郡及庄内の主なるものを掲げたるものである。
2、利率は昭和四年度末のものだ。

第二 東田川郡農會及縣立農事試驗場庄内分場

一 東田川郡農會

沿革

本會は明治廿九年七月山形縣令第四十三號農會規則の發布に基づき、同年十月に創立、同卅三年二月農會令の發布ありしを以て、更に該令に據り繼續の議を決し、同年八月其の認可を得た、同卅八年十月農會令の改正に伴ひ組織を變更し以て今日に至る。而して本會創立と同時に從來郡に於て經營せる農蠶の獎勵事業は概ね之を繼承し、爾來斯業の發展に力を注ぎつゝあり。

二 郡農會事業

- (1) 蠶業獎勵 桑園の改植増植 稚蠶用共同桑園 稚蠶共同飼育
- (2) 綠肥栽培 綠肥種子配布
- (3) 暗渠排水 梯引方面
- (4) 肥料共同配合獎勵

(5) 實行組合獎勵 共同作業及共同事業獎勵

(6) 副業團體獎勵 園藝副業山林副産物加工養蠶組合

(7) 出荷團體其他獎勵 鶴岡市出荷組合 屑繭整理獎勵 馬匹骨軟症豫防獎勵

委託育雛場設置獎勵

(8) 試驗事業 水稻品種諸害抵抗力試驗 桑樹試驗地設置獎勵

(9) 品評會 莊内三郡稻作園地共進會

(10) 講習講話

(11) 仲介斡旋 共同購入 販賣仲介斡旋

(12) 表彰 實行團體 篤農家

(13) 家畜保險組合 創立獎勵

三 郡農會昭和四年度經費 參萬貳千五百貳拾四圓

二 縣立農事試驗場庄内分場

當農事試驗場は縣立農事試驗場の三分場の最上分場豐里村置賜分場 宮内町一つで、大正九年四月の創立で田三町八反歩畑三反歩の圃場を有し、地方の農事改良研究を行ひ成績の普

及こ改良發達を計り、農家の相談相手として活動する職分を有す。
事業の概要

- (1) 水稻の試験 硅酸の施用と稻熱病の關係品種比較豊凶考照、當場育成新品種新肥料肥効、窒素質肥料刈取期、育種、苗代肥料生育調査、有効分、藥期調査
- (2) 蔬菜の試験 胡瓜、南瓜、茄、葱、頭、菜、豆、葱、白菜、大根
- (3) 大豆、小豆、芸苔試験 大豆、小豆品種比較 芸苔純系淘汰
- (4) 紫雲英の試験 品種藥劑撒布、切藁撒布、澆水、播種、果畦を設くる試験
- (5) 二化螟虫に關する調査 蛾の發生狀況、卵塊の調査、幼虫及蛹の調査、藁鞘變色、莖切効果諸試験
- (6) 農事氣象調査 苗代溫度、稻田の溫度、氣象調査等
- (7) 水稻採種圃の經營 十一種の優良種を選び播種
- (8) 紫雲英原種圃の經營 山形一號及山形二號の増殖普及を圖る爲め、原種圃三反五畝歩を經營してゐる
- (9) 農林省指定稻熱病防除應用試験
 - 一、被害輕減に關する試験の肥料との關係

- 一、肥料三要素の配合と發病との關係
- 一、落水期の早晚と發病との關係試験
- 一、被害輕減に關する試験の澆水との關係試験
- 一、頸稻熱病豫防用殺菌劑の種類及撒布時期試験
- 一、綜合試験
 - 一、被害輕減に關する試験の病葉の摘採及藥劑撒布の効果試験
 - 一、品種の稻熱病に對する耐病性並に回避に關する事項
 - 一、葉稻熱病豫防用殺菌劑の効果比較試験
 - 一、葉稻熱病並に頸稻熱病豫防用殺菌劑の種類及撒布時期試験
 - 一、地下排水排水と發病との關係
- (10) 農林省指定肥料施用法改善試験
 - 一、綠肥の種類及品種試験
 - 一、肥料試験
 - 一、根腐菌接種試験
 - 一、混播試験
 - 一、紫雲英處理法試験
 - 一、紫雲英施用量試験
 - 一、紫雲英處理法試験
 - 一、紫雲英施用量試験
- (11) 其之他 天氣豫報 種苗配付 印刷物の配付 見習生の養成 講習會の開催出張講話

及實地指導等 實疑應答
昭和四年度庄內分場經費 壹萬四千圓

第八編 教育之部

第一 小學校

(昭和四年度)

所在地	小學校名	舊學校名	創立年月日	兒童數	學級數	職員數	豫算額
大泉郷村	大泉尋常高等小學校	田澤川小學校	明治 七、二、一	四三	三	三	一〇、八五三・二六
本郷村	本郷尋常高等小學校	岩本學	七、二、一	七六	一七	一八	一六、五九〇・七〇
東岩本村	東岩本尋常高等小學校	開成學	三、七、一	一七	四	四	四、五四〇・四八
大網村	大網尋常高等小學校	開成學	三、五、〇	三三	四	三	五、七七〇・〇〇
山添村	山添尋常高等小學校	開成學	九、一、八	八九	二〇	三	二、〇六六・〇〇
青龍寺村	青龍寺尋常高等小學校	開成學	六、八、三	三八	八	九	九、〇七・八三
谷定村	谷定尋常高等小學校	開成學	六、七、三	二二	三	三	三、七三三・六六
齋川村	齋川尋常高等小學校	開成學	二、四、七	四三	八	九	一〇、四六六・七五
黑瀬村	黑瀬尋常高等小學校	開成學	七、三、二	六六	七	九	一八、〇一七・〇〇
廣瀬村	廣瀬尋常高等小學校	開成學	三、〇、四	七三	七	九	一七、七七・八九
泉村	泉尋常高等小學校	開成學	三、四、一	八八	九	三	三三、〇九六・〇〇
大東村	大東尋常高等小學校	開成學	七、七、一	四八	九	二	八、〇三三・〇〇
東榮村	東榮尋常高等小學校	開成學	五、六、一	四八	二	一	一五、五二二・〇〇
添川村	添川尋常高等小學校	開成學	七、八、一	四四	三	三	一五、五二二・〇〇

第二 補習學校

(昭和四年度)

所在地	補習學校名	創立年月日	生徒數	學級數	職員數	豫算額
大泉村	大泉農業補習學校	明治四〇、三、一	九七	四	四	二四九、三五
本郷村	本郷農業補習學校	明治三六、四、一	五九	二	四	一、八六、〇〇
東岩本村	東岩本農業補習學校	明治三六、四、一	七三	三	四	五三八、〇〇
大網村	大網農業補習學校	明治三六、五、八	一六三	五	四	六〇四、〇〇
山添村	山添農業補習學校	明治四、四、七	四〇	二	二	二、三四、〇〇
青龍寺村	青龍寺農業補習學校	明治三九、四、一	九六	四	六	九八三、八〇
谷定村	谷定農業補習學校	明治三九、一、一〇	三五	二	三	一六五、五〇
齋村	齋農業補習學校	明治四、四、一	七〇	二	五	二〇〇、〇〇
黒川村	黒川農業補習學校	明治三三、一、一五	二六	一	二	二、〇六、〇〇
廣瀬村	廣瀬農業補習學校	明治三三、四、一	七三	五	一	二、一五三、〇〇
泉村	泉村立農業補習學校	大正八、三、六	四八	七	二	二、五三、〇〇
手向村	手向農業補習學校	明治七、一、三	三六	二	五	七、四〇、〇〇
東榮村	東榮農業補習學校	明治四〇、二、五	三五	四	二	一、九三六、〇〇
添川村	添川農業補習學校	明治四〇、二、五	四五	二	三	一、九三六、〇〇

六五五

所在地	補習學校名	創立年月日	生徒數	學級數	職員數	豫算額
渡前村	渡前高等小學校	明治二、三、一〇	二、三、一〇	六	二	一七、六六、〇〇
横山村	横山高等小學校	明治七、七、二八	七、七、二八	九	三	二、六四、〇〇
横川町	横川高等小學校	明治七、七、二九	七、七、二九	二	三	三、一九二、一五
藤島町	藤島高等小學校	明治七、八、一	七、八、一	七	七	一九、七八、二四
八榮島村	八榮島高等小學校	明治九、三、三〇	九、三、三〇	二	七	八、五三、〇〇
長沼村	長沼高等小學校	明治七、七、二八	七、七、二八	三	七	八、三五、〇〇
押切村	押切高等小學校	明治七、七、二七	七、七、二七	四	三	二、五二六、〇〇
十六合村	十六合高等小學校	明治四、七、一	四、七、一	二	三	一、五二六、〇〇
狩川村	狩川高等小學校	明治七、七、一	七、七、一	八	二	二、五二六、〇〇
清川村	清川高等小學校	明治七、八、一	七、八、一	二	七	二、五二六、〇〇
立谷澤村	立谷澤高等小學校	明治二五、一〇、一	二五、一〇、一	四	二	九、四七二、〇〇
大和村	大和高等小學校	明治七、七、一	七、七、一	四	七	九、〇三七、三三
廻館村	廻館高等小學校	明治七、八、一	七、八、一	二	六	六、一五六、六三
常萬村	常萬高等小學校	明治七、七、二〇	七、七、二〇	三	七	六、四三三、九三
八榮里村	八榮里高等小學校	明治七、七、二〇	七、七、二〇	二	七	六、三五九、〇〇
余目村	余目高等小學校	明治七、七、二〇	七、七、二〇	一	七	二、五、七三、〇〇
新堀村	新堀高等小學校	明治七、七、二〇	七、七、二〇	一	六	一、七、六一、〇〇
榮野村	榮野高等小學校	明治七、七、二〇	七、七、二〇	一	二	一、五九六、〇〇
廣野村	廣野高等小學校	明治七、七、二〇	七、七、二〇	一	二	一〇、七六三、〇〇

六五四

新堀村	余目町	八榮里	常萬村	大和村	立谷村	清川村	狩川村	十六合村	押切村	長沼村	八榮島村	藤島町	横山村	渡前村						
新堀農業補習學校	余目農業補習學校	八榮里農業補習學校	常萬農業補習學校	廻館農業補習學校	大和農業補習學校	立谷深農業補習學校	清川村立工業補習學校	狩川農業補習學校	十六合農業補習學校	押切農業補習學校	長沼農業補習學校	八榮島農業補習學校	藤島町農業補習學校	横川農業補習學校	横山農業補習學校	渡前村立農業補習學校				
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇				
三八、三、四	三九、三、一	三九、三、一	四一、二、一	四〇、一〇、〇	三九、一〇、〇	四〇、一〇、一	二八、一、一	四〇、二、一、八	三六、三、三	三三、二、一	四一、五、三、六	三六、二、一、四	明治 三六、二、一、六	大正 五、三、一	大正 五、七、五	明治 三六、三、八				
女男	男男	男男	男男	男男	男男	男男	男女	女男	女男	女男	女男	女男	男女	男女	男女	男女				
四九五	一七二	七二	七八	五八	一〇六	四七	五九	三六	一〇〇	四七〇	二四六	四三六	三三	八〇	二九	一四五				
五	一〇	三	三	二	六	一	四	五	六	二	四	五	二	五	五	五				
							(兼)	(兼)				(兼)				(兼)				
二二	一三	七	五	三	四	八	三	六	二	六	三	七	六	五	九	二	三	九	二	三
二、二〇、〇〇	一、七六、〇〇	九九、〇〇	九八、八〇	三三、三〇	三九、七五	一、二一、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、九六、二五	二、一四、六一	一、五〇、〇〇	八五〇、〇〇	五三〇、〇〇	一、九五、〇〇	一、八〇、四〇	二、一三、八〇	二、五〇、六〇				

第三 青年訓練所

(昭和四年度)

廣野村	榮村
廣野農業補習學校	榮農業補習學校
同	明治 四、九、
三八、六、五	
女男	女男
六二	四七
六	二
九	五
一、八七、〇〇	二、一五、〇〇

大泉村	本郷村	東郷村	山添村	山添村	黃金第一青年訓練所	同第二青年訓練所	齊村	黒川村	廣瀬村	泉村	手向村	東榮村	添川村
大泉青年訓練所	本郷村青年訓練所	補習學校を以て充當	山添村青年訓練所	山添村青年訓練所	黃金第一青年訓練所	同第二青年訓練所	齊村青年訓練所	黒川村青年訓練所	廣瀬村青年訓練所	泉村立青年訓練所	手向青年訓練所	東榮村青年訓練所	添川青年訓練所
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
大正 一五、七、一			一五、七、一										
一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四三七、〇〇	六五一、〇〇	八七、〇〇	五四五、〇〇	五四五、〇〇	五二〇、〇〇	五二〇、〇〇	六八六、〇〇	六八〇、〇〇	八四〇、〇〇	二六、〇〇	二六、〇〇	九八五、〇〇	九八五、〇〇

廣野村	榮村	新堀村	余目町	八榮里	常萬村	大和村	立谷澤村	清川村	狩川村	十六合村	押切村	長沼村	八榮島村	藤島町	橫山村	渡前村
廣野村青年訓練所	榮村青年訓練所	新堀村青年訓練所	余目町青年訓練所	八榮里青年訓練所	常萬青年訓練所	大和村青年訓練所	立谷澤村青年訓練所	清川村青年訓練所	狩川村青年訓練所	十六合村青年訓練所	押切村青年訓練所	長沼村青年訓練所	八榮島村青年訓練所	藤島町青年訓練所	橫山青年訓練所	渡前村青年訓練所
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
一五、七、一	一五、六、六									一五、七、一	一五、六、五			一五、七、一	一五、七、五	一五、七、一
二九	二二	一〇八	三六	七五	七六	二四	二六	三三	二〇〇	二六	九〇	七二	五六	一五六	一六九	二二
四	四	四	一	四	二	四	四	一	四	四	四	四	一	四	四	四
二	七	一八	二二	二二	五	二	六	三	九	三	三	一〇	六	二	四	二
四七五・〇〇	五〇六・〇〇	九七四・〇〇	一、二八五・〇〇	四六七・〇〇	三三九・六〇	六七五・八〇	四九八・〇〇	二四六・〇〇	七五三・六三	八二五・〇〇	六七五・〇〇	六九〇・〇〇	三九五・〇〇	九二〇・〇〇	六二五・〇〇	八〇七・〇〇

第四 中等學校

(昭和四年度)

山形縣立庄内農學校	東田川郡藤島町字古橋跡	明治 三、三、一	三三	六	一四	三、八六六・〇〇
山形縣余目實科女學校	東田川郡余目町(小學校併置)	昭和 二、四、一	八九	四	二三	七、九三六・〇〇

第五 青年團

(昭和四年度)

大泉村	本郷村	東村	山添村	山添村	齊村	黒川村	廣瀬村	泉村	手向村
大泉村青年團	本郷村青年團	東村青年團	山添村青年團	山添村青年團	齊村青年團	黒川村青年團	廣瀬村青年團	泉村青年團	手向村青年團
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
大正 六、四、一六	大正 三、四、二〇	大正 六、四、三〇	大正 四、四、一	大正 四、四、一	大正 五、二、二一	大正 六、五、一八	大正 一〇、二、一〇	大正 六、九、二一	大正 六、四、一〇
三〇〇	三三五	一〇五	三五	三五	二七五	一八四	三三三	三〇〇	一三七
一〇〇・〇〇	五八三・四七	八五・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	二、五四一・〇〇	一、一三〇・〇〇	六二・三〇	一、一三〇・〇〇	一
一	五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇	二〇・〇〇	一	一、一三〇・〇〇	一、一三〇・〇〇	五〇・〇〇
二二〇・〇〇	四八七・〇〇	三七六・〇〇	五二五・〇〇	二〇七・八五	二五四・九五	二九〇・〇〇	三九〇・〇〇	五九〇・〇〇	一六五・〇〇

第六女子團

(昭和四年度)

所在地	團名	創立年月日	團員數	基本金	補助金	經費
大泉村	大泉村女子青年團	昭和 二、一、四	八七			二〇〇〇
本郷村	本郷村女子青年團	〃 二、七、三	一九六			四九八〇
東岩本	東岩本女子團	〃 九、六、一	六五			八〇〇〇
大網	大網女子團	〃 一、五、二	一一			五〇〇〇
山添	山添村女子青年團	明治 四、四、一	一五〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇五〇〇
黃金	黃金村女子會	〃 一、四、五、九	一五九	一九〇〇	四〇〇〇	八四〇〇
齊川	齊川村女子會	〃 九、二、二	八三			二八〇〇
黒川	黒川村女子會	〃 一、一、五、三	二五三	四〇〇〇	一〇〇〇	五八〇〇
廣瀬	廣瀬村女子會	〃 四、〇、二、五	二二〇	四〇〇〇	三、五〇〇	一三四〇〇
泉	泉村女子會	〃 二、一、九	一八九	一八〇〇	二、五〇〇	八五〇〇
手向	手向村女子青年團	〃 八、二、一	一四三		六〇〇〇	二五〇〇
東榮	東榮村女子會	〃 三、五、二	一四三	六〇〇〇	六〇〇〇	一三〇〇〇
渡前	渡前村女子青年團	〃 一、四、二、二	一七〇		五、〇〇〇	一四〇〇〇
横山	横山村女子會	〃 三、一、七	一六七	三、六〇〇	三、〇〇〇	六三〇〇〇
藤島	藤島町女子青年團	〃 四、四、六、五	一五〇		二、五〇〇	六五〇〇
八榮	八榮島村女子青年會	〃 四、二、二	六		二〇〇〇	六七、九九
長沼	長沼村女子會	〃 二、二、三	七五		三〇〇〇	八二〇〇
押切	押切村女子會	〃 一、三、四、五	九		五〇〇〇	一五、〇〇

東田川郡	所在地	團名	創立年月日	團員數	基本金	補助金	經費
東田川郡	東榮村	東榮村青年團	大正 六、九、九	二七三	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	三三〇〇〇
	渡前村	渡前村青年團	〃 六、七、一	二五〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	四〇〇〇〇
	横山村	横山村青年團	〃 五、一、九	二六五	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	三三〇〇〇
	藤島町	藤島町青年團	〃 四、六、一	二八三		一〇〇〇〇	二五、一九
	八榮島村	八榮島村青年會	〃 三、九、	一三二	六〇〇〇	五〇〇〇	一五〇〇〇
	長沼村	長沼村青年團	〃 三、二、	一五七		七〇〇〇	三〇〇〇〇
	押切村	押切村青年團	〃 六、四、三	一八二		一〇〇〇〇	二〇〇〇〇
	十六合村	十六合村青年團	〃 三、八、一〇	二五六	五五〇〇〇	七〇〇〇	一、〇〇〇〇
	狩川村	狩川村青年團	〃 五、一、三	二八三		一、五〇〇〇	三、一九六〇
	清川村	清川村青年團	〃 六、八、五	九〇	二、八〇〇		一、三、七四
	立谷澤村	立谷澤村青年團	〃 三、四、一	二二〇	七〇〇〇〇	四〇〇〇	三、〇〇〇〇
	大和村	大和村青年團	〃 六、五、八	二八〇	八、五〇〇〇	七、〇〇〇	一、七五〇〇
	常萬村	常萬村青年團	〃 六、四、八	一七〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇
	八榮里村	八榮里村青年團	〃 九、三、九	一六〇	二、七八〇〇	六、〇〇〇	九、八八〇〇
	余目町	余目町青年團	〃 四、二、二	三三〇	八、五〇〇	七、〇〇〇	三、五七、八〇
	新堀村	新堀村青年團	〃 六、四、三	一九一	三、四〇〇〇	五、〇〇〇	一、七六〇〇
	榮野村	榮野村青年團	〃 二、三、三	一八二	三、〇〇〇〇	三、〇〇〇	一、八一〇〇
	廣野村	廣野村青年團	〃 六、六、三	二二〇	一、三〇〇〇	六〇〇〇	二、六〇〇〇
東田川郡	東田川郡聯合青年團					一三〇〇〇	九、八〇〇〇

第七教育會

所在地	會名	創立年月日	會員數	基本金	補助金	經費
東田川郡	東田川郡女子聯合會	明治四〇、九、二	一〇五	五〇〇〇	三〇〇	五〇〇〇
十六合村	十六合女子會	明治四、八、二六	一八三	三九〇〇	—	七〇〇〇
狩川村	狩川女子會	昭和三、七、〇	三〇	五〇〇〇	—	六八〇〇
清谷村	清谷女子會	大正二、四、五	一七六	—	三〇〇〇	六五〇〇
立谷村	立谷女子會	大正二、四、五	二六八	三九四〇〇	—	一六九、七三
大和村	大和女子會	〃	八四	一〇〇〇	七五〇〇	三、八〇
常萬村	常萬女子會	〃	九四	一六〇〇〇	一五〇〇〇	六〇〇〇
八榮里村	八榮里女子會	〃	一三五	三六〇〇〇	一〇〇〇〇	九〇〇〇
余目町	余目町女子會	明治四、四、五	一一〇	二〇九〇〇	三〇〇〇〇	一三五〇〇
新堀村	新堀女子會	大正九、八、九	九六	二〇〇〇〇	—	二九〇〇〇
榮野村	榮野女子會	〃	一〇〇	三九〇〇〇	—	五七〇〇〇

所在地	會名	創立年月日	會員數	基本金	補助金	經費
大泉村	大泉教育會	大正三、三、二〇	—	—	—	一八、〇〇
本郷村	本郷教育會	〃	—	二四〇〇〇	一〇〇〇〇	三〇〇〇〇
東添村	東添教育會	〃	三、四、七	—	五〇〇〇	三〇〇〇〇
山添村	山添教育會	〃	三、四、三	—	一五〇〇〇	四〇〇〇〇

所在地	會名	創立年月日	會員數	基本金	補助金	經費
黃金村	黃金教育會	大正三、六、三	三九四	—	六〇〇〇	一三〇〇〇
齊川村	齊川教育會	〃	四九〇	—	一〇〇〇〇	八〇〇〇
黑川村	黑川教育會	〃	三〇〇	三三〇〇〇	—	六八〇〇〇
廣瀨村	廣瀨教育會	〃	五四〇	—	—	三三、〇〇
泉村	泉教育會	〃	七〇五	—	一七〇〇〇	三、〇〇
東榮村	東榮教育會	〃	四九三	六八〇〇〇	三〇〇〇〇	四、〇〇
渡前村	渡前教育會	〃	三三〇	—	一〇〇〇〇	三、〇〇
橫山村	橫山教育會	〃	三三〇	—	一〇〇〇〇	三、〇〇
藤島町	藤島教育會	〃	三三〇	—	一〇〇〇〇	三、〇〇
八榮島村	八榮島教育會	〃	六二	—	五〇〇〇	一七〇、八〇
長沼村	長沼教育會	〃	一一〇	—	一〇〇〇〇	二二〇〇〇
押切村	押切教育會	〃	二二五	—	一〇〇〇〇	三三、〇〇
十六合村	十六合教育會	明治三、二、一	七五六	一〇〇〇〇〇	—	二七、二七
狩川村	狩川教育會	大正三、二、一	二五七	—	—	二七、〇〇
清谷村	清谷教育會	〃	二五〇	—	—	八七、五〇
立谷村	立谷教育會	〃	五八	—	—	一五〇〇〇
大和村	大和教育會	〃	三三	—	—	一九四、七〇
常萬村	常萬教育會	〃	一〇	—	—	一八五、〇〇
八榮里村	八榮里教育會	〃	四八	一、一四一、〇〇	—	五八八、〇〇
余目町	余目町教育會	〃	一七〇	—	—	三〇〇〇〇
新堀村	新堀教育會	〃	二〇〇	—	—	三〇〇〇〇
廣野村	廣野教育會	〃	二〇〇	—	—	七五〇〇〇

第八 育英會

(1) 町村育英會

所在地	團體名	創立年月日	基本金	貸出金	員數
東村	東村育英會	大正 三、二、七	二七、〇〇〇		成業 九 現在 六
余目町	余目町育英會	昭和 元、二、三	四、八五、九三	一、二七、〇〇〇	成業 〇 現在 一
新堀村	新堀村育英會	昭和 三、四、一	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
廣野村	廣野村育英會	大正 二、九、五	一、七四、〇〇〇		

(2) 財團法人東田川郡育英會

(昭和三年十二月末現在)

一、目的 本財團は人材を養成する爲め本郡出身の學生徒にして學資金の乏しき者地價金貳千圓未満所有者並に之に相當する資力者の子弟に學資金を貸付するものゝす(貸費生規則第一條)

二、創立年月日 大正十五年三月廿六日

三、主なる出資者 郡教育會東田川郡電氣事業組合有志寄附

四、事務所々在地 東田川郡藤島町

五、貸給與別 師範學校、幼年學校、士官學校、高等學校、大學に至る各種學校學生に貸費す

豫算額六、六七七・八八圓

六、一ヶ年一人に對する貸給與別 師範學校在學生は五圓他は八圓乃至廿圓程度

七、卒業者

計	女	男	大學校	專門學校	高等學校	師範學校	計
四四	二	四二	四九	〇	二八	一三	一三二
四四	〇	四四	四九	〇	二八	一	一三五

八、現在修學者

計	女	男	大學校	專門學校	高等學校	師範學校	計
一一	〇	一一	一一	一	七	九	三八
一一	〇	一一	一一	一	七	四	三五

九資産額 (昭和四年度末)

一金七千八百六拾圓五拾九錢也

内 金五千百七拾壹圓也

銀行定期預金

金貳千六百八拾九圓五拾九錢也 銀行特別當座預金

一〇備考

1. 創立年月日大正十五年三月廿六日とせるは、財團法人組織となりし月日にして、就學貸付を始めたるは郡制存在時代郡費を以て貸付け卒業後十三ヶ月目より金額を定め月賦返還せしめてゐたるた郡制廢止後は郡教育會に於て繼承郡費の寄附金を以て貸付卒業後の返還は前項の通り、大正十五年三月に於て郡教育會より育英事業學費貸付返還事業費寄附等)を分離し、法人組織東田川郡育英會と名稱を改む。

2. 資産額は郡教育會當時基本金として繼承せり。

3. 経費は貸費者よりの償還金及基本金の利子の繰入、電氣事業組合並有志者の寄附金其他繰越金を見込み豫算を作製す。

第九圖 書 館

(昭和四年度)

所在地	館名	創立年月日	冊数	經費	閱覽人員
東村	東村青年團圖書館	大正 六、四、一〇	四〇〇	八〇〇〇	一五八
山添	山添村圖書館	〃 八、三、三〇	一七六	一五七〇〇	五、〇三〇
黃金	黃金村青年團巡回文庫	〃 三、二、二九	一八五	五、〇三〇	三三
齊村	齊村圖書館	〃 九、五、三	三三六	一〇〇〇〇	三六
黒川	黒川小學校附設圖書館	〃 三、九、一	三七	七〇〇〇	一、八〇〇
廣瀬	廣瀬村立圖書館	〃 七、三、八	一、〇九	二六四〇〇	二、一九〇
泉村	泉村立圖書館	〃 三、四、一	一〇	五〇〇〇	二五〇
手前	大東圖書庫	〃 三、五、一	三〇	五〇〇〇	一九三
東榮	御大典記念東榮村圖書館	〃 四、二、三〇	二六九	五〇〇〇	六三四
渡前	渡前村立圖書館	〃 五、一、一〇	七〇	一五〇〇〇	八二五
横山	横山小學校附設圖書館	〃 一〇、三、一	四七九	五〇〇〇	九三八
藤島	藤島町立圖書館	〃 四、二、一〇	一、三七	二〇〇〇〇	一、九六四
八榮	八榮島村立圖書館	〃 七、一〇、五	四七	七、〇〇〇	五二七
長沼	長沼村立圖書館	〃 四、一、一八	七三	一五〇〇〇	三、〇一〇
押切	押切村立圖書館	〃 三、九、一五	四九	二〇〇〇〇	一、七五〇
十六合	十六合小學校附設圖書館	〃 九、五、二六	四二七	六〇〇〇〇	二、八七六
狩川	狩川村圖書館	〃 五、六、	七二〇	一四一〇〇	一、三八七

大和村	廻館小學校附設圖書館	大正	一四、二、一八	三〇〇	七五〇〇〇	六二二
〃	大和小學校附設圖書館	〃	一四、二、一四	三二〇	七五〇〇〇	六六四
常萬村	常萬村立圖書館	〃	四、一、一	五三	五〇〇〇	一、六五〇
八榮里村	八榮里小學校附設圖書館	〃	五、三、四	九二六	五〇〇〇	一、七五六
余目町	余目町立余目圖書館	〃	元、〇、一	二、八六七	三〇〇〇〇	一、三六二八
新堀村	新堀村立圖書館	〃	四、一、〇	九五〇	一五〇〇〇	一、七〇〇
榮村	榮村立圖書館	昭和	三、四、二	二六三	二〇〇〇〇	七三
廣野村	廣野村圖書館	大正	五、五、三	五九七	五〇〇〇	一、二九六
莊内農學校	東宮殿下御渡歐記念文庫	明治	四、九、	五二五	二九〇〇〇	六、九〇〇

第九編 其他之部

第一 東田川郡出身諸名士

一 學者及び其他

○文學博士 岡部爲吉

(廣瀬村)

氏は明治七年一月廣瀬村に生る。同廿六年山形縣立莊内中學校を卒業して、泉村大口分教場に奉職小學校教育に従事中、小學校正教員の檢定試験に合格してその免許狀を得た。氏は頭腦明晰にして勤勉尙深く學に志し、明治卅一年七月第二高等學校に入學し、在學中特待生として、明治卅四年七月優秀の成績を以て卒業、直ちに東京帝國大學文科大學(哲學科)に入學し、同卅七年卒業の上進んで同大學院に入學。明治四十年十月、米國コーネル大學大學院に入學。四十三年六月文部省より外國留學生を命ぜられ、四十三年七月米國コーネル大學より、哲學博士の學位を受く。四十三年十月より同四十四年七月まで獨逸ライプチヒ大學に學び、同四十四年九月四日歸朝した。同月廣島高等師範學校講師を囑託され翌四十五年四月同校教授に

任ぜられ累進して大正九年六月高等官三等に陞叙せらる。大正十一年六月三日文學博士の學位を受く。大正十一年六月四日正五位に叙せられ同日卒去。享年四十九歳代表的著書として大正十二年發行の「教育と内省」がある。其の論まことに深遠、教育の眞理を説いてある。

○農學博士 星野勇三

(手向村)

明治八年十月手向村に生る。七歳の時、一家泉村大口に移轉したので大口小學校に入學した。十九年手向村大東學校に入學。廿三年同校を卒業して私立莊内中學校に入學、廿五年春中學二年を了へて退學し、一年間農業に従事した。翌廿六年六月札幌私立中學校北島學校に入學、翌廿七年七月札幌農學校豫科三年級に入學、卅年七月札幌農學校本科入學、校費生を命ぜられ、在學四年間月額七圓を給與された。卅四年七月札幌農學校卒業、直ちに同校農事部事業囑託となる。同年十月札幌農學校助教に任ぜられた。卅六年七月文部省から園藝學研究の爲め滿三ヶ年英米獨佛四ヶ國に留學を命ぜられた。歸朝したのは四十年の三月で、同年四月直ちに札幌農學校教授高等官六等となる。同年九月官制改正に依つて、東北帝國大學農科大學助教に任ぜられ、園藝學講座擔任を命ぜられた。四十四年には教授に任ぜられ、大正四年十一月に農學博士の學位を受けた。大正六年五月には高等官二等に陞叙、八年四月官制改

正に依つて、北海道帝國大學教授に任ぜられ、九年一月同農學部附屬農場長に補せられて今日に及んでゐる。十一年十月高等官一等に陞叙、十三年四月歐米各國に出張を命ぜられ、同月出發。歐州から米國に至り、同年十二月末歸朝した。現在正四位勳三等である。著書として「果樹栽培講義」上下二卷、「蔬菜花卉果樹栽培要覽」がある。

○醫學博士 中野生清

(手向村)

氏は明治五年八月手向村に生れた。廿一年大東學校を卒業して私立莊内中學校に入學したが三年で退學し、本郡家根合小學校に雇教員として奉職した。翌廿四年三月には授業生の試験に合格したが同年十二月辭職し、鶴岡の田澤清、星川清兩氏に就いて醫學を修業し、廿九年に東京醫學專門學校濟生學舎に入學した。卅年同濟生學會醫科全科の試験及第證を受け、卅一年内務省醫術開業試験に合格して、縣立宇都宮病院醫員を命ぜられた。卅三年には大阪府の檢疫醫となり、細菌室に勤務する事になつた。卅六年には福井縣立病院副院長となり、四十年には郡立敦賀病院長を囑託された。更に四十年大阪府立難波病院副院長となり、四十四年警察醫に任ぜられた。かくして大正三年從六位に叙せられ、大正八年内務省から歐米各國へ出張を命ぜられた。同九年七月に正六位に叙せられた。同年十一月瑞西國に於て成規の

論文を提出して、ドクトル、メヂチーネの稱號を受けた。歸朝後、大正十三年十二月大阪府立難波病院長となり、大正十五年十二月京都帝國大學に論文を提出して、醫學博士の學位を受けた。かくして同年十一月難波病院長及衛生技師を辭するに至つた。

○醫學博士 石川貞吉

(狩川村)

明治二年十二月狩川村大字狩川に生れた。幼時から意志が強固であつて、極めて進取の氣象に富んでゐた。父養貞氏は醫を業とする傍、政治上に奔走し、自由黨の地方有力者として、余目町の齋藤良輔氏(國民黨等)對抗して來つたが、教育上にも亦頗る力を盡し、伴貞吉を學齡にも達しない内から學ばせたこのことである。併して博士は年長者に伍して少しも劣らず、却つて儕輩を凌ぐの概があつた。小學の上級生になつてからは、羽柴雄輔(漢學者、考古學者)の特別教授を受けられて、當時の若い人々と共に漢學の修養をせられたのであつた。未だ小さかつた博士がよく大判の十八史略等を風呂敷包にして、大股で歩く様眼前に見えるやうな心地するこは老友の言である。小學校を了へて中學(莊内)第一高等中學校から大學を學を進め、明治廿八年十二月帝國大學助手早稻田明治、東洋諸大學の講師、鐵道院保健課醫務囑託等として、研鑽を積むこ三十數年、明治四十五年三月「精神病者に來る無言狀態の臨床的及一部の心理

的研究」の博士論文によつて、醫學博士の學位を受けられたのである。其後東京巢鴨腦病院長として名聲を博してゐるこは世人の知る所である。氏は極めて愛郷心厚く寸暇のない身を以て、或は東京庄内館の爲、或は雜誌庄内等のために、講演に紙面に後輩の指導啓發に努めつゝあるこは、これ亦郷人のよく知る所である。尙母校のために二弟と共に多大の金額を寄附されて、村教育の爲め盡力されつゝあるこは、村民の深く感謝してゐる所である。

著書

- 神經病診斷及治療學
- 精神療養學
- 如何にして最大最良の精神作業をなし得るか
- 神經衰弱及其療法
- 診療醫典(上下)

○文學博士 藤井健治郎

(狩川村)

氏は明治五年八月狩川村大字狩川に生れた。石川貞吉博士の實弟であるが、父養貞の父方の後を繼いだので、藤井の姓を名乗つた。性溫良にして、穎悟少時既に大人の風格あつたのか、近所の腕白連も氏の顔を見るこ、自こ惡行を改める程であつたこいふこである。小學校(狩川)中學校(山形)高等學校(仙臺)を學を進め、明治卅二年東京帝國大學を卒業するや、早稻田大學、東

京高等師範學校、東京外國語學校、東京帝國大學等の講師教授となり或は歐米に留學して研鑽大に努むるところがあつた。大正二年十二月大學總長の推薦によつて文學博士の學位を受け従三位勳三等高等官一等まで進み、京都帝國大學教授として名聲を博してゐたが惜いかな昭和五年一月卒去された。先生常に兄博士を助けて後人の指導啓發に盡力されつゝあつたことはよく人の知るところである。

著書

- 倫理學撮要
- 倫理學精義草按
- 倫理學大系
- 簡明倫理學史
- 主觀道德學要旨
- リッパス倫理學根本問題
- 國民道德論

○醫學博士 平瀬亨三 (狩川村)

氏は明治十年八月廿日狩川村大字狩川に生れた。石川博士の二弟であるが母方の後を繼がれたので平瀬の性を名乗つたのである。嚴父養貞はいつかこんなことを言つて居られた。「貞吉健治郎亨三利四郎三男四人の名は易經から取つたのである、あまり名負せぬ様に心附けてゐるわけぢや云々」三平瀬博士意志強固にして而も機敏、少時遊戯をするにも負けたことはない、負ければ勝つまで意地強くやる、その勝までの道程に機知を働かすのであつた。

小學(狩川)中學(莊内)を了へて、金澤第四高等學校から東京帝國大學醫科に入る、明治卅七年卒業後身を軍籍に委ね、大正五年關東都督府醫院長に任ぜられた、大正十二年陸軍一等軍醫正に昇進し、十三年在外研究員として關東都督府より獨乙に留學を命ぜられ、十四年歸朝、同年依願軍籍を退く、十五年朝鮮道立醫院醫官に任ぜられ、全羅南道光洲醫院長を命ぜられ、昭和三年七月副血行發育に關する研究の論文に依つて、博士號を授與されて今日に至つてゐる。

○醫學博士 島海克巳 (藤島町)

明治廿一年三月藤島町に生れた、小學校(藤島)中學校(庄内)から第二高等學校に入學した、明治四十一年同校卒業、東京帝國大學醫學部に入學し、大正二年同醫學部を卒へ、東京大學病院及佐藤外科に二年間勤務した、大正四年には福島縣郡山壽泉堂病院外科部長となつた、勤務六ヶ年後、大正十年四月歐洲戰亂後の入國困難を侵して、獨乙國に留學し、フライブルグ醫科大學に入學して病理學をアシヨフ教授、外科學をリキセル教授について研究すること二ヶ年、大正十二年獨乙國留學を卒へ、英國米國を経て同年八月歸朝した。後再び郡山壽泉堂病院に勤務して外科部長となつた。大正十二年八月東京帝國大學に論文「膽石の構造に就いて」を提出して翌年十二月博士號を授與された。

○醫學博士 栗本春吉 (藤島町)

氏は藤島町西川原に生れた。明治卅二年藤島小學校高等科第一學年を修了して縣立庄内中學校に入學した。明治卅八年同校卒業後、東北帝國大學醫學專門部に入學。大正元年同專門部を卒業するや、同二年上京して東京市湯島順天堂婦人科に勤務した。後福島縣若松市會津病院婦人科に轉勤し、大正四年聘せられて中華民國山東省青島に渡航し、山東鐵道管理部付を命ぜられ婦人科に勤務するこゝなつた。後同地官制改革と共に青島防備軍民政部鐵道病院或は青島守備軍民政部青島病院婦人科に奉職するこゝ七ヶ年、大正十年職を辭して歸國し、東京市日本橋區産科婦人科中洲病院に轉じた。勤務中大正十二年九月、帝都の大震災に會つて妻子と共に身を以て逃れ、同年十一月札幌市大石治療所に勤務した。大正十四年には北海道帝國大學醫學部に入學して今教授の下に病理學を研究し、昭和四年論文を同學部に提出して七月醫學博士の學位を授與された。

論 文 一、子宮血管に於ける「クロモトロピー」の研究

一、動脈硬變症の本態に就いて

參考論文 一、卵巣組織内銀反應を叙して卵巣機能の實驗的研究に及ぶ

一、卵巣組織内銀反應に關する知見補遺殊に卵巣製劑應用後の銀反應

一、鹽化「ヒヨリン」に因る卵巣の組織的變化に就いて

○理學博士 加藤セチ (押切村)

加藤セチ女史は押切村大字押切新田に生れた。加藤家は押切村の舊家で父正喬氏は極めて教育に熱心な人であつた。女史は明治卅三年押切小學校に入學、同卅八年高等科第三學年(現在の高等一年)を修了して鶴岡高等女學校に入學し、在學三ヶ年で退學して山形女子師範學校に入學した。卒業後本郡狩川小學校に奉職したが、いくばくもなく東京女子高等師範學校に入學し、物理化學を始め修身教育体操等の教員免許狀を得た。高等師範學校卒業後、大正五年頃北海道札幌市曉星高等女學校教諭に就任、其の後大正六年に北海道帝大農科第一部修了、大正十一年九月現在の理科學研究所に入り、爾來九ヶ年間研究を続け助手として働く傍ら編み上げた博士論文「アセチレンの重合」を提出して、文部省から學位を授與され學界の榮譽を擔はれたのである。女史は家庭に在つて二人の子供を養育しつつ、研究を進められたのは洵に尊敬すべき態度で、目下東京府下北豊島郡上練馬村に居住されて居る。

氏は明治二十八年十一月十五日長沼村字宮東に生れ長沼小學校卒業後鶴岡中學校を卒へ、大正十一年三月北海道帝國大學農學部農業生物學科を卒業して同大學院にあるこゝに二年、京都帝國大學農學部教務囑託同大學講師をへて十四年三月助教に任ぜられ十五年三月現盛岡高等農林學校教授に轉任された。

氏は病害菌學に造詣深く昭和三年十月七日 今上陛下盛岡市に行幸の折り氏の研究採集の「岩手縣下に於ける重要高山植物二十種」を奉呈し、又研究業績「ヴァルサ菌による病害」の研究を天覽に供した。

昭和六年四月「桃の胴枯病の研究」によつて農學博士の學位を授けられた。北大農學部紀要盛岡高農學術報告、日本植物學輯報、植物會報、日本學術協會報告其他に發表せる研究論文三十餘編、塚本永治郎氏の共著「豌豆の立枯病を基因する三種のフラリアム菌について」の書ある。氏は實に斯界を裨益すること少くない。

○宮本和吉 (本郷村)

氏は明治十六年本郷村に生れた。小學(山添)中學(庄内)を終へ卅六年第一高等學校一部甲類

に入學した。氏にまつて一高時代は思想上最も有意義な時代で、多くの尊敬すべき友人を得、綱島梁川氏の宅にも親しく出入して思想的感化を受けた。卅九年九月同校文科を卒業後直に東京帝大文科哲學科に入學し哲學及哲學史を専攻した。こゝではケール博士の感化を受けた。四十二年七月同大學文科を卒業、哲學及び哲學史専攻の爲め直に同大學大學院に入學し、大正三年七月まで在籍この間大正二年四月には波多野精一博士と共譯のオイケンの「新理想主義の哲學」を出版し更に大正五年二月岩波書店から哲學叢書第三編として「哲學概論」を出版した。大正六年四月から天臺宗大學に於いて哲學概論及び哲學史を擔任。同七年六月波多野精一博士と共譯のカント「實踐理性批判」を岩波書店から出版した。尙此の頃から「岩波哲學大辭典」の編輯に従事した。同七年十二月から東洋大學に於て認識論及び論理學を擔任。同九年七月新潟高等學校講師として赴任し、哲學概論及び獨逸語を擔任した。同年十二月同校教授となり高等官五等從六位に叙せられた。同十二年高等官四等正六位に陞叙。同年五月文部省から哲學研究の爲め英吉利西獨逸、アメリカ合衆國へ在留を命ぜられた。同年十一月末獨逸ハイデルベルヒ大學に入學し、専らリツケルト教授講義を聽いた。聽講一年の後十三年秋同國フライブルグ大學に轉學し、こゝでは「現象學」の創唱者フツセル教授について専ら「現象學」を學んだ。十四年六月高等官三等從五位に陞叙。十四年十月歸朝。昭和

二年四月京城帝國大學教授(高等官三等)に任ぜられ、法文學部勤務、哲學史第二講座擔任となり、今日に及んでゐる。昭和四年二月高等官二等に陞叙、同年四月正五位に叙せられた。

○内藤智秀 (大和村)

明治卅三年鶴岡中學校卒業以後、鹿兒島第七高等學校を経て東京帝國大學文科に入學、西洋歴史を専攻し、大正二年卒業後、鹿兒島縣加治木中學校教諭、東京帝國大學圖書館司書、慶應大學教授及び外務省歐米局囑託等を経、山形高等學校教授となり、後外務省歐米局に勤務、大正十二年九月日本波斯通商條約締結準備の爲め、波斯土耳其中央亞細亞刺比亞地方の國情視察に派遣せられ、同十三年歸朝し、土耳其大使館勤務、コンスタンチノールブルを経て、昭和四年内地に歸還、目下外務省圖書課在勤中である。著書に「巴爾幹の變遷」「現代のバルカン」「宗教一攷史」等數種ある。

二 軍 人

○海軍少將 寺岡平吾 (手向村)

明治十年七月手向村に生る。手向學校卒業後、庄内中學校に入學、三學年修了後、東京に上り、

物理學校に數學を、國民英學舎に英語を學ぶ。二十歳海軍兵學校に入學、卒業して少尉候補生として練習艦金剛に乗り、内地支那濠洲を航海す。三十三年軍艦高砂に乗り組んで北清事變に出征、役後少尉に任官す。二十五年中尉に、三十七八年戰役には水雷艦長として旅順口を攻撃し、日本海々戰に奮戦す。大尉に進級し、功により勳六等旭日章及功五級金鷄勳章を賜はる。四十二年海軍少佐に昇進、海軍々司令部出仕となり、東郷大將副官を兼任す。四十四年鞍馬分隊長に轉じ、英國デジョージ五世陛下の戴冠式に參列す。同年末、横須賀豫備艦隊司令官、東伏見宮依仁親王殿下の副官に補せらる。大正三年日獨戰爭に従事し、同年海軍中佐に任ぜらる。功に依り勳三等旭日章及金一千百圓を賜はる。大正六年鎮海要港部參謀長となる。七年大佐に進み、九年春日艦長として米國「メーン」洲獨立百年祭に參列し、日本軍艦として始めて巴奈馬運河を通過す。歸朝後鞍馬霧島の艦長を経て、十一年陸奥艦長となる。十二年關東震災の救助に任ず。同年海軍少將に進み、横須賀鎮守府參謀長となり、震災後の復興計畫に參す。勳二等に敘せられ、瑞寶章を賜はる。十四年春第三戰隊司令官となり、同年末軍令部出仕となる。十五年九月待命仰付られ、昭和三年四月豫備役仰付らる。三年大阪佛教會館々長に聘せられて今日に及ぶ。

○海軍大佐 大澤玄養 (手向村)

明治四十八年八月手向に生る。手向村大東學校庄内中學校海軍兵學校より海軍大學に進み、後東京帝國大學理學部に學ぶ。海軍無線電信電話の重要な發明に成功し、其の筋に於いては近く表彰すべく審査中であるこの事。現に大倉商事株式會社直營昭和製作所技師長として、陸海軍諸兵器の製作に従事してゐる。

○海軍大佐 黒羽根秀雄 (手向村)

明治十五年八月手向村に生る。庄内中學校を経て海軍兵學校に入學、明治卅七年十一月同校を卒業し、少尉候補生として韓崎扶桑等に乘組み、日露戰役に於ては樺太方面に活動す。八月海軍少尉に任ぜられ。卅九年四月日露戰役の功に依り勳六等單光旭章を賜ふ。同年九月海軍中尉に進み、四十三年十二月海軍大尉に昇進す。大正三年日獨開戰となるや第一南遣枝隊として南洋及び南米方面巡航、索敵の任務に服す。大正五年十二月海軍少佐に昇進、大正八年十二月常磐運用長兼分隊長として地中海方面へ回航して警備の任につき、九年十二月海軍中佐に進む。大正九年十一月には大正四年乃至大正九年戰役の功に依り、金二千四百圓を下賜せらる。十年一月勳三等瑞寶章を授けらる。以後須磨副官、海軍兵學校教官に歴任したが、

十二年五月、十二指腸潰瘍に罹り、以後健康勝れず。大正十四年十二月海軍大佐に昇進す。佐世保海軍人事部長を経て十五年對馬艦長に任ぜられたが、不幸十二指腸病の再發に逢ひ、昭和二年三月待命仰付られ、四月一日豫備役に編入になつたが、同月九日遂に卒去す。年四十六、同日特旨を以て位一級進められた。

○海軍大佐 西川速水 (藤島町)

父を西川武次といひ、其の長男に生る。明治廿五年四月酒田琢成小學校高等二年より藤島小學校に轉校す。庄内中學校を出て、明治卅六年十二月海軍兵學校に入學、卅九年同校卒業、少尉候補生として橋立に乘組み、南洋、東支那方面に遠洋航海に出で、四十年十二月海軍少尉に任ぜらる。四十二年八月海軍砲兵學校に入學、十月中尉に昇進、十二月海軍水雷學校に入學、大正元年十二月海軍大尉に昇進、大正三年八月膠州灣直接封鎖配備及哨戒任務に従事、大正四年十一月に大正三四年戰役の功に依り勳五等雙光旭日章及金七百圓を賜ふ。以後第一艦隊艇長、高崎分隊長、吳鎮守府陽炎驅逐艦長兼海軍水雷學校教官をへて、吹雪艦長となり、大正八年十二月海軍少佐に進む、大正九年十一月、大正四年同九年戰役の功に依り、勳四等瑞寶章並に金五百圓を下賜せらる。海軍水雷學校特修科より野風艦長心得となり、大正十二年海軍中佐に昇

進し、磯風驅逐艦長に任ぜらる。大正十四年佐世保防備隊附より見島艦長、早瀬副長に歴任し、十五年八月勳三等瑞寶章を授けらる。尙大正十五年には南洋、昭和二年には北米視察航行をなし、同年第廿一驅逐隊司令となる。昭和四年青島特務艦長に轉じ、十一月海軍大佐に昇進、横須賀鎮守府附被仰付、同十二月待命被仰付、同十二月廿四日正五位に昇叙せられ、廿五日豫備役仰付けらる。

○海軍大佐 佐藤文吉 (余目町)

海軍大佐佐藤文吉氏は、明治十八年九月廿八日、余目町の舊家佐藤清三郎氏の第三男として呱呱の聲をあげた。余目小學校、高等科卒業後、莊内中學校を経て、明治三十八年海軍兵學校に學び、卒業の翌年遠洋航海として北米海岸を視察す。後、海軍砲術學校、海軍水雷學校、海軍大學、乙種に學ぶ。大正四年日獨戰爭に於ける功勞により勳六等瑞寶章及金貳百圓を、又大正十四年露領方面出兵に關する軍務の勤勞により金貳百圓を下賜せらる。同年吳鎮守府軍法會議判士を命ぜられ、續いて海軍兵學校副官に補せらる。越えて昭和五年敷島特務艦長に、翌年佐世保鎮守府付となり、海軍大佐に任ぜらる。同年豫備役仰せ付けらる。

三 貴衆兩院議員

○齋藤良輔 (余目町)

氏は弘化三年余目町字下朝丸に生れ、幼時上野潤六及び都丸廣治、照井璞平を師として學ぶ。明治十年余目村里正に任ぜられ、同十二年跡村戸長となる。その間村治に精勵し、特に意を教育に注いだ。同十三年縣會議員に當選す、以後政界に活躍し、再三縣議に當選し、十九年十月推されて縣會議長となる。同廿四年露國皇太子の湖南事件につき、山形縣民總代慰問使に選ばれ、神戸に向ふ。同廿五年第一回の衆議院議員に當選し、爾後當選六回、代議士として國政に與ること三十余年に及ぶ。

同廿七年の酒田大地震に際しては、中央政客を説いて被害地救済のために献身幹旋した爲め、酒田、松嶺兩町から鄭重な感謝狀を贈られた。同三十九年勳四等に叙せられたが、以後健康勝れず、爲に斷然公生活より退隱して靜養をつゞけ、同四十二年六月遂に六十四歳を以て逝かれた。